

327

216

# 日本水産捕採誌

第七

農商務省水産局

日本水産捕探誌 第七

目次

第三編 特殊漁業

第一章 扱釣具類

第一節 突 貝

第一 徒 藉

第二 流 丸 藉

一 見 突

二 鱗 突

三 藉

四 鋸

第三 蛙 藉

目次

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
一〇  
一一  
一二

大正  
1.11.26.  
内交

第四 足形漁……………一三二

第五 海鼠突……………一三三

第六 鮑捕磯鑿……………一三五

一 筑前地方の鮑漁業……………一二一

二 安房國に於ける鮑漁業……………一二二

三 肥後國に於ける鮑漁業……………一二三

四 陸前國に於ける鮑漁業……………一二四

第七 鮑突……………一二五

第八 榮螺突……………一二九

第九 西施舌突……………一三〇

第十 玉跳突……………一三一

第十一 竹蛭突……………一三二

第十二 牡蠣起……………一三四

第十三 カナサイ棒……………一三五

第十四 章魚突……………一三六

第十五 泥鰓突……………一三七

第十六 針叩……………一三八

第十七 鐵楔……………一三九

第十八 突漁……………一四〇

第十九 胤胴獸ハナレ……………一四三

第二十 鱒鉈……………一四三

第二十一 海龜突……………一四四

第二節 鈎 具……………一四六

第一 打鈎……………一四八

一 北海道にて使用する鱒鈎……………一四九

二 小笠原にて使用する蠍龜鈎……………一四九

三 越後地方にて使用する鱒鈎……………一五〇

第二 鮭鱒捕鈎……………一五一

第三 蛸釣……………五十四

一 北海道にて使用する蛸釣……………五十七

二 石見地方にて使用する蛸釣……………五十七

三 陸中地方にて使用する蛸釣……………五十九

第四 鰻鎌……………五十九

第五 藁藁釣……………六十一

第六 鮎刈釣……………六十一

第七 鮑懸……………六十二

第八 海鼠懸……………六十三

第九 玉珧釣……………六十四

第十 煙捕……………六十六

第十一 石勃卒搔……………六十七

第十二 淡菜釣……………六十八

第十三 摩釣……………七十一

第十四 藻採釣……………七十二

第十五 鎌……………七十三

第十六 昆布採底引……………七十三

第三節 挾振具……………七十四

第一 榮螺捕……………七十六

第二 鰻挾……………七十七

第三 鷺掴……………七十八

第四 真珠貝挾……………七十八

第五 牡蠣挾……………七十九

第六 昆布採具……………八〇

第七 和布採……………八五

一 因幡國に於ける和布採……………八六

二 志摩國及伊勢國に於ける和布採……………八六

三 安藝備後地方に於ける和布採……………八六

第八 荒布採.....八八

一 陸奥地方に於ける和布採.....八八

二 志摩國に於ける和布採.....八九

第四節 爬 具.....九〇

第一 貝搔.....九〇

一 陸前地方に於ける貝搔.....九〇

二 筑後地方に於ける貝搔.....九二

三 安藝、備後地方に於ける貝搔.....九二

第二 海茸採.....九三

第三 牡蠣採.....九五

第四 鰕蛄掘.....九七

第五 蛤搔.....九七

第六 ヒツチキ.....九八

第七 鮎網.....九九

第八 蝸搔.....一〇〇

第九 鰕搔.....一〇一

第十 玉洩搔.....一〇二

第十一 カナドウ.....一〇三

第十二 藻桁.....一〇四

第十三 藻搔.....一〇五

第十四 安德和布採.....一〇三

第十五 石花菜採.....一〇七

一 志摩國に於ける石花菜採.....一〇八

二 紀伊國に於ける石花菜採.....一〇九

三 出雲國に於ける石花菜採.....一一〇

第十六 藻貝搔.....一一〇

第十七 海蘊採.....一一二

第十八 蜆搔.....一一三

第十九 貝巻……………一三三

一 伊勢國柔名郡に於ける貝巻……………一二五

二 伊勢國三重郡に於ける貝巻……………一二七

三 武藏上總地方に於ける貝巻……………一二九

四 上總國九十九里に於ける貝巻……………一三〇

第二十 眞珠貝網……………一三三

第二十一 烏貝網……………一三三

第二十二 海鼠八尺……………一三五

第二十三 海扇八尺……………一三六

目次終

日本水産捕採誌 下卷

農商務省水産局編纂

第三編

特殊漁業

第一章

扱鈎具類

第一節

突 具

凡そ鋒鋸を有する鐵具を棒頭に施し之を以て水族を突きて以て捕獲するもの此  
 數多し隨て名稱一ならず然れども之を概稱するの正名なし因て按するに説文に  
 箝は刺也周禮に鼈人時を以て魚鼈龜蜃凡雜物を箝すとあるもの以此具の概稱  
 とすべきに似たり然れども之を箝具と稱せんか俗に通し難きを奈何せん故に今  
 茲には突具と爲す

突具中を大別すればササ蟹類ササ類の二者に歸すササとは尖頭銳利なる鐵鋒に木製若く

は竹製の柄を付け其柄を把持して水中の魚貝類を突き捕るの具なり其鐵鉞は單一なるものあり兩條のものあり數條のものあり又其鉞の三條以上のものは並列せるあり鼎足状を爲せるあり而して之を使用するに船上よりするあり水中を徒行して突くあり或は水中に潜入して用ゐるあり皆其場所と捕らんと欲する所のものに應ず其稱呼も「ヤス」と云ふあり「ヒシ」と稱ふるあり或は「ホコ」と謂ふ地あり或は其捕る所の物に依り直に饋突き章魚突き等と稱ふるあり當に各條下に就て記述すべし又柄を附けずして之に代ふるに綱を繋ぎ之を持し上下する所のものあり竹煙突及び或る一種の海鼠突の如き則ち然り又鉞状を爲さずして一種の變形を爲せるものあり鮑採具牡蠣採具の如き是なり斯の如きは稽とは謂ふべからずと雖とも突具たるの故を以て皆此類中に收む

「ヤス」と「ヒシ」とは固より同物にして異稱なり而して和名抄に籠の字を以て「比之」と訓し且鐵を以て棹頭に施し因て以て魚を取るなりと註せり故に後世之に従ひ籠の字を用ゐるものあり然れども籠は籠の字の一轉せるものにて説文に籠は魚を罩する者也とあり爾雅に籠は之を罩と謂ふ郭注に魚を捕る籠なりとあり然れば

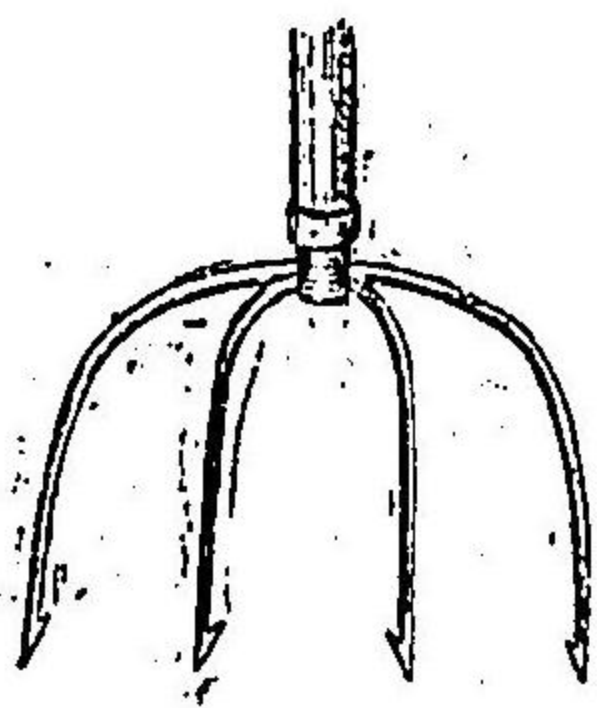
則籠の字は「ヒシ」に當らす而して和名抄に籠は魚を取るの筥なりとあれども籠の字は前にも云へる如く説文に籠は刺也とあれば却て「ヤス」「ヒシ」等に幾し乃ち和名抄の説は共に誤れること知るべし世人往々其誤りを襲ふを以て因に茲に辯す  
鉞とは尖頭銳利なる鐵具に假に木柄を箴め其柄を執り稍や距離ある海面に浮へる魚龜海獸等に投げ以て突き捕るの具にして之を投すれば柄は脱出して唯鐵具のみ彼れか身肉に止まり之に附けたる綱は漁者の手中に留存する装置のものなり其容易に棹頭を離るゝを以ての故に之を「ハナレ」と稱ふる地あり又稽と混同して共に「ホコ」と稱ふる地あり鐵鉞は單一なるものあれども稽の如く細からず下方開けて兩翼状を爲すものを普通の品とす或は三尖のものあり共に主として船上より投射するものにして陸上よりするものなし「モリ」に當つるの字從來魚槍と書けるあり稍又は稽又は矛の字を用ゐるあり或は鉞と云ふ字を製作して俗間に用ゐるあり蓋し字義を正さば稍の字を用ゐるを妥當とすべしと雖とも世上概ね鉞の字を以て通用す故に本篇亦之に従ふ其通し易からんことを欲すればなり元來鉞は捕鯨に於ての最要器なれども捕鯨の事は別に記述すべきを以て此には自餘

の魚類其他を突き捕るものゝみを記す

### 第一 徒踏

徒踏は内灣近岸の淺處に入り水中を徒歩しながら沈底魚類を突き捕るものなり  
第一圖に示すは東京内灣隅田川又は中川等の落ち口の所に使用するものにして

徒踏 圖一



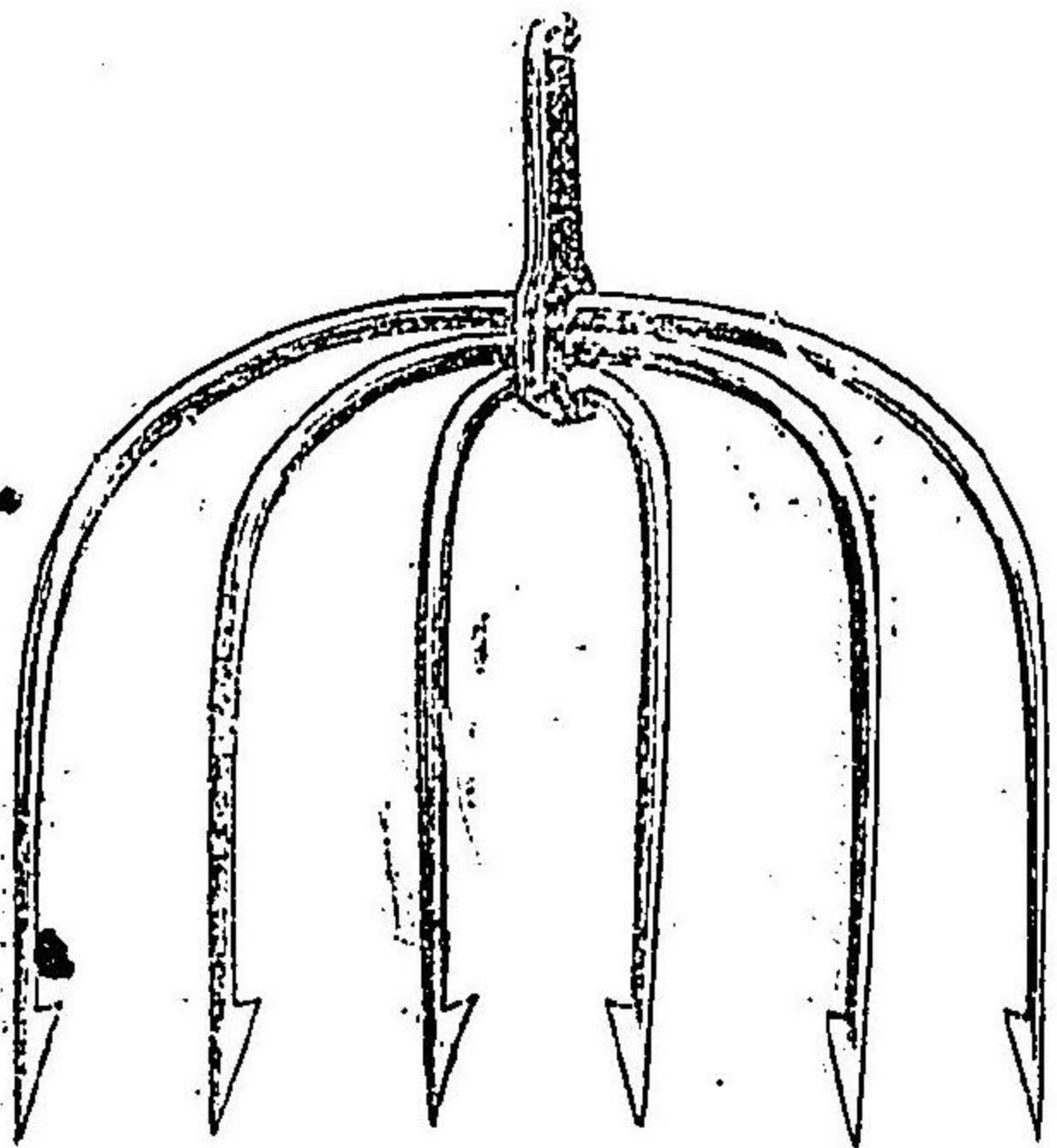
柄は楯にて作り長さ凡そ一尋とす此の具を使用する  
には豫め腰に巻を附け足に鐵製の履狀にして底に鐵  
の如き釘を立てたるもの方言之を鐵鞋と云ふを履き  
干潮の時を候ひ海中に入り縦横徒行し其魚を踏みた  
るときは踏みたる儘足を擧ぐることなく直に踏を執

て之を突き捕るなり期節は四時共に可なり獲る所の魚は鰈、鰯、赤鯮の類とす但た  
陰曆六月より十月頃まで即ち赤鯮の洲に上るときに限り鐵鞋を以て踏むことを  
爲さず是れ若し誤りて之れを踏むときは其の毒針に螫さるゝの恐れあるを以て  
なり

### 第二 流れ踏

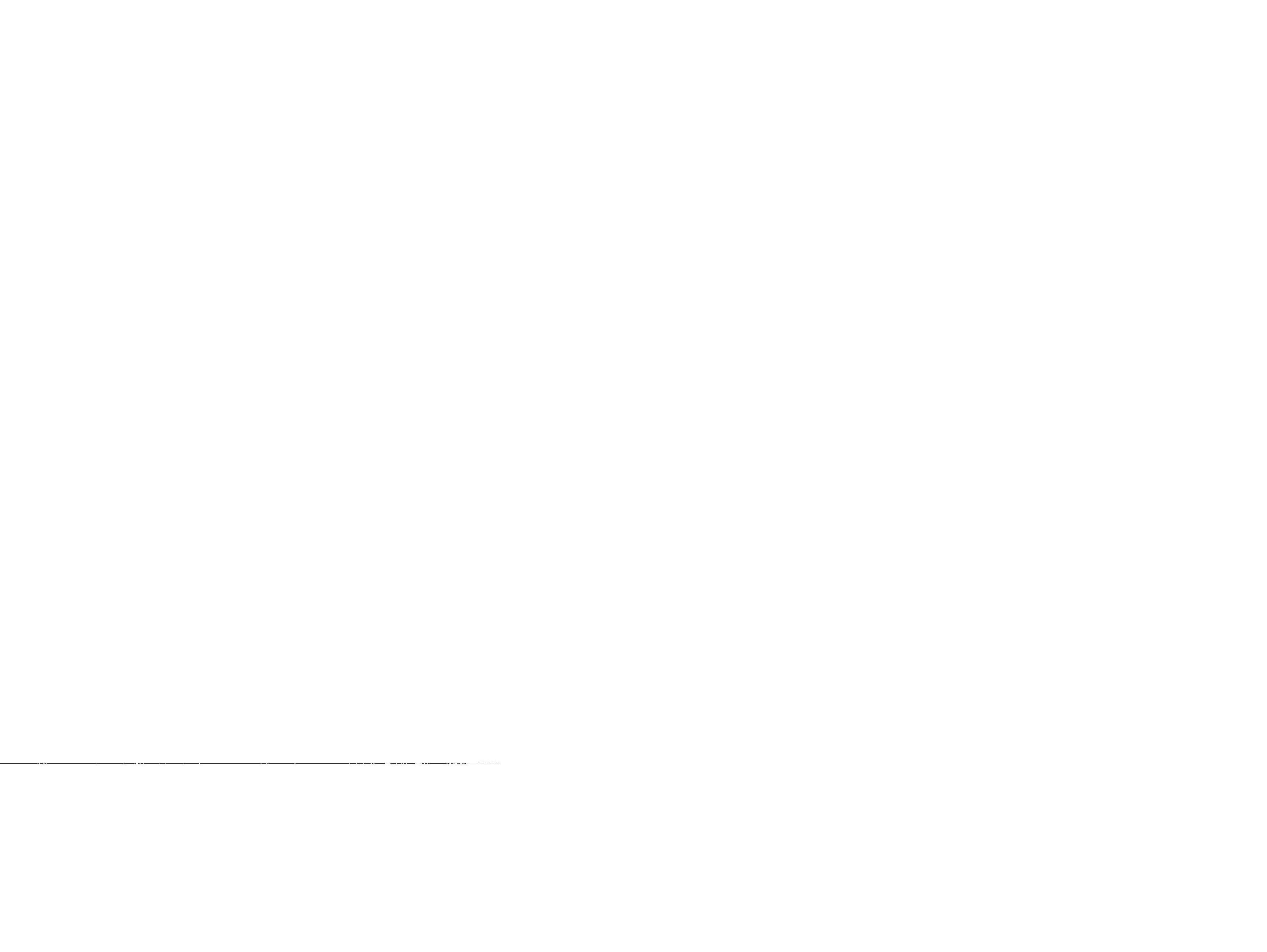
流れ踏は船上より踏を下し突き捕るものにして第二圖に示すもの亦東京内灣に

流れ踏 圖二



ども魚若し稍や大なるときは踏を横に舉げ直ちに船中に落すなり故に此の際他  
の漁人が之れが妨げとならざらん爲め一同踏を舉げて之れを避くるを例とす此



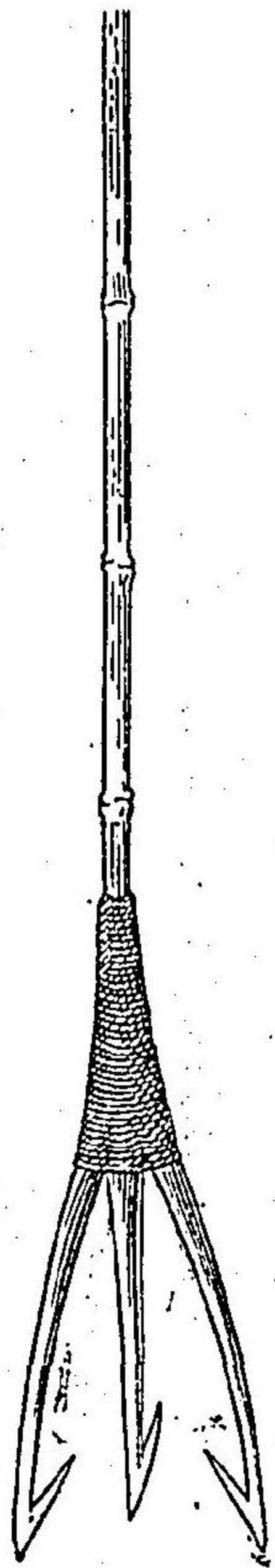


之に追尾し漁者は猪を執りて船頭に立ち魚の往く所を注視す既にして雄魚の來りて其雌を挑むを認めれば直ちに猪を投して之れを刺し柄に繫きたる網を取て之れを引寄せ纏網を以て抄ひ捕るなり老巧なる者は十投十中過まることなし故に此の漁業を爲す區域は僅かに方數十間の間に過ぎざれども時に頗る奇利ありと云ふ期節は盛夏の候四五十日の間とす該地に於て罔を用ひずして突き捕るものもあれとも獲る所甚た少なし

三 猪

肥後國天草郡に於ては猪を以て魚を突き捕るものを銚漁と云ふ全郡大抵之を爲

五 猪

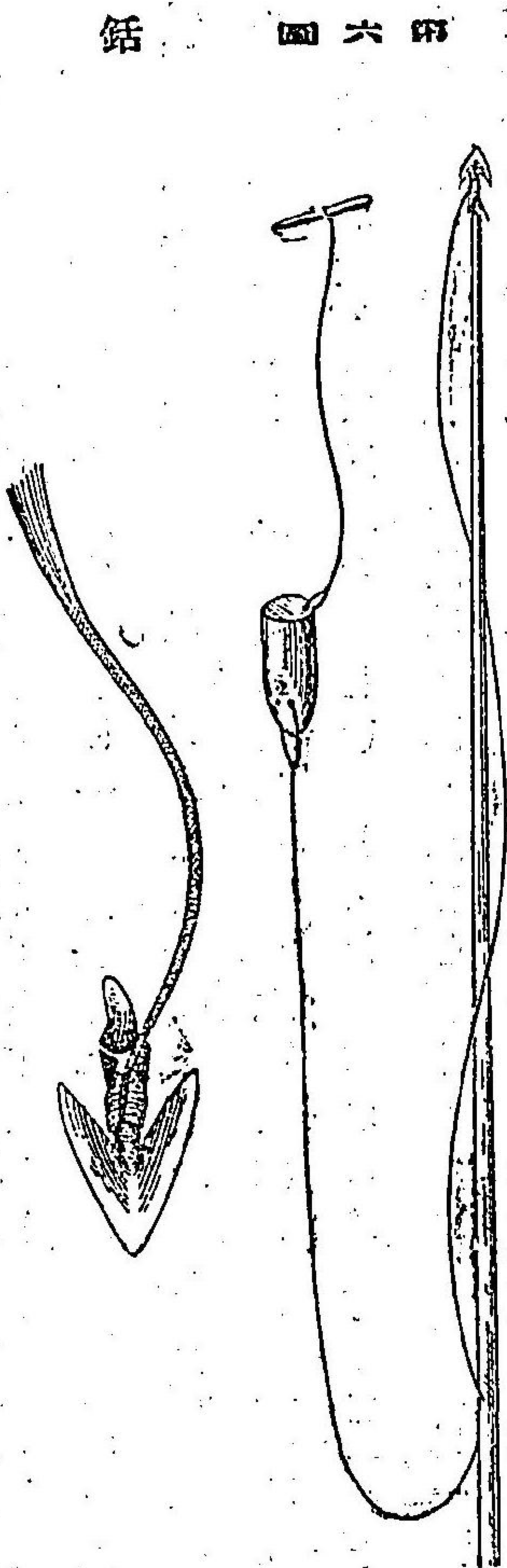


さるなしと雖とも其の最も巧熟なるは中田村の漁人とす現今此の漁を以て營業とする船凡そ三十餘艘あり近年内海は十分の漁獲なきに由り對州及び朝鮮近

海に出漁するもの多し常に過半は客漁し數十日を経て歸帆とす捕獲極めて大なり其の猪は三銚にして左右は四寸八分中央は三寸八分とし之れに竹の柄を附す船一艘に漁人四人以上六人乗組む其の増減は漁場の遠近に依る此の漁は暗夜舷側に篝火を焚き水中を照らし深さ四尋以下にして山脚出沒暗礁起伏の處を漕ぎ廻り夜を徹して業を爲す突手に一番銚二番銚の稱あり一番の位置は船首とし二番は船の中部篝火の側に在り船は二挺の艦を盪かして進行せしめ突手は各々猪を執り眸を凝らして魚を覗ふ若し此の時水面連波を起し水底明瞭ならさるときは魚油を撒布して透明ならしむ而して魚を認めれば直ちに猪を下す其の之を下すや百發百中皆狙ひを達はす悉く魚首を貫く蓋し突魚の要は一猪の下に魚をして即死せしむるに在り若し誤て他の部局を突き魚を傷け半死ならしむるときは腐敗速かなるのみならず大に外形を損し市場に出して價頗る差あり此の漁の巧拙一に是に在りと云ふ突く所は魚の何たるを問はず苟も猪の力に堪ゆるものは皆以て捕獲するなり

四 銚

安房國安房郡の外海富崎村邊にては近來一種の突具を使用す其の器は第六圖に示す如く形銛すきと同一にして至て小さく之に長さ八尺許の櫛の柄を倏め突具の軸を細き麻繩にて括り柄も亦同じく麻繩にて括り其二條の繩の末を集めて之を長さ七尋許の綱に繋ぎ綱の末は漁者の手に握るべく爲したるものなり元來魚類は



銛 圖六

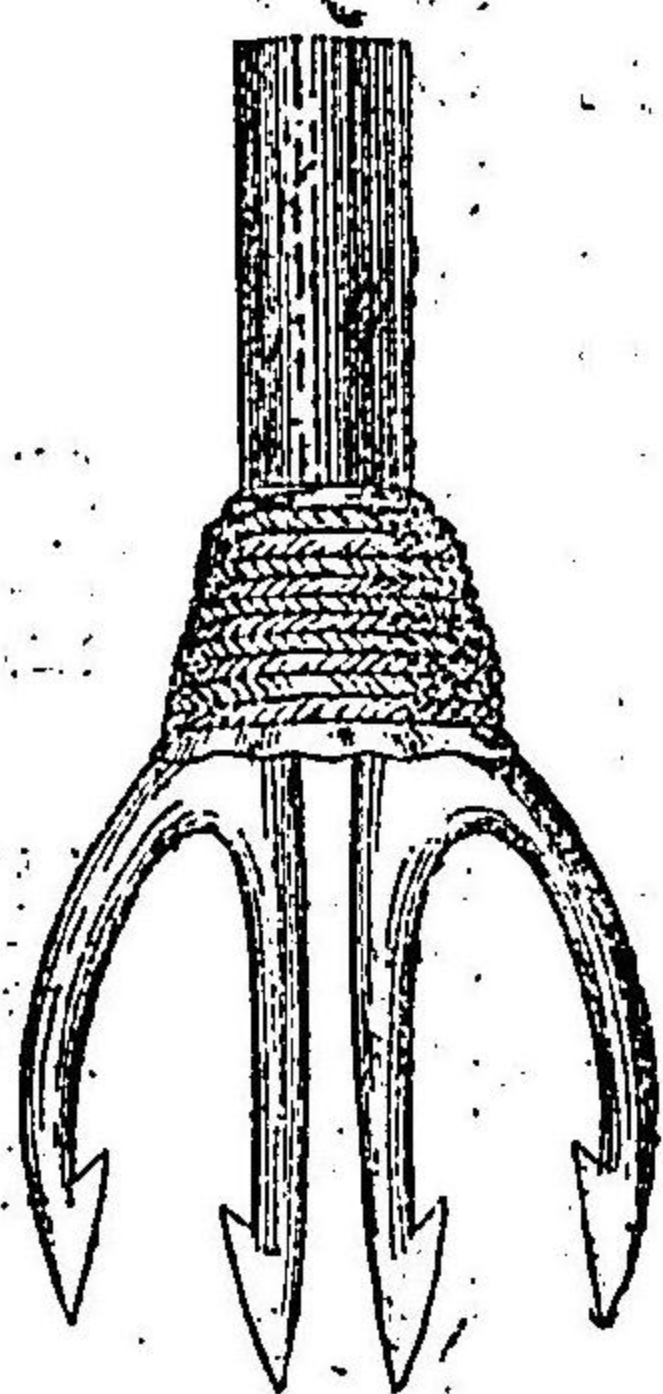
盛夏炎暑の候風無く波貼するときは皆海底に沈潜し眠るが如く敢て浮はさるものにて斯る日には海上に至るも漁獲なきを以て漁者概ね休業す因て其の閑に乘し此器を携へ柄と綱と共に隻手に握り近海十尋以内位の處に潜没し魚の在るあ

れは其の何たるを問はず突て之を捕るなり若し魚の多くあるときは器を合て其儘浮ひ出つれば柄は浮標となり海面に浮ぶを以て更に別器を執り復た潜入して魚を突く斯の如くするもの數回竟に浮標となれる柄を收拾し突きたる魚を捕獲するなり若し又勢力強き大魚に遭著したるときは數人聯合し一齊に潜入し交々銛を下して突き捕ることあり

### 第三 鮭 摺

北海道に於て使用する鮭摺は鐵を以て四銛を作り長さ凡そ三寸七分許にして之に二尋餘の木柄を附け摺と柄と接續する所に綿布を巻き其上を麻繩にて巻き固めたるものなり此の具は鮭の河流に游泳するを目撃すれば或は岸上より或は水中に入り直ちに之を突き捕るなり

摺 鮭 圖七



### 第四 足形漁

筑後地方に於て足形と稱ふる漁事あり其期節は夏至の頃より始まり立冬の候に至る此の漁を爲すには湖の干方を置り沖合深さ三四尺位の所に至り湖の流れに沿ふて凡そ二三丁位の間各所に泥中を徒歩して足形を残り置し置く其深さ足首までを度とす而して履み始めと終りには竹棒を建て、目標とす斯の如くなして一晝

八 足形漁の用

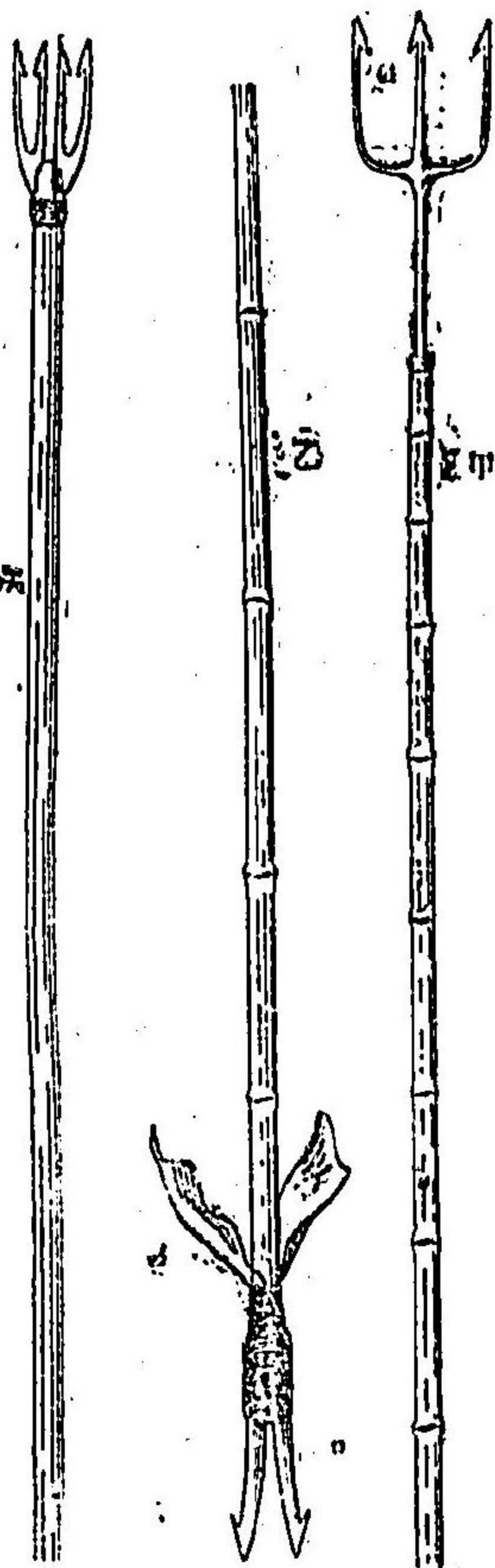


夜を經過すれば魚自から足形の中に来り此を巢窟となし湖上に向て接止するか故に干潮の時足形を探りて其魚を攫み捕る若し海水深くして手の及ばざるときは足にて魚を履み鉢を以て突き捕るなり其鉢は二尖にして長さ四寸許之に長さ一尋許の竹の柄を附したるものなり或は魚を足の指に挟み捕る者もあれども是れ老練ならされは爲し能はず獲る所の魚は鞋底鱧石首魚フナコーナイ等なり

### 第五 海鼠突

海鼠の漁法は大抵鼠桁網を用ひるものなれども海底網を引曳するに堪へざる場所に於ては猪を以て突き捕るものあり其の具は猪の最も細小なるものにして軸

海鼠突 一具

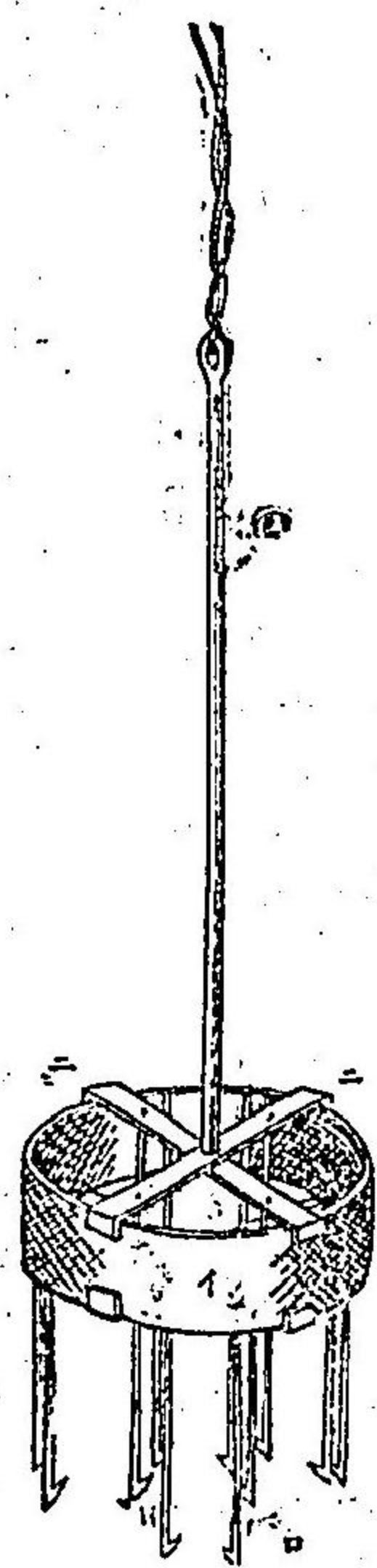


甲 安藝國にて使  
用するもの  
乙 肥後國にて使  
用するもの  
イ 白水綿  
ロ 長一寸五分  
跨り六分  
丙 北海道にて使  
用するもの

の長さ凡そ二寸五分の長さ凡そ二寸位にして二鉢三鉢乃至五鉢のものあり之を竹竿の頭に嵌む竿の長さは海の深淺に従ふと雖とも大抵八九尺乃至三尋とす此に記す者は安藝國上浦下浦大芝の三漁場に於て専ら用ゐるものなれども地方に依り固より小差あり漁業の期節は十月より翌年三月までにして之を使用する

には小漁船一艘に漁夫一人或は二人にて潮流極めて緩慢なる處に船を停め水底を覗ひ若し漣波起れば油を點撒して透明ならしめ海鼠の在るを認むれば稽を下して突き捕るなり然れども是等は皆淺處に用ふべきも十尋以上の深處にして殊に暗礁間に棲息する海鼠を捕らんこと頗る難しとす然るに明治廿三年第三回内國勸業博覽會に於て若狹國高橋權六の出品せる海鼠突具は能く深處に在るもの

海鼠突具 十突 二具



イ 胴輪  
ロ 鉢  
ハ 心棒  
ニ 桁

を捕ることを得るを以て該地方にては多く之を使用すと云ふ其器は第十圖の如く總て鐵を以て製し圖中(イ)の胴輪は周圍三尺五寸厚さ二分高さ三寸許(ロ)の鉢は十二本あり各々長さ一尺太さ四分(ハ)の心棒は太さ二寸長さは(ニ)の桁より上二尺五寸(ニ)桁鐵は厚さ二分幅一寸二分にして全量總て二貫五百目あり上下の桁鐵は

胴輪に釘止めし尙ほ鐵鎖を以て心棒の下部に縛す上部桁鐵の所には白色の貝殻又は陶器を附着し以て其所在を見易からしむ心棒の上頭は手繩に繋ぐ其繩は麻製周圍凡そ一寸長さ凡そ十六尋にして澁汁にて染む此の繩を持ち器を海底に下し之を上下して海鼠を突くに深さ十五尋の處に在るものをも突き獲るの便ありと云ふ

第六 鮑捕磯鑿

磯鑿は潜水して鮑を起し捕る器にして志摩地方の方稱なり他方にては稱呼を異にす各下に記す抑も潜水漁業は本邦上古より行はるゝ所にして垂仁天皇の朝倭姫神宮御膳の御贄所定めに行啓ありて島國今の志摩國國崎島に湯貴の潛女を定め給ひけること倭姫世紀に見ゆ此の業を古は「カツキ」と云ひ其潛女をば「カツキメ」と云ひけり以て當時よりして女の業とせしを見るべし然れども男子も亦之を爲せしことは允恭天皇淡路島に濱し給ひて阿波國長邑の男狹磯に潜せさ遂に大なる鮑を獲給ひしこと日本紀に見えたり乃ち此の業の由來最も舊きを知るべし今

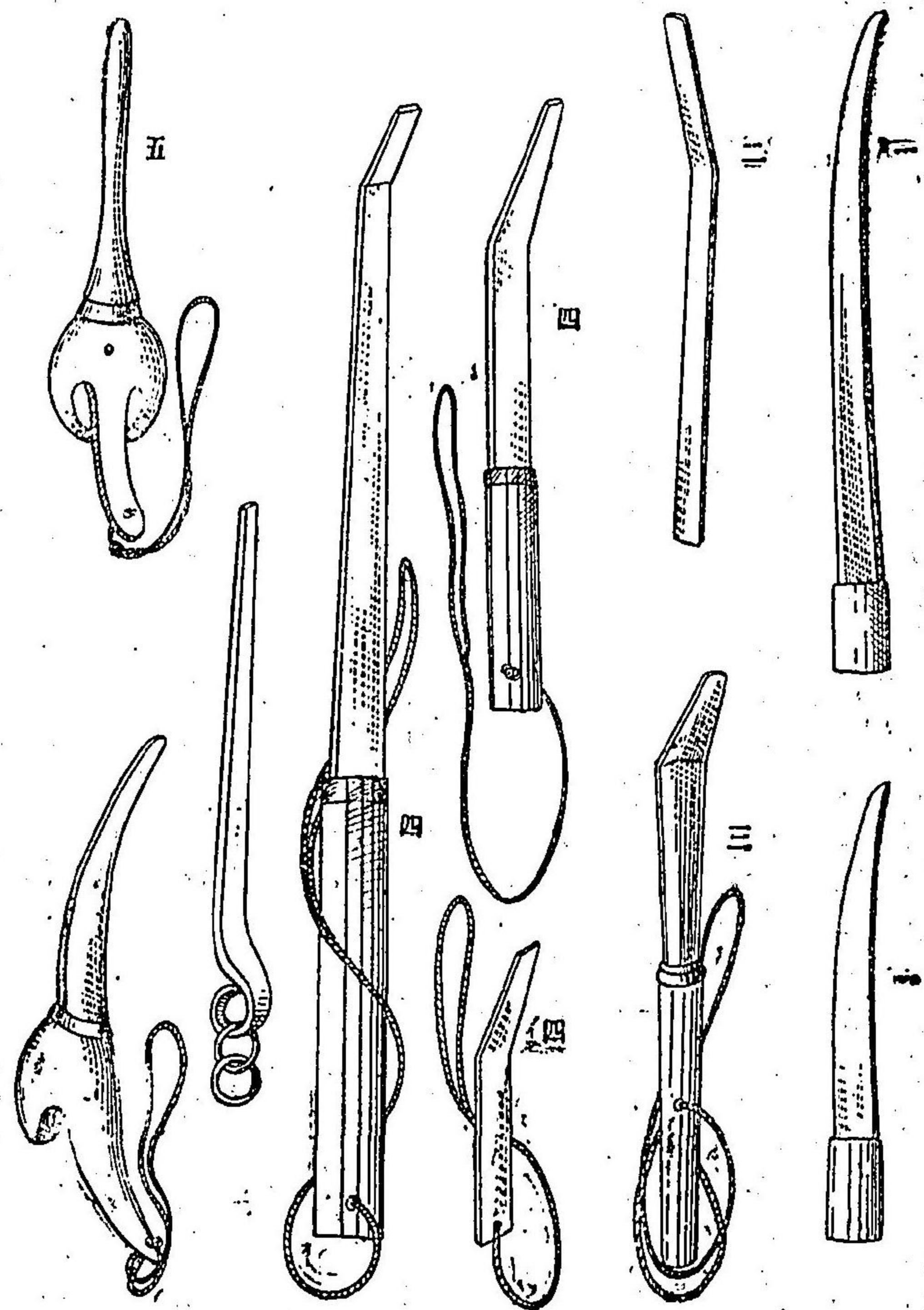
は「カツキ」と謂ふものなく「裸蟻」又は單に「アマ」と云ふ元來「アマ」とは漁人を汎稱する古言なりしも轉じて潜水漁にのみ用ゐることゝなれり前に述たる如く志摩國荅志郡國崎村は垂仁天皇の時より今に至るまで一千八百餘年連綿として此の業を爲し最も舊き地なれども其盛なることは今は同郡石鏡村相差村等は却て國崎村の右に出づるに至れり

國崎石鏡相差濱島諸村に於ける裸蟻は皆婦人の業とし男子は之を扶け及び船を行るのみにして潜水せざるものとす漁業の季節は五月より十月までにして漁場は海底の深さ凡そ五六尋より十四五尋を極度とし巖礁に裙帶菜の簇生する所を擇ふ是れ鮑は裙帶菜を嗜食し此に聚まるを以てなり

磯鑿は鐵にて製し第十一圖に示すが如く筧狀を爲し長さ一尺二寸或は一尺厚さ三四分末に至て稍や薄く少しく反あり是に長さ二寸許の木柄を附す或は鐵の長さ七寸許柄の長さ一寸五分許のものを用ゐるものあり

漁婦潜水せんとするには先づ海濱に火を焚き全身に煖を取り其火中には石を投じ置き而して各小桶の四五升入なるに水を湛へ彼の石を火より取出し桶中に投

鮑捕磯鑿具 (磯鑿)



- 一 志摩國にて使用するもの
- 二 筑前國にて使用するもの
- 三 肥後國にて使用するもの
- 四 安房國にて使用するもの
- 五 陸前國にて使用するもの

すること數回にして其水を温湯と爲す大抵華氏の百八九十度許なるべし之に蓋を密閉し携帶して船に乗る是れ潜水し浮び出て後煖を取らんが爲めに備ふるなり

潜婦を載する各船は初め一所に集まり其中先づ四艘を出し他船其後に従ふ此四艘は先導船にして其日の潮流及び日光の海底に透徹する度を按し深淺を測り而して或は十丁或は二十丁の距離を隔て、四隅に位置を定め錨を投じ各船の至るを俟つ此時四艘の船に在る潜婦は適宜の棒を手にし舷を叩き諸船に至れと告ぐ諸船其四隅中に入り錨を投すれば亦舷を叩て之に應ず其聲全く止むに従て潜婦は白布を以て頭及び腰部を纏ひ衣を脱して半身を海に投じ左腕を舷に掛け身を垂下して呼吸を試み右手に潮水を掬し船中に灑き又面部を濡す氣息既に定まるに及んで錨綱に縁りて潜没す此の時船に在る男子は左手に舷を把り右手に柄杓を取て汲み之を海上及び船中に灑く是れ潜婦の平安を禱るなりと云ふ而して右手に引棹と稱ふる長き竿を持ち海底を注視し以て潜婦の浮ぶを待つ潜婦は初め潜入するとき豫め腰に方言「スカリ」と稱ふる綱籠を帯ひ且磯盤を挿めるを以て既

に海底に達し鮑を認むれば磯盤を取て巖礁に附着せる鮑を起し捕り之を「スカリ」に收む之を捕るには迅速に鑿を突き入れ咄嗟に起し離すを要す若し誤て貝に觸れ鮑に感覺を與ふれば忽ち巖礁に密着し容易に離るゝものにあらず此時若し力を極めて捕らんとれば貝は破碎するも肉は尙巖礁に附着して離るゝことなし故に必ず快手ならざるべからず

既にして潜婦は其呼吸の迫らんとするに先たち鑿を腰間に挿み浮上すれば此時船上の男子は海底白布の浮かはんとするを視て直ちに引棹を下し潜婦をして之に縁らしめ竿を引き以て其浮上を扶く潜婦已に浮べば左手は舷に據り右手は面を撫し息を呼す其聲吹笛の如く人をして轉た勞苦を想ひ悲哀の情に堪へざらしむ既に呼吸し畢れば獲たる所の鮑を船に移し而して潜婦は又右手に潮水を掬して船に灑くを例とす其潜入時間は長息の者五十秒より一分時間を極度とす一潜の捕獲多きは四五枚に至る既にして其氣息常に復するに及べば復た潜沈す斯の如く浮沈すること暖和の候は七八回炎熱の時に至れば十三四回に及び業已に畢れば潜婦は船上より直ちに嚮きに貯へたる所の桶の湯を頭上より浴し一時煖を

取り頭及腰の白布を脱し乾きたる衣を被り一齊に歸る一行の捕獲二三貫匁より四五貫匁に至る既に岸に上れば前の如く焚火に煖を取り體温を復さしむ此の漁業は老練者にあらざれば之を爲すを許さざるものとす

此出漁には一船に男子一人潜婦は一人或は二人とし二人を過ぎざるものとす其男女は必ず夫婦若くは親子にあらざれば船を同ふせず若し止むを得ざる事故あれば兄弟姉妹の者とす是れ其舊慣なり蓋し潜婦の海底に潜沈してより男子船に在て呼吸の長短緩急を考へ其の頭腰の白布に注目し竿を下して其浮上を扶くる纜に其機を失へば則ち生命を誤る是れ肉親に非ざれば船を同ふせざる所以なり其潜婦は三十歳以上の者とす之を婦人の業となせるは女子は呼吸長くして頗る潜沈に堪ゆるも敢て險を冒さざるを以て過誤少なく男子は剛壯を恃み已に氣息の盡きんとするも猶獲んことを貪るものありて爲めに過誤多きが故なりと云ふ又未だ此の業に熟練せざる少女の浮桶を携へ近岸に游泳して各自隨意に漁することを許す其海の深さ六七尋の所にして桶と己れの體とを長さ芋繩にて繋ぎて潜沈し獲る所あれば浮びて之を桶に入れ身勞すれば縁り憩ふものとす此の漁法

に於ては大抵過失なしと云ふ用ゐる所の磯鑿は前者に異なることなし

志摩地方は舊慣に依り鮑捕潜水業は村内一齊に船を出し其先導者は日々交番するものとし一己の專業を許さず但し各自に桶を携帯し捕漁するものは別に制限なし又別段なる蕃殖保護法の設けなしと雖も石鏡村の如きは舊來鮑の小なるものは捕るべからざるものとなし同郡安乗村にては小鑿を使用せず故さらに捕獲に不便ならしめ以て稚小のものを保護するを舊慣とすと云ふ

一 筑前地方の鮑漁法

筑前地方に於ける潜水鮑捕りも亦婦人の業とすれども前者三重縣のものと其趣を異にする所あり今其異なる所を記さんに漁場の深さは五尋乃至九尋にして老練なる潜婦も九尋泳ぎ入るを極度とす使用する所の具は長さ一尺一寸幅七分許にして總て鐵にて作り其一端三寸五分許の間を上反らし別に柄を設けず漁法は船一艘に男子一人船頭となり潜婦二人又は三人を載せ隨意に出漁す其潜没するに臨み腰に藁帶を裝ひ(藁帶の事は用器の部に掲ぐ)右の腰に鮑の貝殻を挟み左



の腰に鐵籠を挿みて泳ぎ入る一沈毎に貝一枚を得之を手にして浮ぶを常とするが故に別に網囊を帯びず若し一回にて捕獲し得ざるか又は貝の群集する處へは右の腰に挟みたる鮑殻を取り之を裏向にして殘し置き海面に出て氣を養ひ而して復た海中に入り鮑殻の光輝を目標として其處に至り捕獲す其身體の冷るに及んでは船中に火を焚き煖を取りて後復た潜入す其潜婦の浮ばんとするとき男子は竹竿を下し之に縁らしめ浮上を扶くるが如きは前者志摩國の方法に同じ

## 二 安房國に於ける鮑漁法

安房國外海及び上總國夷隅郡に於ける潜水鮑捕りは往時は婦人の業なりしが今は概ね男子にして女子は稀なり其器具は「イソガ子」又「カツガ子」と概稱すれども其中又三様あり一は鐵の長さ一寸厚さ四分位の鑿にして頭の方は幅三分許通常の鑿の及の如く薄くして之に長さ八寸許の丸き木柄を附け握るに便ならしむ方言之を「エノミ」と云ふ二は巖石突兀たる場處に於て用ゐるものにして鑿の長さ六寸許元の方は幅八分厚さ三分頭の方は幅三分位とし柄を附けず故に方言「エナシノミ」と云ふ三は巖窟狹隘にして身體の動作不自由なる處にて用ゐるものなり鑿の

長さ一尺五寸幅八分厚さ四分許にして頭の方は幅三分位に作り之に長さ一尺許の木柄を附く方言之を「ナガエ」と云ふ漁法は一漁船に潜夫五六人と舵子一人乗組み潜夫は方言「スコシ」と稱ふる囊状のものを以て陰部を包み犢尾褌に代へ腰に一條の繩と網囊方言「タマリ」を着け「イソガ子」の柄に結びたる繩を首に掛け二人づゝ交互水中に入る漁場の深さは十三四尋位に及ぶ其深處に於て鮑を捕り「タマリ」に滿るときは「タマリ」に接続したる腰繩を解き放し「タマリ」は海底に置き其儘潜夫は海面に浮び出づ腰繩の一端は船上に在る舵子の手にある故に後船より引揚ぐるなり其他の方法は大抵前に記したる所に同じ該地方にては近年水眼鏡を掛けて潜入するもの多し水眼鏡の事に就ては猶下條に言ふべし

## 三 肥後國に於ける鮑漁法

肥後國天草郡二江村の潜水漁業は皆男子にして其術に精練なる恐らくは之が右に出づる地方なからん其漁獲物は獨り鮑に止まらず各種の魚類を捕へ又は雞冠菜を採ると雖も其鮑を捕るの器は前者安房國の「エノミ」と形を同くし鐵の長さ六寸四分許其先き二寸七分許は上に反らし元の方は幅一寸厚さ三分五厘許先きに

至て殺ぐ網籠も略ぼ安房國のものと同じ漁場は定まりなく漁船一艘に五人以上乃至八人位乗組み壹岐對島朝鮮等の海に出漁し短きも五六十日長きは三四ヶ月を経て歸航す大低周年客漁を専らとす其海に潜入するには近年水眼鏡を掛る(形状は用器の部に掲ぐ)之を用ゐるには初め先づ海水を汲み眼鏡を浸して左右の空氣囊を柔かならしめ護謨の小管より空氣を吹き込み鏡内に充實せしめ栓を以て管口を塞ぎ之を掛くるなり潜水の時間は人毎に長短均しからずと雖も大抵七八十秒より長きは百一二十秒に至り深さは三十尋に及ぶ其深處を探るに當りては沈底に時間を費し海底に達する頃早く呼吸切迫し勞働の暇なきに依り鉛板を提げ體量を加へて沈潜を速かならしむ

#### 四 陸前國に於ける鮑漁法

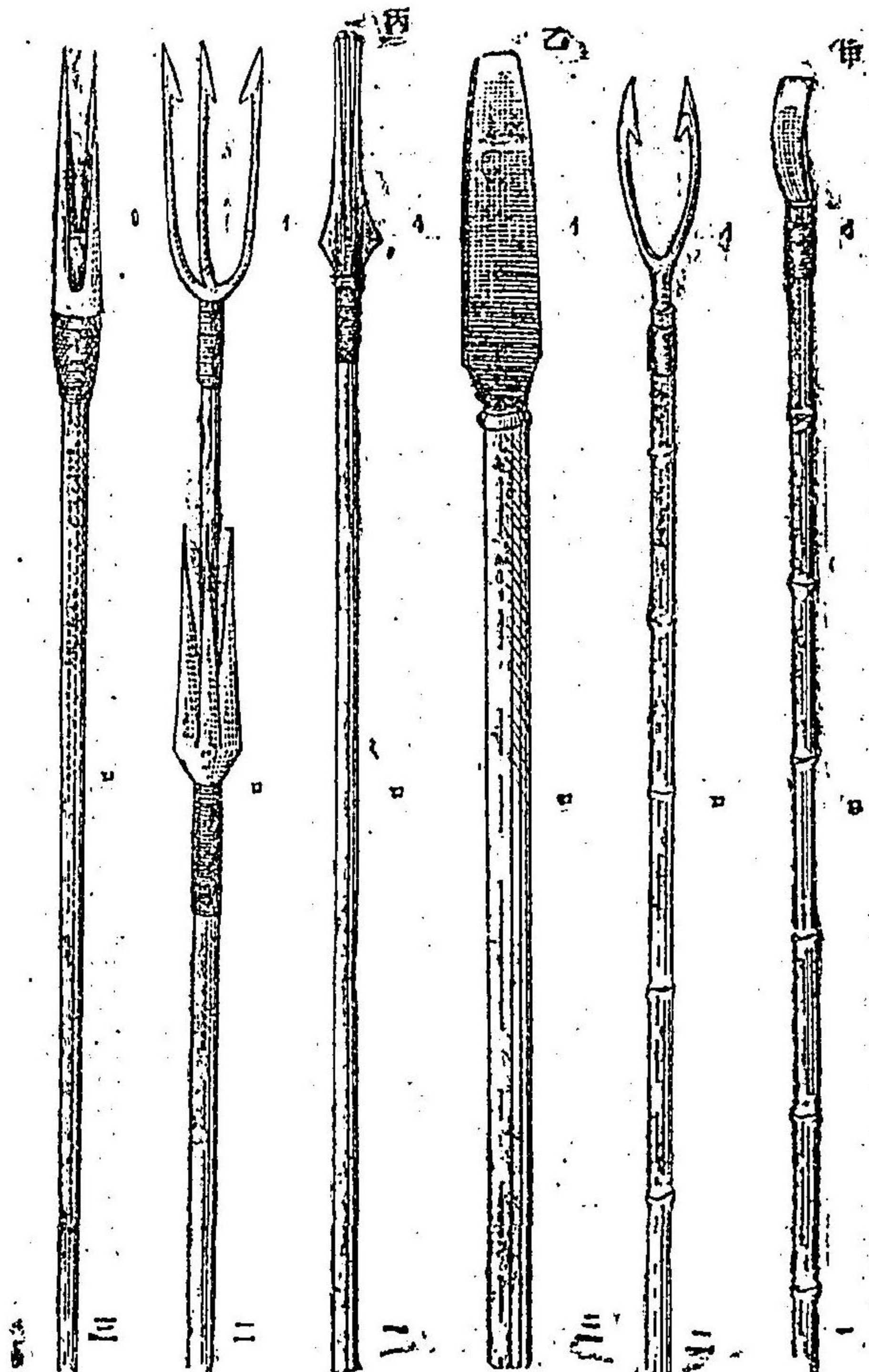
陸前地方の潜水鮑捕りは安房國のものに略ぼ似たれども其器は方言「ナサン」と云ひ形狀を異にす即ち柄の外に出でたる鐵の長さ六寸五分柄は杉を以て作り之に鏝を設く蓋し巖礁に觸るゝも手を傷ふことなからんが爲めなり其柄の最端に孔を穿ち麻繩を通し之を肩より左の腋下に引懸け海中に入るなり

### 第七 鮑 突

鮑は北海に於ては夏季も突て捕れども其餘の地方は夏は専ら潜水漁を爲し冬時に至れば踏を用ふるもの多し是寒冷の候には潜水し難きのみならず塵埃沈淀して海水透明突具を用ふるに便なればなり

此の漁具は二種を併用すべきものにして其一は鐵製の籠狀のものに柄を附したるもの其一は二銚若くは三銚の踏なり之を使用するには漁船一艘に漁夫一二人乘にて鮑の棲息すべき岩礁ある處に至り先づ油を海面に點滴して水中を透明ならしめ(志摩地方にては米糠を口に含み之を海面に吹散して水中を透明ならしむ)而して鮑の岩石に附着するを見れば先づ鑿狀の具を下し鮑をば附着せる岩石より突き落し次に踏を以て腹部及び口邊を避け身肉を刺し之を引揚げ捕獲するなり  
此漁具は各地方に依り形狀に小差あり又其稱呼を異にす故に其二三を圖出し之に稱呼を附す

鮑突 三十三

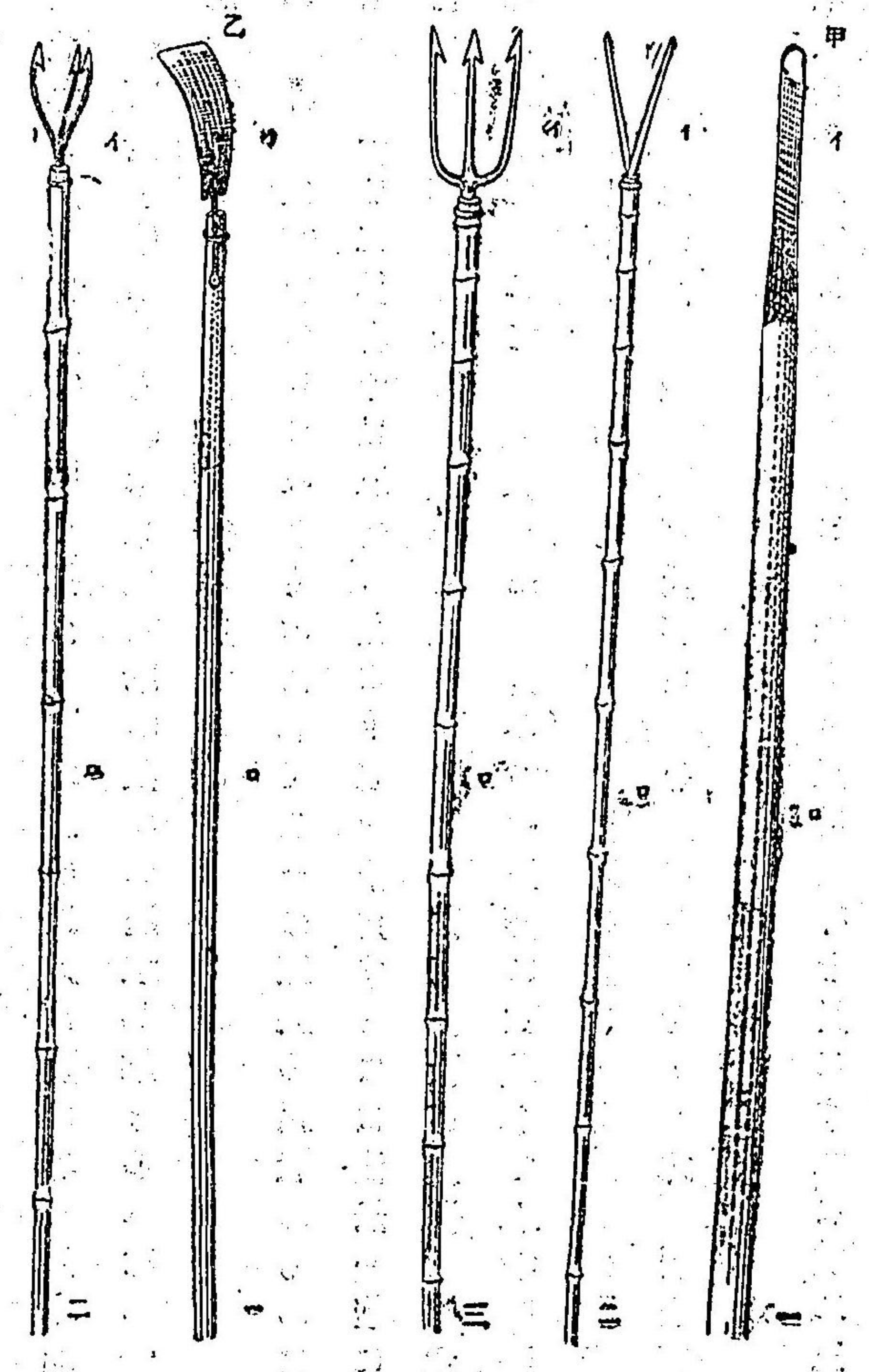


甲 阿波國にて使  
用するもの  
一 イサリノ  
イ 穂先金  
長二寸五分  
寸先端幅一  
寸二分  
二 柄女竹長  
六寸  
ニ ロンガ  
イ キ 穂先金  
長各五寸  
六 女竹長  
六寸

乙 肥後國にて使  
用するもの  
一 イ 穂先金  
長四寸七分  
分幅先端四  
分  
二 柄元七  
分

丙 北海道にて使  
用のもの  
一 ニカ  
三 磯指

鮑突 三十二



甲 志摩國に使用す  
るもの  
一 長盤又起盤又  
イ 盤金長一  
尺二寸  
二 柄長五間  
五尺  
三 穂先金長  
二寸五分  
各二寸五分  
乃 至五間  
三 貝突  
イ 穂先金長  
各三寸  
各三寸  
中 柄竹長五間

乙 筑前地方にて使  
用するもの  
一 穂先金長  
七寸先端幅一  
寸二分根元  
寸二分  
二 柄木周二寸  
五分  
三 鮑突  
イ 穂先金長  
各二寸五分  
各二寸五分  
海ノ深により  
一定せず

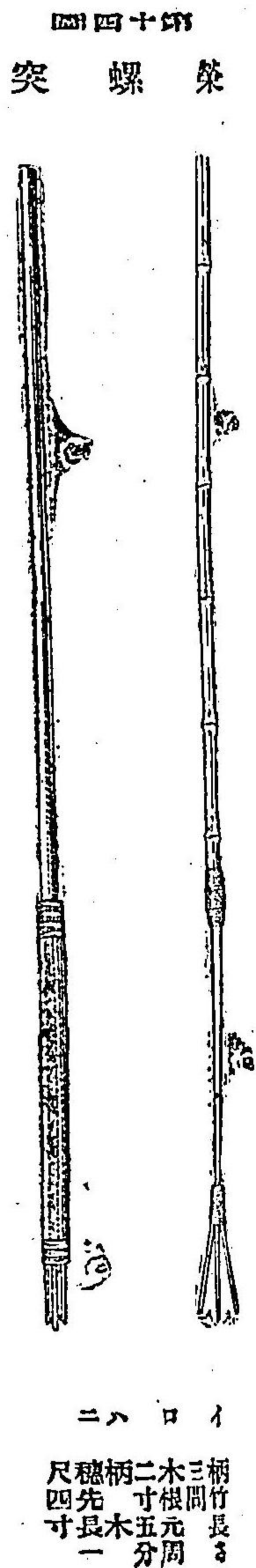
此漁業は前に述べたる如く冬季に爲すを多しとすれども中には夏季に於てのみ爲すの地あり筑前地方の如きは則ち然り其説に曰く鮑は海中寒冷なるときは温暖なる岩窟に棲み海中炎熱なるときは岩窟を出て冷涼なる岩石上に棲む故に之を突き捕るは海中炎熱なる時の業とすと説の當否は姑く論せず今實況に依り茲に附記す

北海道にては潜水漁業なく皆突て捕るのみ其漁期の如きは土地に依り大に差異あれとも尤も普通なるは六月二十日より八月十五日まで及び九月二十日より十一月三十日までの間にして即ち夏鮑秋鮑の二期となす而して海中を透見するに油を用ゆるもの少くして水眼鏡を用ふる者多し然れども之が爲め濫獲の弊あらんことを恐れ規約を以て之が使用を禁じたる地あり水眼鏡の事は用器の部に詳記す參觀すべし

此の器の柄に竹竿を以てするときには竿の浮力強き爲め往々正鵠を誤まることありしが志摩地方にては或る人の創意を以て竹の節毎に小孔を穿ちしより海に入るれば竿心に水を含むが爲め重力を添へ大に使用の便を得たりと云ふ此の事たる獨り他突に止まらず他の突具に向ても宜しく應用すべし

### 第八 榮螺突

榮螺は挟み捕るを多しとすれども突き捕るものも亦之あり其突具は土地に依り小差あれども今因幡地方に於て使用するものを記さんに猶は第十四圖の如く二様あり一は鐵製にして長さ九寸五六分毎銚方四分許あり之に堅材を以て長さ四



圖二寸五分許に作りたる柄を附け猶其上に長さ三間周圍二寸五分許の竹柄を繼ぎ足したるものなり其一も亦鐵製にして長さ一尺四寸重量凡そ百匁位之に長さ五尺程の櫂の柄を附けたるものにて猶其櫂の柄に更に竹の柄を繼ぎ足して使用す竹柄の長さは水の淺深に従ふものなるが故に一定せず之を使用するには海岸

巖角の上よりするあり船上よりするあり若し風波あるときは鎮波油を點滴すること他の海鼠鮑等を捕るときに同じ

### 第九 西施舌突

安藝國下浦漁場に於て使用する「ミル貝刺」は長さ四五尋の竹竿に長さ二尋の檜棒を接続し其末端に幅五分側面八分長さ一尺五寸の鐵銚を嵌め胴金を以て之を緊

圖五十第 突ヒクルミ



束す漁業の期節は十一月より翌年四月までの間にして漁者一人一具を携へ西施舌の棲息する所を覗ひ徐に突具を下して之を突き一枚を獲る毎に引揚げ捕り收むるなり

尾張國知多郡篠島に於て使用するものは前者と其形を異にす即ち第十六圖に示す如く頭より末に至るまでの長さ二尺四寸餘頭の半片に逆銚を出したる鐵製の

ものにして之に竹の柄を附す漁期は二月より四月までの間にして本島磯端寄洲

圖六十第 突ヒクルミ



の所に於て満潮干潮共に稍や潮の淀みたるとき船上より砂中を突き以て捕獲するものなり

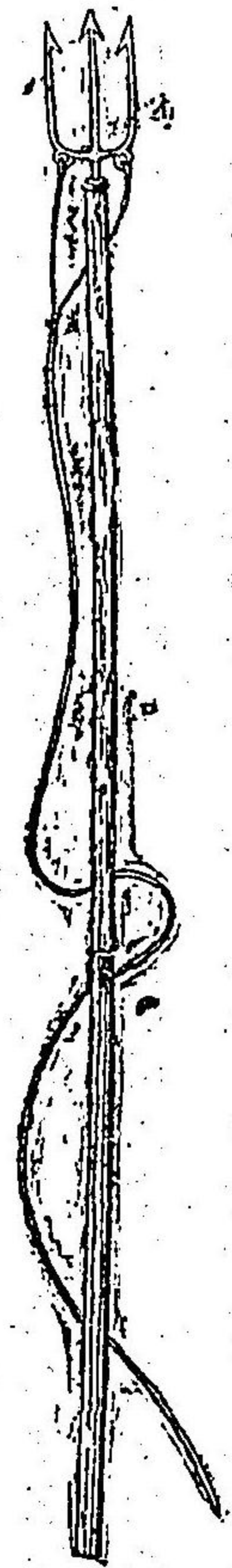
### 第十 玉珧突

玉珧は各地に産すれども筑後國有明海を以て最も饒産地とす該地に於て玉珧を捕るに淺所にては鈎を以てし深所にては銚を用ふ今其銚漁を記さんには銚は三尖にして長さ六寸許中央の銚は少しく長くし山字状を爲し各頭には逆銚を具ふ下方には左右に鐵環状のものありて此に麻繩を繋ぐ之を銚繩と云ふ柄は檜にて作り長さ三間許とす

漁法は小船一艘に漁夫三人乗にて出漁し先づ潮横に凡そ三四十間を隔て、兩方

に竹竿を建て之に繩を繋ぎ一人は其繩を手繰りて船を進め一人は鉞繩を持ちて船の表板に立ち一人は船腹に立ちて船の進行に任せ鉞を泥中三四寸位に突き入る貝あれば鉞に觸るゝを以て船を止め表板に在る者は鉞繩を手繰り捕獲す是れ

四十七 玉球突



穂先金屈 長さ各六寸 柄 徑 長三間

深さ五尺以上の所に於てするの漁法なり是より淺き所の漁法は釣具の條に記述すべし期節は四時を分たすと雖も大雪の頃より穀雨までの間を専らとす

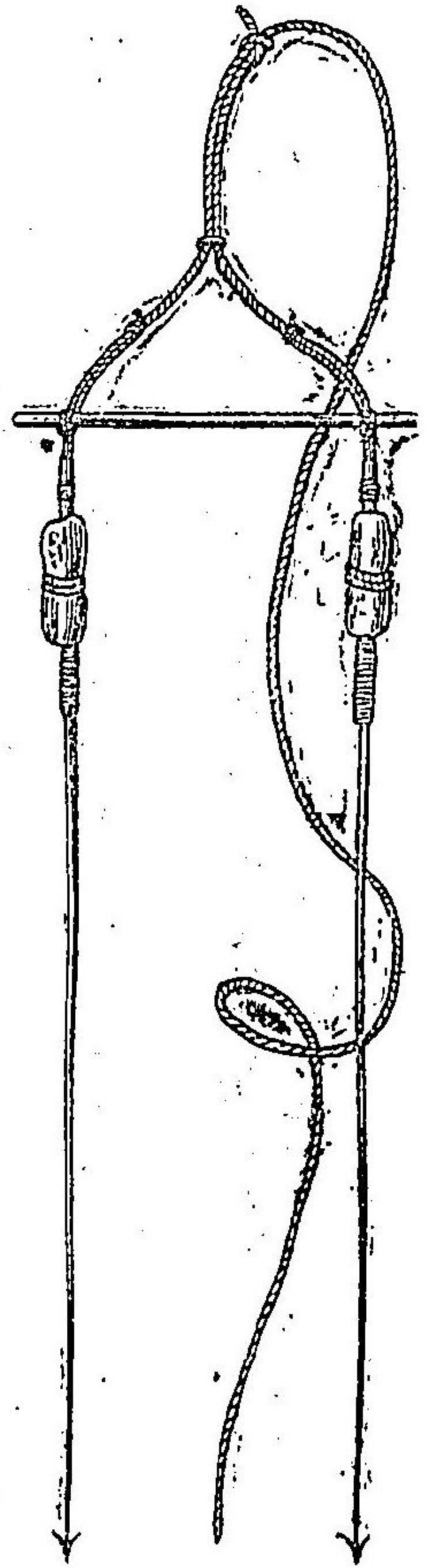
第十一 竹煙突

竹煙は各所に産すれども就中豊前國企救郡小倉近傍は最も著名の饒産地とす該地に於ける竹煙突漁業は四季の別なしと雖ども殊に立冬の頃より穀雨の候までを最とす漁場は深さ三尋乃至八尋位にして潮流急迅海底は粘土質に多く砂礫を

混じたる所なり

漁具の構造は檜の木長さ一尺餘なるを横たへ其左右に長さ三尺の鐵鉞の尖頭に逆鉞あるを麻繩にて吊り下げ鐵鉞の元には重量三百五十匁の沈石を括り付け其上に長さ三十尋餘太さ徑五分許の麻繩を附く之を鉞繩と云ふ

四十八 竹煙突



漁法は漁船一艘の漁夫六人乗組み内一人は船頭なり各自鉞四具を携へて出漁し先づ潮上に錨を下し夫より漁夫は船中の各處に分列し舷に倚り跪坐し四具の鉞を合して海底の砂礫中三四寸下まで下し鉞繩を兩手に持ち上下しつゝ潮流を下る而して凡そ二十分間位毎に引揚げ鉞に刺されたる竹煙を捕り收むるなり

第十二 牡蠣起

牡蠣起は岩礁に附着せる牡蠣を起し捕るの具にして概乎俗に「オキガキ」と稱する種類のものに用ふ

因幡國岩井郡岩戸村海士島及び駟馳山邊にて使用する牡蠣起は鐵製にして長さ八寸幅一寸及先八分厚さ五分あり而して刃先を漸次薄くし狀鑿の如く之に松の

第九十圖 牡蠣起



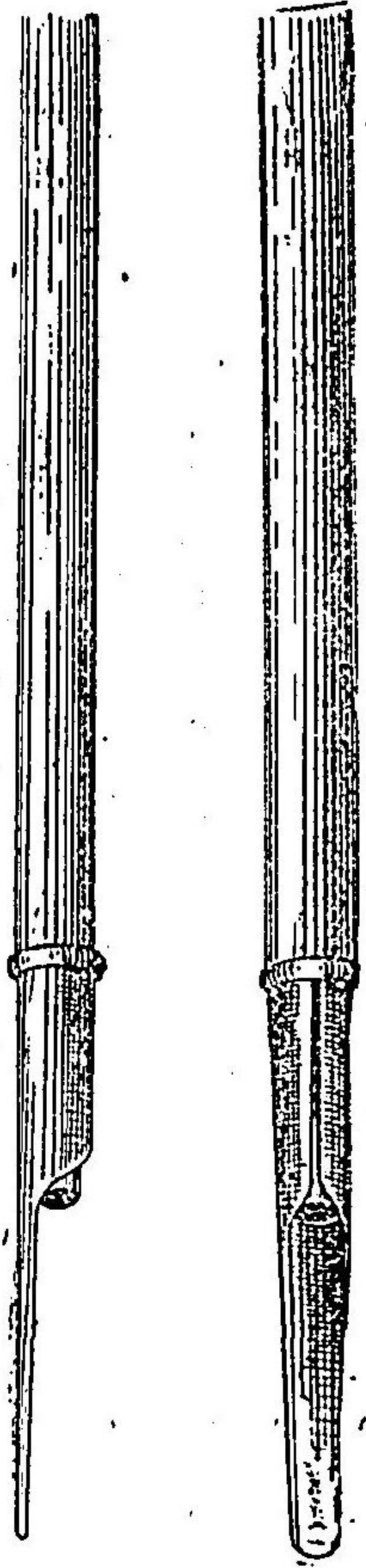
木の長さ一尺三寸許の柄を嵌む

漁業の期節は六月より九月までにして漁法は小漁船一船に漁夫三人乘にて海底の深さ八尺より六丈までの處に漕き出し而して漁夫此の具を携へ水中に潜入し牡蠣を剝き起して浮ぶ多く得るものは一沈して四五個を捕ることあり此の漁は専ら晝間の業とす

第十三 カナサイ棒

カナサイ棒は土佐國吾川郡甲殿村に於て専ら牡蠣を捕るに用ゆるの具なり同村の牡蠣は其肉最も肥大にして同國の名産とす此の具は第二十圖に示せる如く鐵製にして元は圓く中央部より一面を殺き其元に木の柄を嵌めたるものなり此の

第二十圖 カナサイ棒

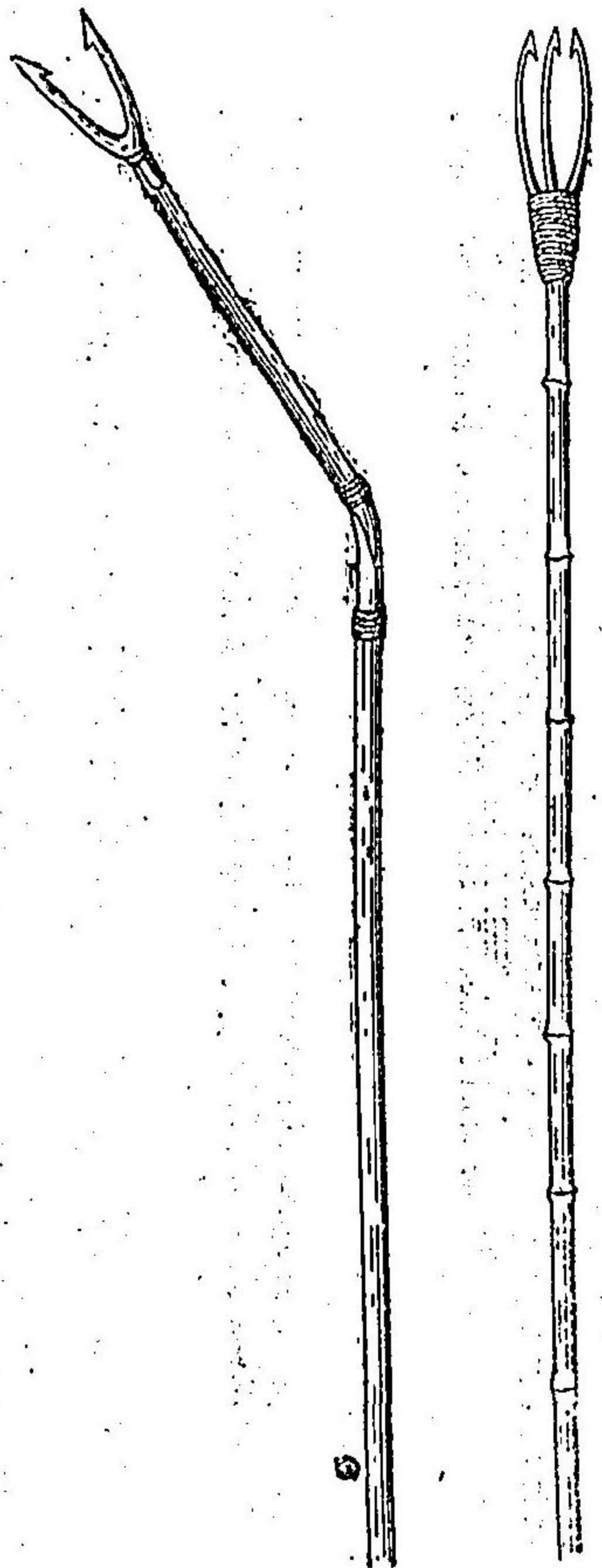


漁を爲すには初め先づ海中に潜り入り暗礁に牡蠣の附着せるものある處を見定め一旦浮び出て後此の具を以て四五尋の深さの處までも狙ひを定め之を突けば牡蠣は岩礁を離れて水底に落つ因て復た水中に潜入して之を拾ひ而して其獲たるものは側に碇を附けて浮べたる所の桶中に取り入るゝなり

### 第十四 章魚突

章魚突は所在之を爲せども薩摩國揖宿郡岩本浦は此漁に名あり其稽は鐵製長さ八寸徑三分にして頭に逆鉞を具ふる者三本を合せ其逆鉞を内にし結束して鉋足

章魚突 圖一十二第



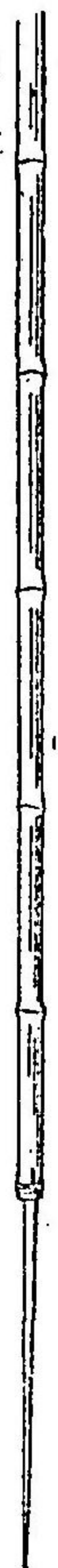
狀を爲さしめ之を竹竿の頭に附け麻絲を以て堅固に巻く竿の長は凡そ四尋とす漁夫之を携へ磯邊の岩礁ある所に至り水底を覗ひ魚章の潜むを見れば先づ竿を下し竿頭を以て之を玩弄するが如くす章魚怒りて礁上に蟠坐するに至るを待て

稽を延べて之を突き捕るなり海底の深さ二尋乃至三尋の所とす若し風浪あれば鱧の肝油を水面に點して透明にす之を照し油と云ふ此具の逆鉞は甚だ銳利ならざるを良しとす若し銳利に過ぐるときは章魚の突かれて狂躍するとき大に其の肉を破るを以てなりと云ふ此の具は章魚の外他の魚類をも突き捕る事あり

### 第十五 泥鼈突

泥鼈は夏季に在ては専ら之を釣獲すれとも冬時深泥中に潜伏するに及んでは固

泥鼈突 圖二十三第

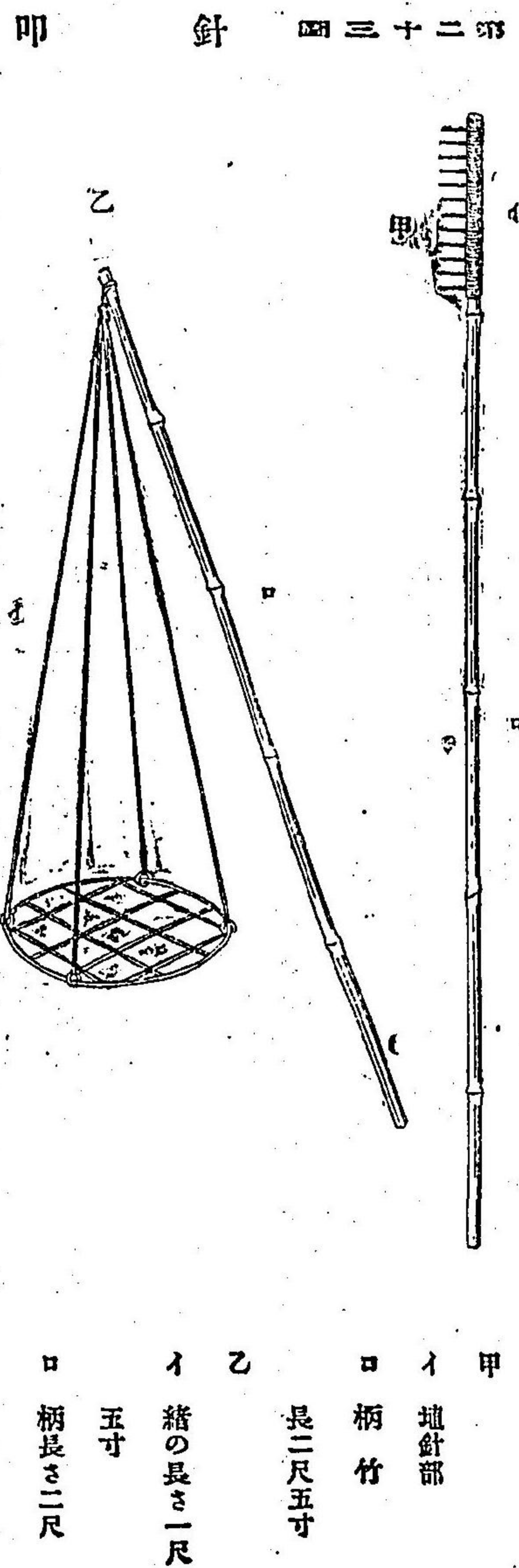


より釣ること能はず故に此の時に於ては其潜伏する所を覗ひ突具を以て突て之を捕ふるなり其具は長さ凡そ一間二三尺許の竹竿の頭に長さ凡そ七八寸の鐵鉋一條を嵌め胴金を以て之を締括したるものなり是れ備後國蘆田川筋に於て専ら用ふるものなり



### 第十六 針叩

伊豆國加茂郡に於ては針叩と稱する鰻の漁法あり其器は第二十三圖に示す如く

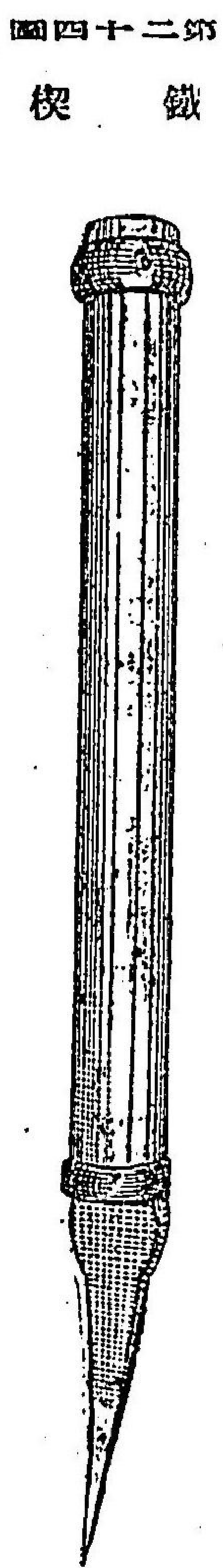


長さ二尺五寸許の竹竿の頭に夜着綴ちなどに用ふる縫針を幾本となく駢列して針と針との距離二分位とし糸を以て針元を竿に結び固めたるものなり之を使用

する季節は五月より七八月頃迄とす先づ左手に乙圖の如き鐵線製の器に篝火を焚きて持ち右手に前記の器を執り黄昏より十時頃まで水田の畔を見廻るなり鰻は夜間食を求めて田畔の邊に來り遊ぶものなれば之を見當りなば甲圖の器を以て頭尾を嫌はず力を極めて叩くべし然るときは鰻は針に刺されたるに驚き直に其柄に巻き附きて落ちることなし因て之を捕へて籠に收むるなり此法を以て捕獲したるものは十の八九までは死することなし

### 第十七 鐵 楔

此の器は釣餌に供する爲め尖頭を岩の罅隙に刺し入れ之を碎抉して其中に接む所の「イハムシ」を捕ふるに用ゐるものなり所在之を用ゐれども茲に圖するは渡島



國上磯郡釜谷村にて使用する所なり該地の方言「ツサビ」と云ふ恐らくは「クサビ」の

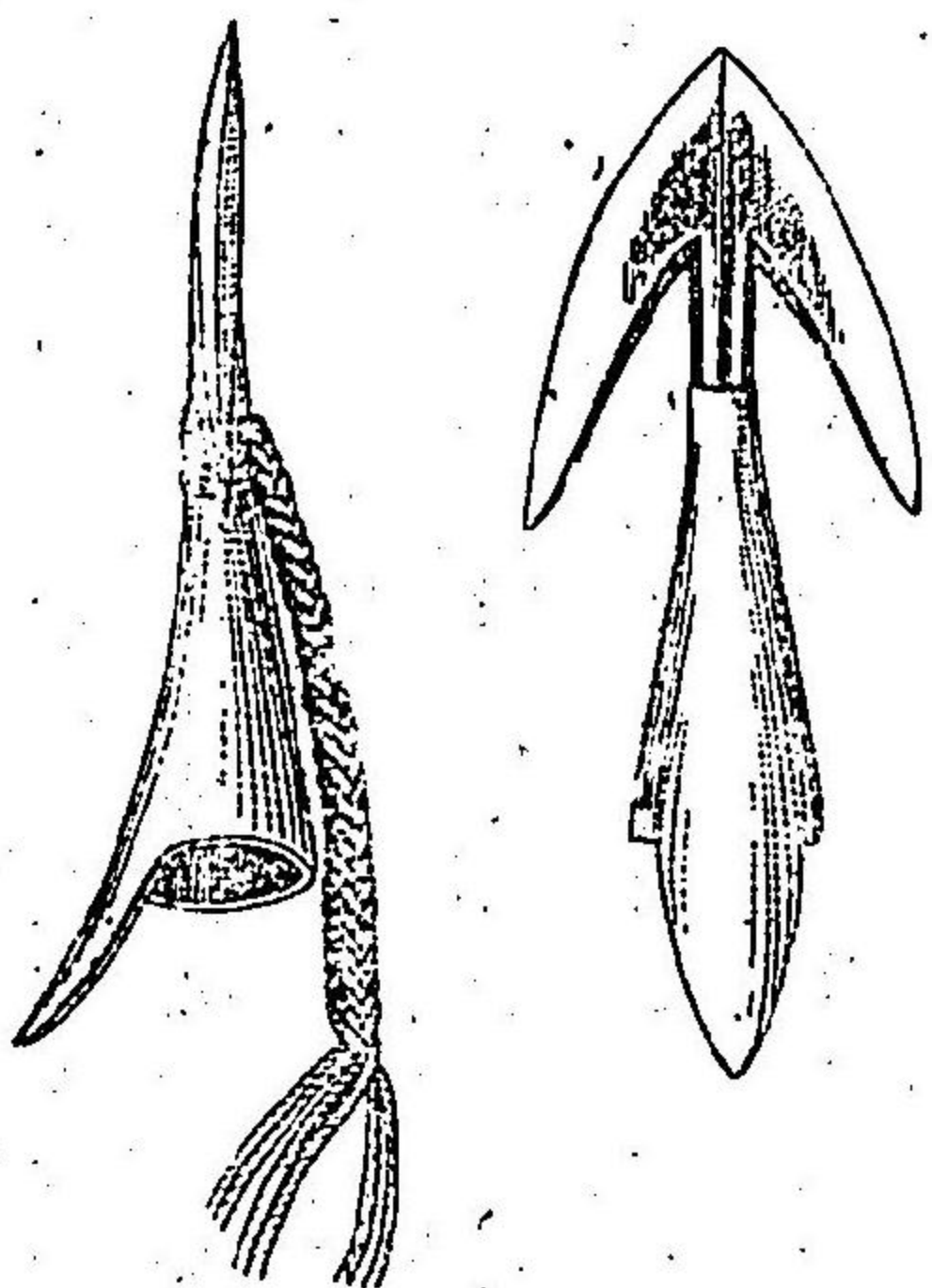
訛れるならんか其鐵鉞は長さ九寸五分許にして之に長さ一尺八寸許の柄を附く材は檜或は樫等の堅木を以て作る

### 第十八 突<sup>ツキ</sup>漁<sup>イシ</sup>

安房國及び相模國沿海に於て單に突漁と稱するは鉞を以て旗魚<sup>カヂキ</sup>を主とし其他鼠鯨<sup>ネズクジ</sup>等の大魚を突き捕るものにして方言之を「ツキンボ」と稱へ例年四月頃より九月頃迄の間専ら行ふ所なり

第二十五圖

燕 鉞

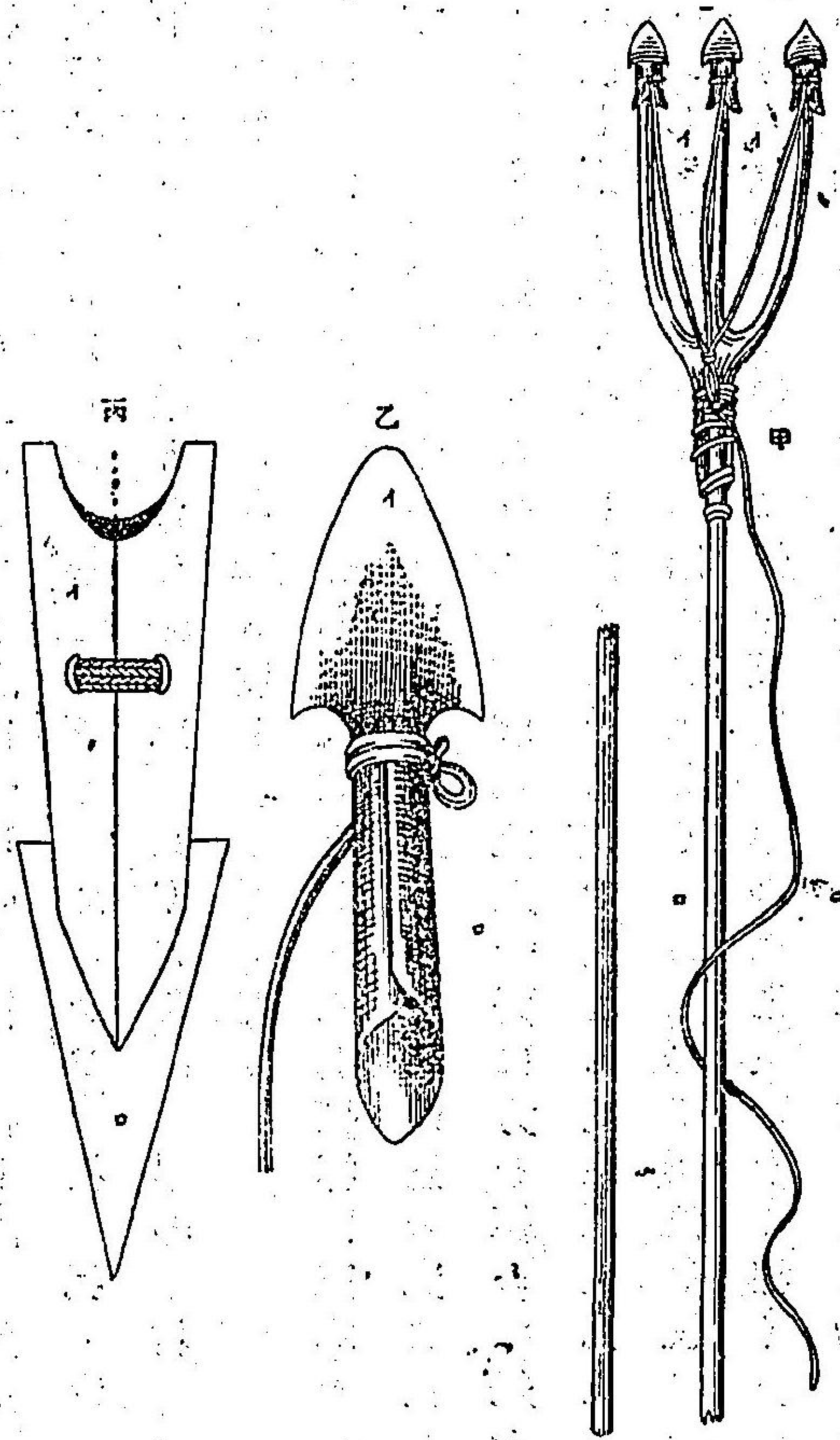


鉞は第二十五圖に示す如く頭より左右へ斜に燕翼状を爲し其刃先は鋼鐵を用ひて漸く薄くし魚身に突き入るに便す軸の末は空竇を爲し此所柄を嵌むべく寸長さ頭より軸末に至るまで四寸許左右翼端の間二寸許其軸に精良の麻繩を以て製したる麻を括

り附く柄は檜にて作り長さ二間半之に一筋の麻繩を括り附く此繩は「ヤナワ」と稱へ太さ徑三分許長さ凡そ四十尋とす而して此「ヤナワ」の柄に括り附けたる所より少しく下にて鉞の軸を括りたる繩の末を繋ぐ猶此外に早繩と稱し「ヤナワ」より稍細き麻繩を備ふ共に桶の中へ巻き收め置くものなり

漁法は胴幅五六尺の漁船に漁夫七八人乗組み鉞六七個棹四五本「ヤナワ」四十尋のもの二十本許外に早繩若干適宜に積載し先つ沖合三四里の處に出て魚の來路を眺颯す而して魚の游泳するを認むれば衆漁夫一齊に力を極めて船を漕ぎ船頭は鉞を棹に裝し之を執て船頭に立ち魚の方向を凝視し其距離八九間に至れば魚の前面に向ふて豫め船中備ふる所の鳥賊若くは鯤鰭等の餌魚を投す魚來りて之を食はんとする機を見て咄嗟に鉞を投射す中れば則魚驚きて深く海中に遁逃す此時棹は鉞より脱して恰も矢繩の浮子たるが如き狀を爲す因て船よりは矢繩を延はして魚の引去るに任せ若し矢繩足らざれば早繩を以て之に繼ぐ而して魚の勢ひ漸く衰ふるを待て靜に繩を引き船邊に寄せ復た鉞を投す之を二の鉞と云ふ既にして猶繩を引き舷側に近づくに及べば棹を以て腮を刺し死に至らしめ釣を打

ち懸け船中に引揚げ捕獲し旗魚なれば直ちに其嘴を截り落すなり若し又盛漁の時前に突きたる魚を未だ捕り畢らざるに又其近傍にて魚に逢着したるときは矢繩に樽を附け海上に流し置き次の魚を突き然る後前の魚を捕獲することあり



第二十六圖 ハナレ

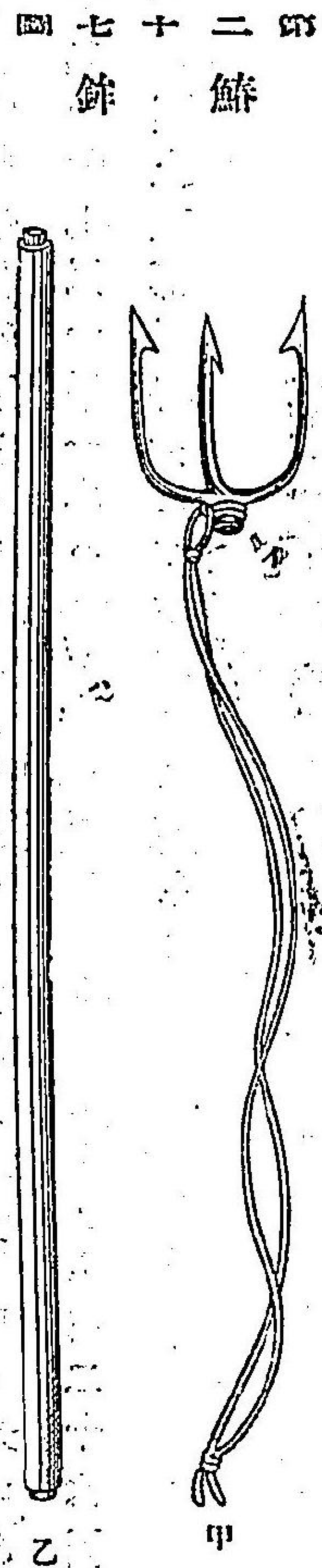
### 第十九 膾膾獸ハナレ

北海道に於ては銛を「ハナレ」と云ふ其膾膾獸獵に用ふるものは二様あり其一は三又の木柄の頭に各一個の銛を附く尖頭身肉に突き入れは更に横轉し兩端支障して脱せんと欲するも復た脱す可らざるの装置なり下に記す第二十六圖甲の如し其二は形前者の銛と略ほ相似て柄頭一個を附く之を「一本ハナレ」と云ふ第二十六圖乙の如し又一種一本ハナレの變形なるものあり即ち第二十六圖丙の如し是れ渡島國上磯郡釜谷村にて使用する所なり

### 第二十 鱗 銛

筑前地方に於て鱗銛を使用する漁業の期節は夏至の頃に始まり霜降の頃に終る漁場は近海深さ五六尋の處とす  
銛は第二十七圖に示す如く三尖にして頭に逆銛あるものなり之に桎製長さ一丈一尺周二寸二分の柄を又銛の元には麻製の矢繩を附く

漁法は漁船一艘に漁夫三人乗にして其二人は舳手一人は鉞手とす出船は薄暮の頃よりすることあり或は深夜暗黒に乗することあり一定せずと雖も凡て風波静穩にして鱒の光り多き夜を以て良期とす鉞手は鉞を執り船の表板に直立し鱒の鱗を縦横に簸揚せしめ游泳する方位を認め舳手に指揮し船を進退せしむ舳

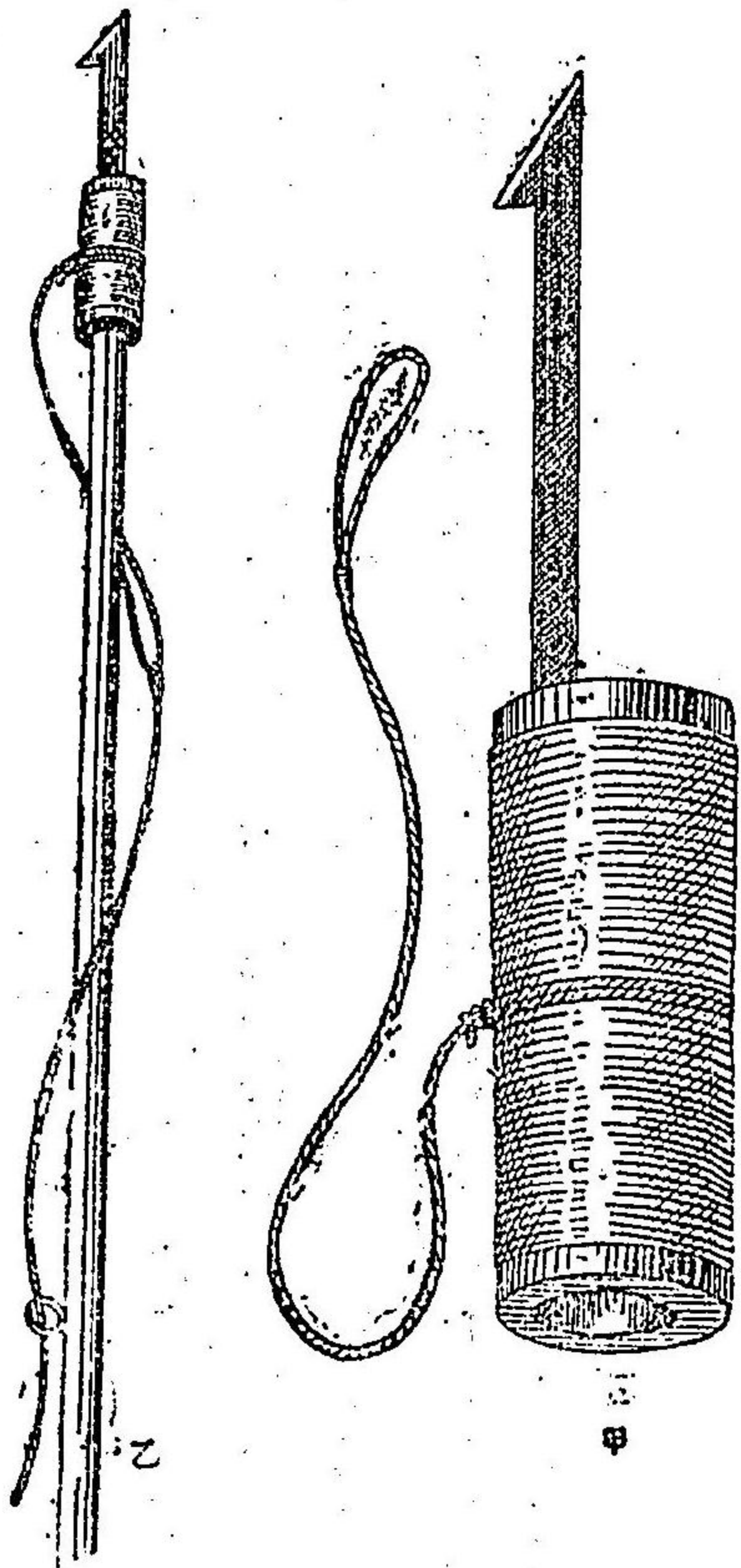


手は力を極めて簸揚せる鱒の所に漕ぎ寄すれば鉞手は魚に向て鉞を投す之と同時に舳手は船を停め而して鉞柄を脱し矢繩を手繰り魚を水際に引寄せ釣にて打懸け捕獲するなり

### 第二十一 海龜突

伊豫國南宇和郡外海村字久良浦の漁民は善く此の漁を爲す其期節は夏月を専らとし漁場は播磨備前長門等の海上を主とし其他四國の沿海時には肥前長崎近傍にも出漁することあり冬に至れば土佐沖に出づ

海龜鉞 四八十二第



甲は乙の廓大

乙鉞全形

鉞は第二十八圖に示す如く長さ四寸二分に作り其中一寸五分は柄に嵌入す柄鉞に附着して離へからざるものと使用するに臨み装するものとあり其鉞に附着せ

るものは木材を圓く削り長さ三寸餘徑一寸三分許とし其一端に徑八分深さ八分の孔を穿ち之に臨時裝する柄を嵌入するの處となす使用の時に臨み裝するものは長柄と稱し櫂を以て作る長さ七尋五尋三尋の三様あり漁場の深淺に依りて長短適宜のものを擇んで使用する手綱は麻絲三撚にして長さ百尋とし別に八十尋のものとして七十尋のものと各一條つゝを備ふるものとす漁法は漁船一艘に漁夫五人乗組み銆四具手綱四條を準備して出船し龜の游泳するを認むれば四人は艇を押し之を逐ひ一人は銆を執て船首に直立し既に艇に近づけば銆を投す中すれば則ち龜は一旦深く水中に潜入し少時にして再び浮ふものなるを以て此時艇手の一人は艇を舍て直ちに船首に出て第二の銆を投し然る後龜足に鈎を打懸け引揚げ捕獲するなり

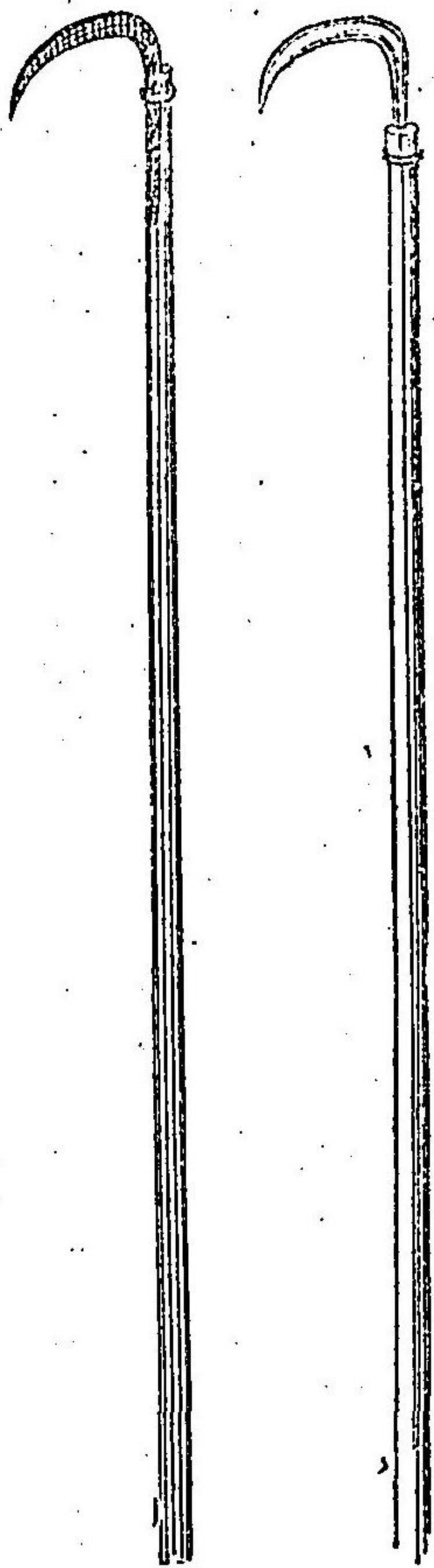
第二節 鮑釣具

鈎とは字貫に劍屬古兵有鈎有鑲皆劍屬引來曰鈎推去曰鑲とあり又説文に鈎曲鈎也注曲物曰鈎因之以鈎取物亦曰鈎とあり今俗鈎は「カギ」と訓し其「カギ」と稱する物

は一條の鐵を勾曲せしめ物を懸くるものを指すと雖とも字貫に謂ふ所の引來曰鈎とあるに據れば鈎の字は今俗「カギ」と稱ふるものゝみに當つへさにあらず且説文の注に謂ふ所の鈎取物の鈎の字は勾に相同し即ち勾引勾留勾當等の勾と字義

四九十二号

具 鈎



齊し然れば則ち物を懸けて引き來り又は物を勾取するものは所謂「カギ」にあらずるも共に鈎具と稱すへし但た鎌は概ね海草を刈り取るに用ゐるものなれば之に類せざるに似たれども實際は之を芟刈したる後其鎌の尖頭に懸け勾取するものなるを以て今之を鈎具に屬せしむ

鈎と固より同字なり然れども此には鈎の字を書し鈎の字を用ゐず是れ「ハリ」

の釣と辨別し易からしめんか爲めにして其説既に釣具總論中釣の條下に述べたるが如し

## 第一 打 釣

或は懸釣とも稱ふ此器は陸上諸種の作業に於ても多く用ゐる所にして漁業に用ゐるものと雖も形狀敢て著しき差あるにあらず第二十九圖に示す所のものは其原形にして地方の慣習又は漁獲物等に依り小差ありと雖も特に圖を掲ぐべき程の大異あるなし但た海中に用ゐるものは陸上に用ゐるものに比すれば柄は殊に長きを常とす猶時としては別に柄を繼ぎ足して用ゐることあり而して之を使用するは各種の物に應し必ずしも一定せず因て今其各種の中に二三を記入す釣を柄に嵌むるには柄の一端の中心に孔を穿ち之に釣の本を嵌め込み上より鐵繩を以て締むるものあり又柄の外部へ釣の本を附け鐵釘を以て之を柄に打込み而して上より鐵繩を以て締むるものあり普通に於ては二者敢て優劣なしと雖も其の多く力を費すものには後者を可とす何となれば前者は釣を打込む力に因

り釣の本は柄中に沈み爲めに柄を裂くこと往々これあれとも後者は其患ひ少ければなり

### 一 北海道にて使用する鱒釣

北海道渡島國茅部郡戸井村邊にては鱒を捕るに釣を以てす釣の形は大抵前圖に異ならず柄は方言「しうり」と稱する木を以て作る長さ一丈計漁夫之を持ち岸上に立ち鱒の小魚を逐ふて岸邊に来るを覗ひ釣を以て直ちに打懸け捕獲するなり迂濶の手段に似たれとも其盛漁に際しては僅かに一時間位にして五六十尾を獲るは容易なりと云ふ無資力の漁民には亦重寶の器と云ふべく且之を以て北海道の魚類に富める一端を察すへし然れども今は殆ど此事なし

### 二 小笠原にて使用する蠍龜釣

小笠原島に於て蠍龜を捕るにも亦打釣を用ふ柄の長短は齊しからされとも短きは一丈餘長きは五六尋に至る該島に産する櫻欄を四ッ割にして用ふ其捕獲法は二月上旬に至れば龜は海面に浮ひ交尾するものなるを以て其時を窺ひ牡龜を圍となして牡龜を誘ふなり先づ重量六七貫匁乃至七八貫匁の錨に櫻欄繩を附けて

海底に沈め水面尙五六尺の繩を餘し之を以て罔龜を縛し海面に放ち置き牡龜來りて交尾するを待ち釣を牡龜の肩に打込み船を寄せて直ちに捕ふるなり元來鱒龜は性極めて多姪にして一たび交尾すれば一週間に至るも敢て倦色なく甚しきは十數日を経るものあり其交尾の際に在りては漁夫之に近づくも恐るゝ色なく釣を打込むも尙ほ交りたる儘離るゝことなし故に之を獲る極めて容易とす

### 三 越後地方にて使用する鱒釣

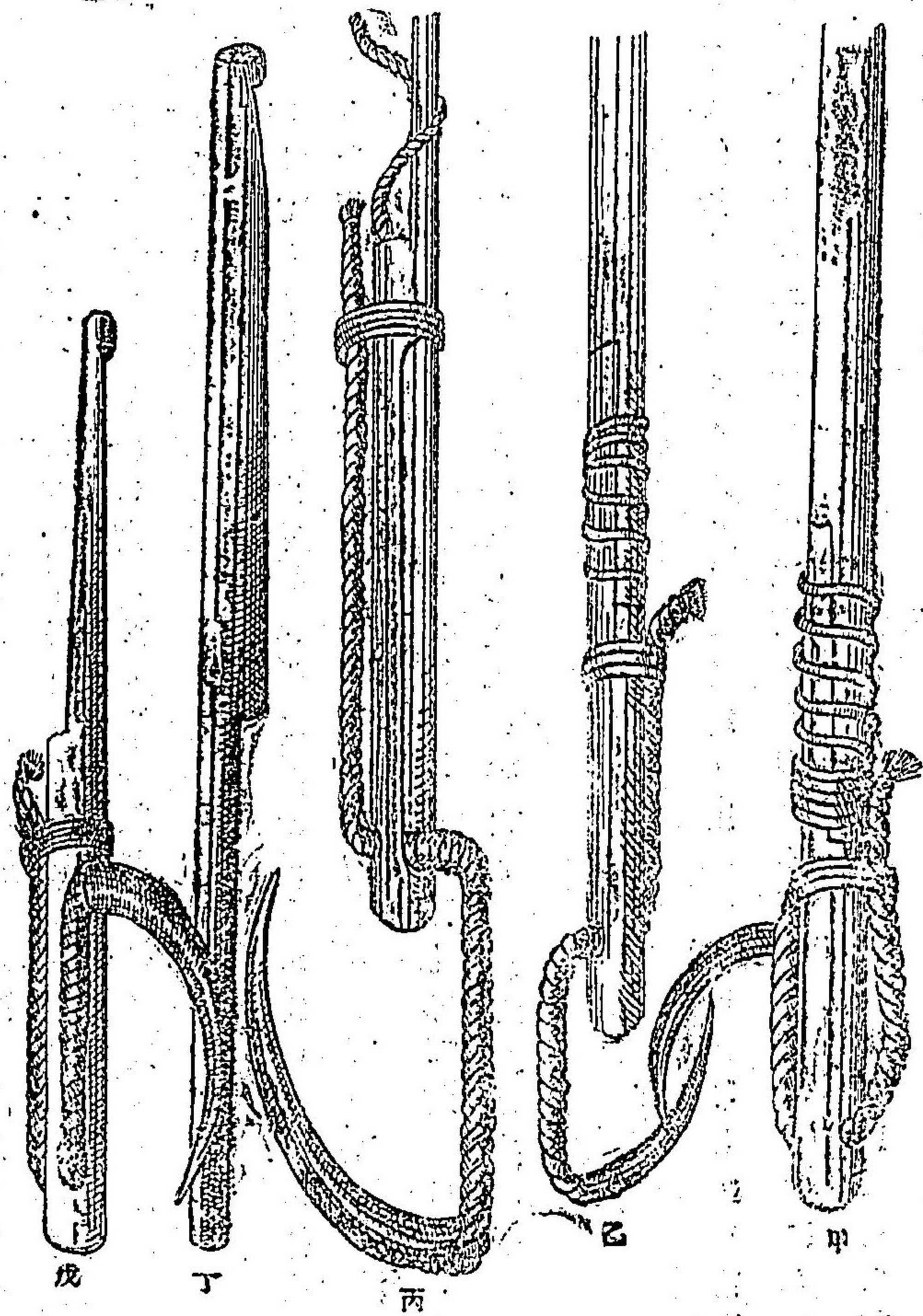
越後國北魚沼郡破間川の源流黒又川又は平石川等にて鱒を捕るに淵潛瀬潛と稱する漁法あり之を爲すに亦釣を以て主用の器となすものにして其捕法頗る奇なり其漁場は河中巖石亂點し水其間を流れ或は奔湍となり或は碧潭を爲せる處にして炎暑の候十四五名乃至二十人夥伴を結んで爲すものなり其淵瀬は各自右手に釣を持ち左手に石を抱き兩岸又は河中に露はるゝ岩石の上に足場を見定め二名若くは三四名つゝ並立して各氣息を調へ然る後深さ一丈乃至三丈四五尺の水底へ一齊に潜へ各其體を斜めに構へて或は其釣を岩に突き當て或は二人相對して其釣を突き合せ或は又其後より釣を出す等の方法あり此時別に上流より一人

小礫を把て下流に投下す是に於て群れる鱒は狼狽して逃れんとするも或は人體に遮られ或は岩石に障へられ進退維谷まりて釣上に泳ぎ來るとき忽然其釣を翻して之を懸け或は水底の岩窟に潜入せる鱒の腹部を探り釣を其陰處に挿入して引出し捕獲するなり瀬潛は水渦旋轉白沫飛騰の所に於てするものにして其方法大略淵潛に同じと雖とも但た之を行ふ處は激流なるか爲め水勢に押流され自由に游泳し難きを以て水勢の淀める岩間の側に其釣を差當て以て鱒の溯り來るものを捕獲するものなり然れとも此の漁事は専ら職業として爲すにあらず畢竟農間の遊漁にして獲る所も甚た少なし唯事の奇なるを以て此に附記す

## 第二 鮭鱒捕釣

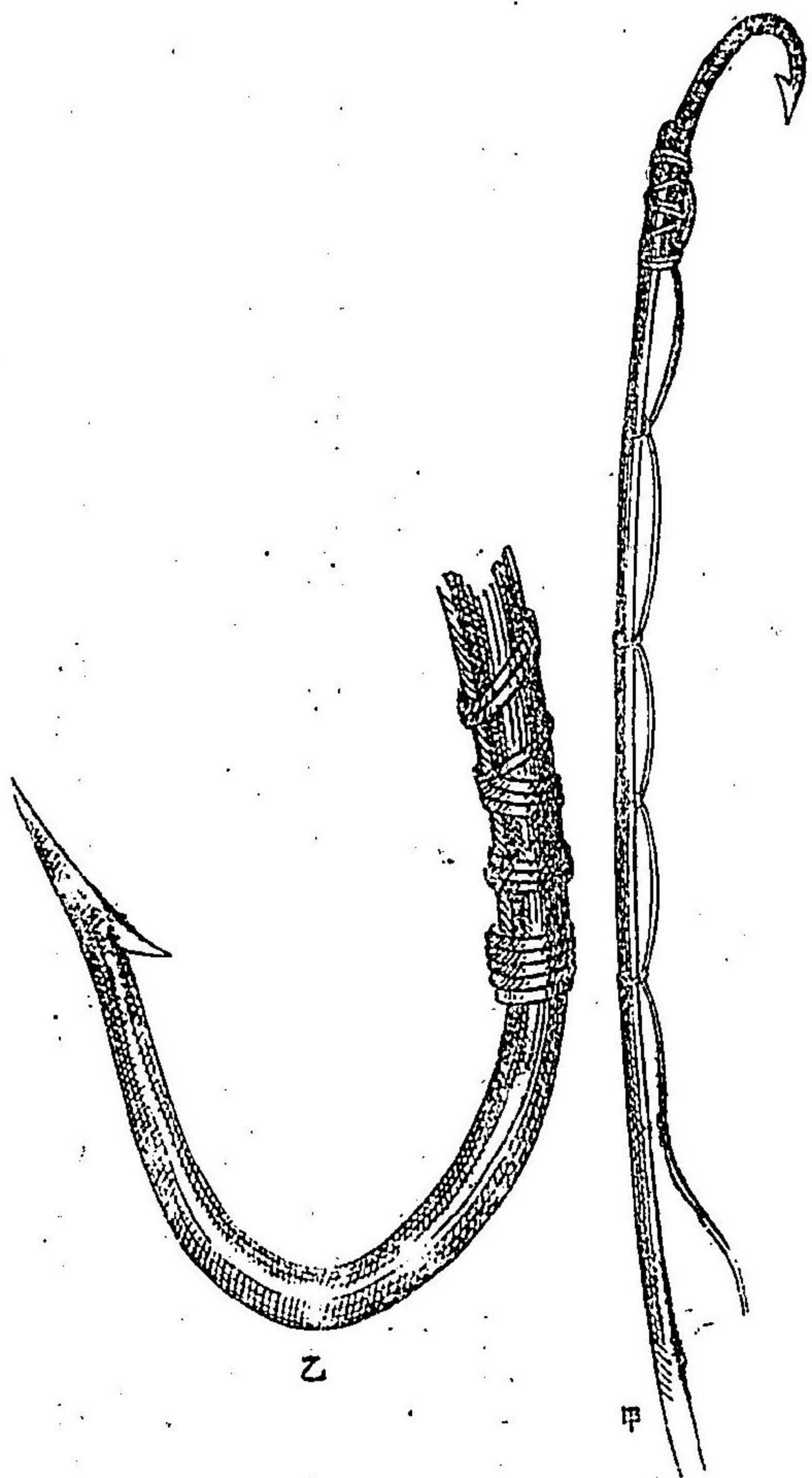
鮭鱒類を最も饒産するは北海道に於ては釣を主要の漁具となし之を捕獲するもの多し下に掲ぐる第三十圖のものは舊土人の用ゐ來れる所のものにして「マツプ」と稱す此釣は尖鉾常に甲圖の如く逆勾するも一旦魚を突くに及んで忽ち翻轉して乙圖の如くになり魚體に突き入るを以て發刺跳躍するも決して脱すること

（のもろせ用使の人土舊） プツリマ 圖十三第



特殊漁業 扱釣具類 釣具 鮭鯉捕釣

一 鈎 鱒 鮭 圖一十三第



なし故に移住内地人も亦之を使用し大に其便を稱す舊土人は専ら河筋を徒涉して使用せしものなれとも近來は船上よりも使用す丙圖は甲より更に大なるもの

にして乙の如く正勾に復したる形を示したるなり又一種甲よりも小なるものあ

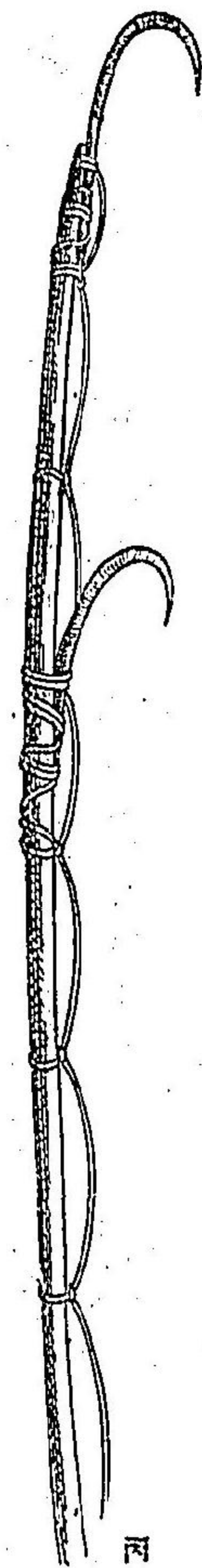


り俗に小鉾と云ふ形及び用法とも甲者に異なることなし丁戊は木柄を接續すべき形を示したるものなり

第三十一圖は木材を以て斜形なる柄を作り之に鐵鈎を附けたるものなり或は携帶に便せんが爲め柄は鈎の附け元より僅に二三尺とし實際に使用せんとするに當り更に他木を繼ぐことあり其長さ三間二尺あり之を使用するは夜間細流の河筋に沿ふて上流より次第に流れ來り魚の觸るゝあれば直ちに強く引きて懸げ捕るなり乙圖は鈎の原形を示せるものにして其大さ實形の三分の二なり

第三十二圖は全體の製作前者に異ならざれども鈎を上下二ヶ所に附せり是れ其

第三十二圖 二鈎鮎釣



魚の觸るゝ所同しからざるも時に隨て何れの鈎か其用を爲すの装置なり

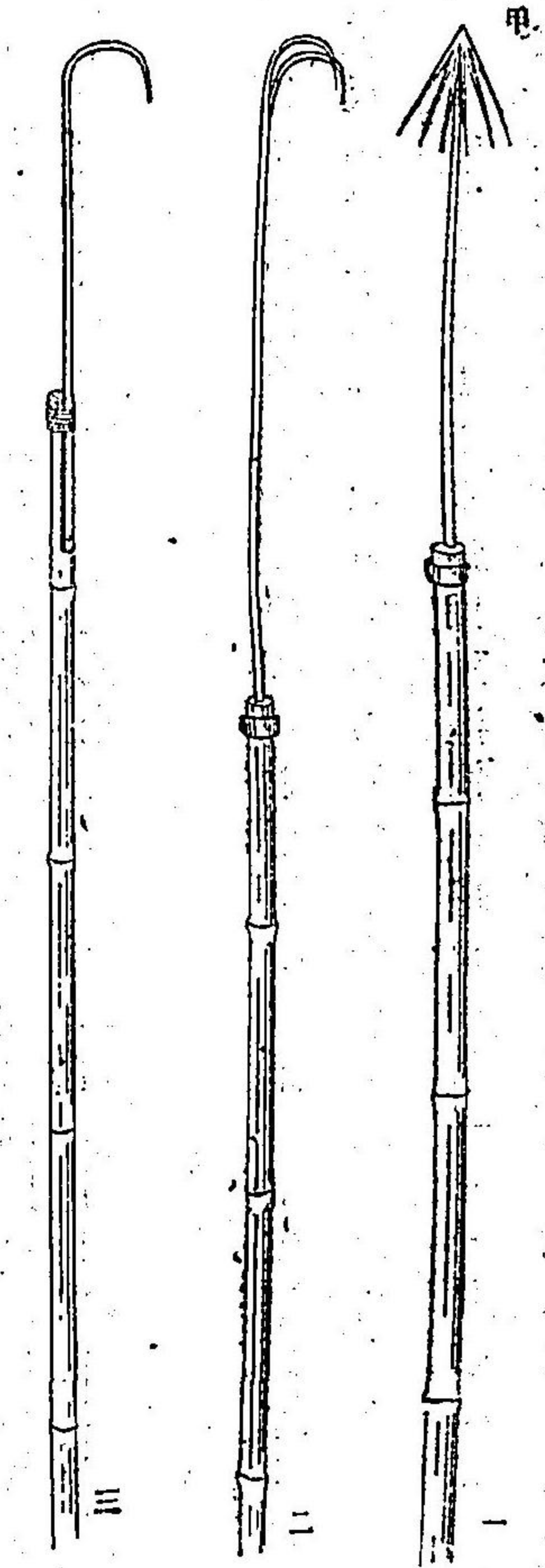
### 第三 蛸 鈎

蛸鈎は所在之を用ゐる所なれども形狀に至りては大同にして小異あり今蛸の饒産を以て名ある備後地方のものを記さんに同國沼隈郡松永灣に使用するものは長さ一尺周圍一寸の鐵棒の先きに長さ一寸五分周四分の鐵鉾六個を裝し他の一端を長さ二間周六寸位の竹竿に挿み鐵環を以て締め固めたるものにして第三十三圖に掲ぐる一に於けるが如し漁業の期節は十月より翌年五月までの間にして一船一人乘にて晝間沖合に出て干潮の時を待て蛸の巢窟を窺ふ巢窟は一方に空穴を開き他の一方に土砂を吹き出すこと恰も土龍の土を鬆たるが如くなるを以て鑑識すべし穴の深さ凡そ一尺五寸に過ぎず故に其穴を認めたるときは此具を以て其中を突き試み蛸の身に觸れたるときは鉾頭に引懸け快手引揚げ捕獲するなり

又一種同地に於て使用するものに長さ二尺の鐵棒の先端を兩鈎に曲け他の一端を長さ五尺の竹竿に挿みたるものあり第三十三圖二は即ち是なり之を使用するは九月より翌年六月までの間夜分退朝の時を期し一船一人乘にて出漁し松明を焚きて之を舳艫に置くとときは其火光海面を照すに隨ひ蛸は漸く群集し來る其機

圖三十三附

備後蛸釣



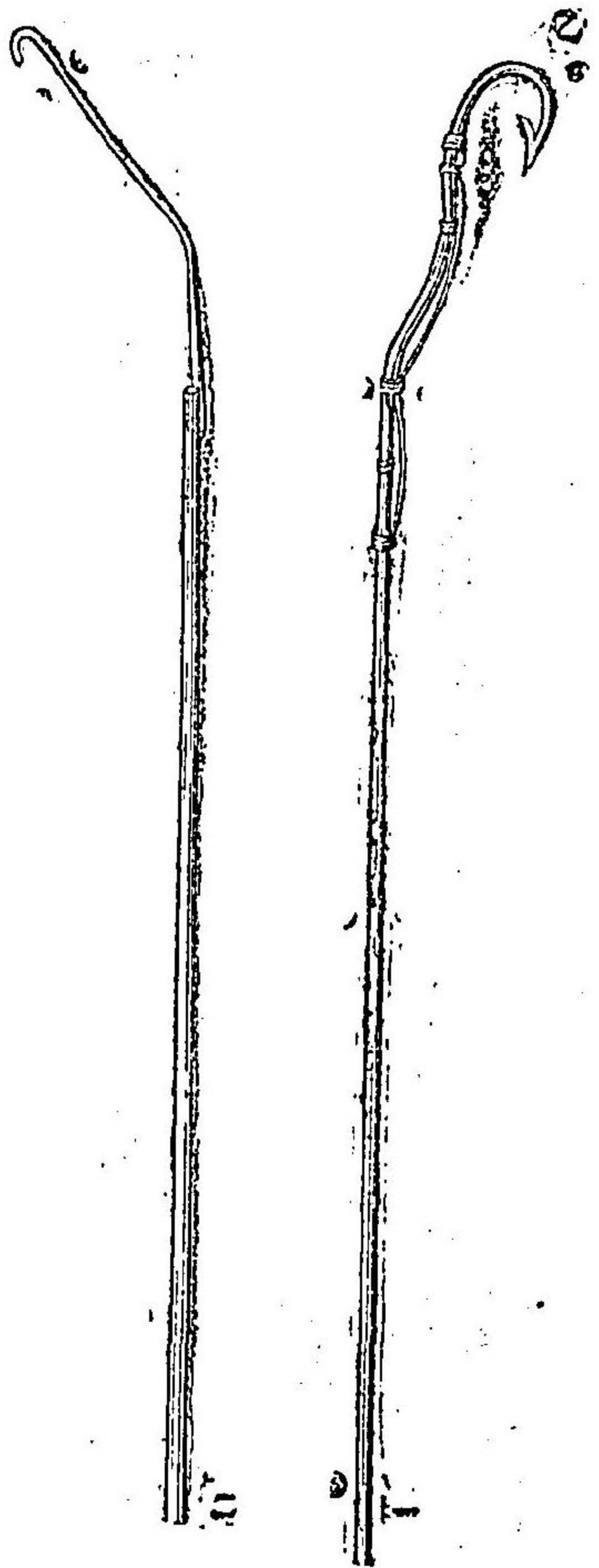
に乘し釣を下し急に引懸け捕獲するなり  
 又鐵製にして長さ一尺上部の幅二分下部は一番鐵線を彎曲して釣となし之を長  
 さ凡そ九尺の竹竿に裝したるものあり即ち第三十三圖三の如し此具は安藝備後  
 の各漁場一般に用ゐるものなり漁法は二尋半以内の海底に於て蛸の巢窟を探り  
 該具の先きを以て巢窟の邊り五六寸の所を突き認むれば蛸は其響を以て餌の來  
 るものとし漸く脚を出し竟に全身を露はす此時具を轉じて疾く之を引懸け捕獲  
 するなり

一 北海道にて使用する蛸釣

北海道に於ける蛸釣には一種形狀を異にせるものあり即ち第三十四圖の如し而  
 して其甲は渡島國福山町に二は上磯郡木古間村に使用するものにして釣の長さ

圖三十四

北海蛸釣



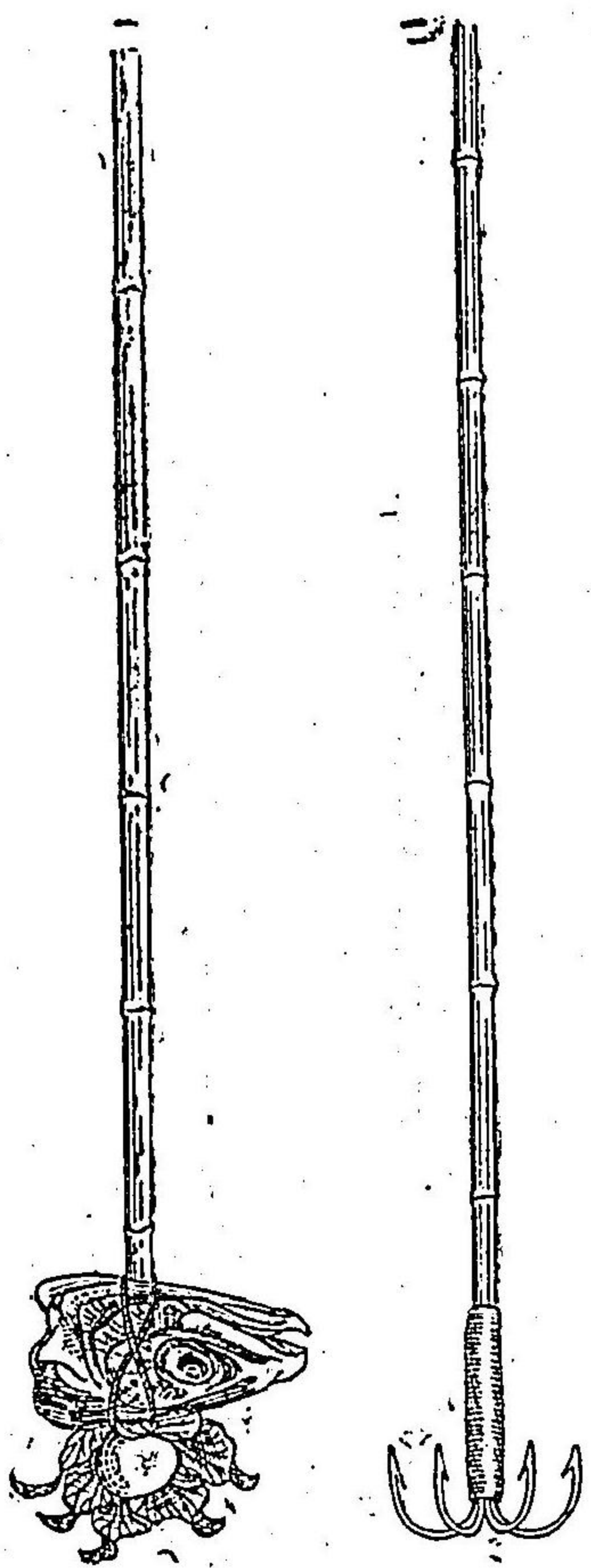
二尺五寸許柄は一丈三尺許にして木を用ふ此の釣の腰大に屈曲せるは巖窟の間  
 に刺し入れ模索して以て蛸を引懸くるに便ならしむるものなり

二 石見地方にて使用する蛸釣

石見地方に於て岩蛸を捕るに第三十五圖の一の如く長さ六尺許の竹竿の頭に鰻の頭を挿み其上に酸漿を結び附けたるものと二の如き鉤を携へ小船に乗り又は巖窟上に立ち蛸の巖窟に潜み居る所を考へ先づ一圖のものを下せば酸漿の赤

圖五十三

石見の蛸鉤



き爲め蛸は容易に之を認めて巖窟を出づ而して鰻の頭を喰はんとして之に脚を掛く爰に於て二圖の鉤を下し蛸に引懸け捕り揚るなり此の漁は晝間の業にして九月より十一月までの間を良期とす

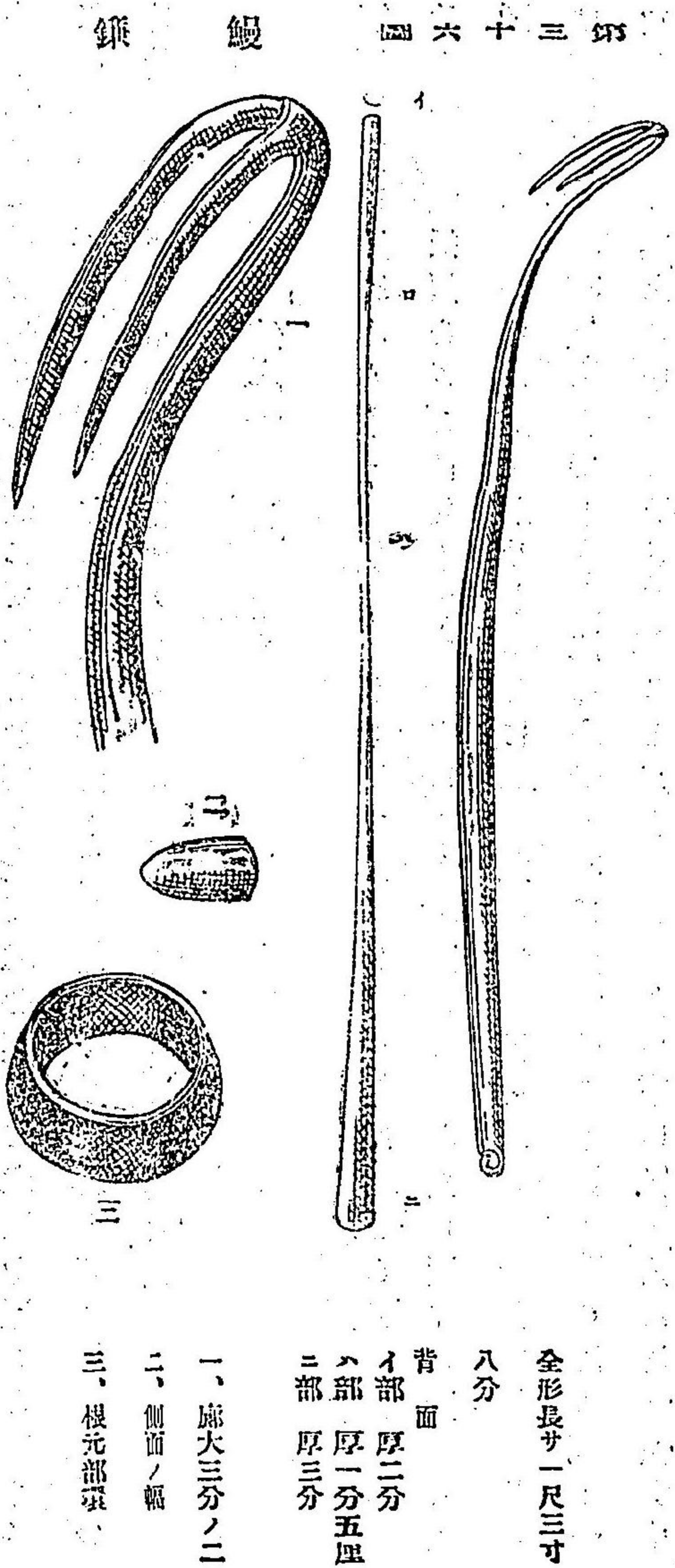
### 三 陸中地方にて使用する蛸鉤

陸中國にて蛸を捕るに麻殻にて松明を作り夜間之を燃して水面を照しながら其灰を水面に落し浮流せしむれば蛸は其光と臭を逐ふて此に群り來るを以て此の時快手鉤を下し引懸け捕獲するなり鉤は尋常のものなれば別に圖せず

### 第四 鰻鎌

鰻鎌は實は鎌にあらずして鉤の類なり故に地方に依り鰻鉤と云ひ或は鰻搔とも云ふ各地大抵用ゐざるはなく但た地方に依り小差あるのみ茲に圖する所は武蔵國南葛飾郡龜戸村に於て製せしものにして之に竹の柄を嵌めて使用す柄の長さは五尋より二尋矢引までとす漁法は小舟一艘に漁者一人乘にて豫め艘の板子一枚を脱して其上に中央に孔の明きたる藎を敷き其孔の下に籠を入れ置き漁者は船の間に立ちて此の具を真直に水中に下し夏は泥中へ六七寸冬は一尺位を入れ片足を舟端に掛け身を後へ反して柄を引き鉤の先を前の方泥中凡そ三尺程走らせ鰻の懸りたるときは之を藎の上落すなり然かすれば鰻は藎の上を通ひ孔よ

り下の籠の中に落入るものとす又水至て淺き所にては水中に入り徒渉して之を爲すものあり此の業は年中行ふべしと雖とも水の濁りたるとき及び夜分は鰻は



出て游泳するものなるが故に之を爲すに利あらず且鰻の性たる其潜伏するにも

常に日光の注射に従ひ方向を變ずるものなれば此の漁は光線の方位を考へ側面よりするにあらざれば漁獲少なし人に由て巧拙あるは一に之に由るなり

### 第五 藁葉釣

藁葉は筑後國山門郡柳川近傍に饒産す他國にて「メナシウナギ」と稱ふるものに相肖たり有明海の筑後川の注口邊深泥中に産す之を捕るの具は第三十七圖の如く

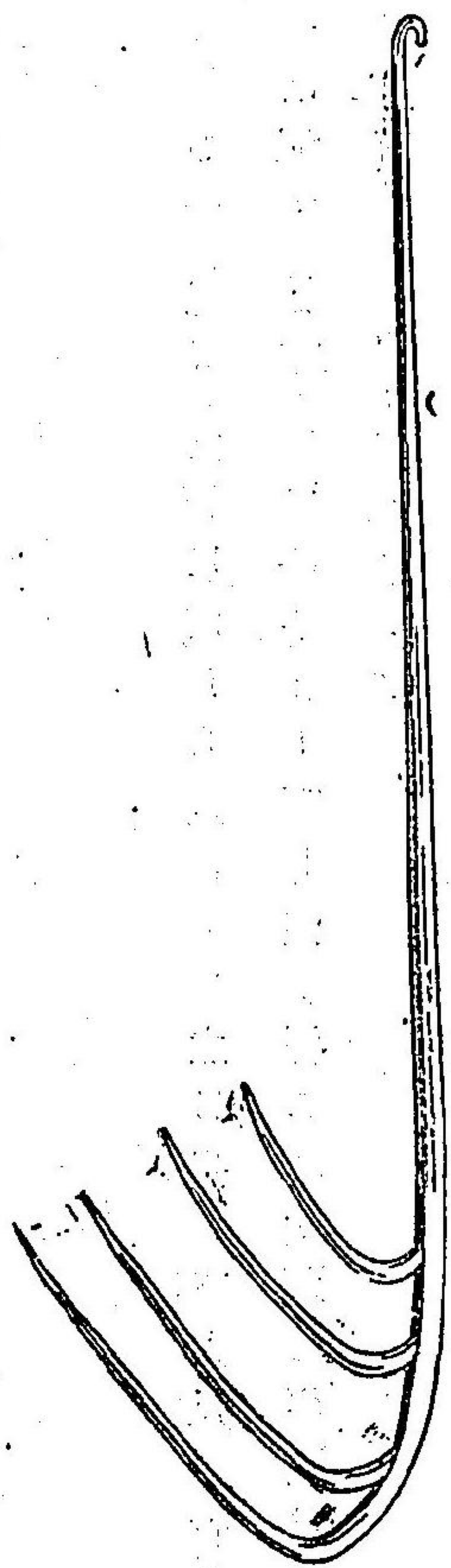
第三十七圖 藁葉釣



鐵製にして長さ一尺許狀鰻鎌に似たる鉤にして之に長さ五六尺の竹柄を付け之を携へて或は泥中に入り又は船上より下し泥を掻き其鉤頭に引懸け捕獲するなり季節は二月頃より八月頃までとす

### 第六 鮎刈釣

阿波地方に於て鮎刈釣と稱するは鋼鐵を以て製し竹の長さ三尋半乃至四尋なる



鮎 刈 釣 第三十八圖

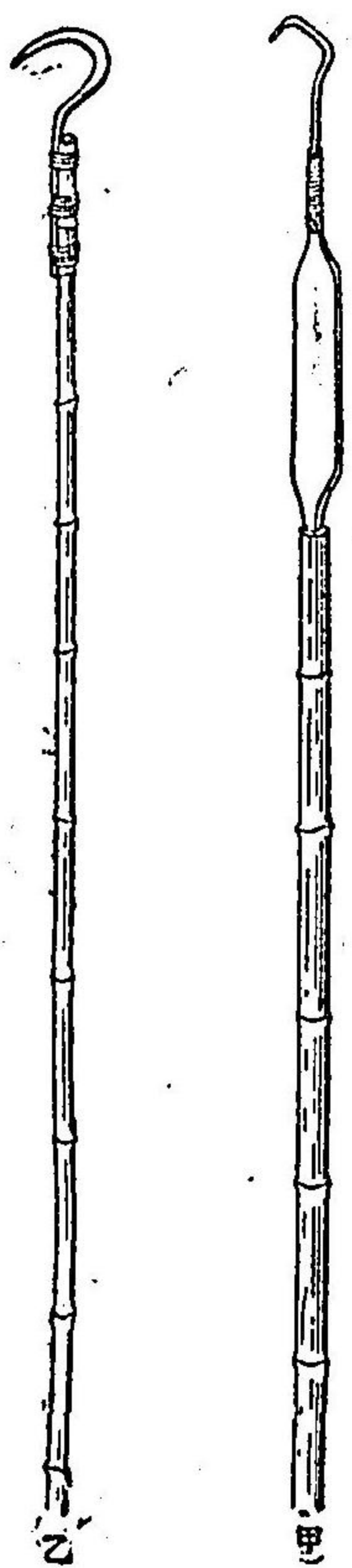
直き柄を附し岩石間又は淵に棲息する鮎を掻き捕ふるものにして其形状は第三十八圖に示せるが如し

### 第七 鮎 懸

因幡地方に於ける鮎懸は漁夫一人船に乗り海底暗礁ある所を漕ぎ廻り鮎の附着せるを認むれば此の器を下して引懸け捕獲するものなり釣は指の太さ位に作り之を第三十九圖甲の如く木に括り附け其木に竹の柄を繼ぎて用ふ木は薄くして

撓む位なるを善しとす冬季は鮎を探るに突具を用ゐるは各地爲す所なれども此の具は鮎を傷つくることなきを以て勝れりとす  
又志摩地方の鮎懸は前者の如く木に括くすることを爲さず釣へ直ちに竹の柄を附けて用ゐるなり釣の状は第三十九圖乙の如し

第三十九圖 鮎 懸



甲 因幡國にて使  
用するもの

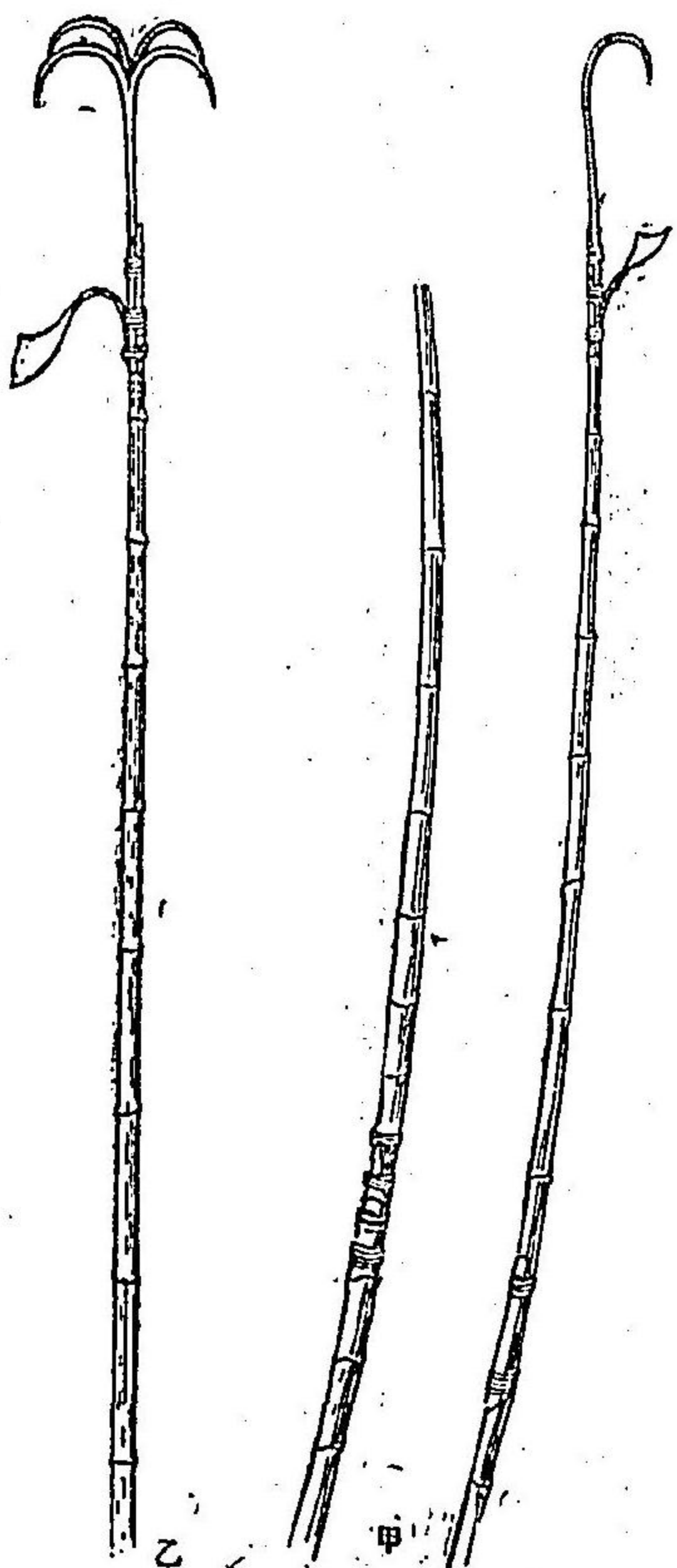
乙 志摩國にて使  
用するもの

### 第八 海鼠懸

志摩國答志郡答志村に於ては海鼠を捕るに釣を用ゐる其の漁獲近村之に及ぶものなしと云ふ釣は第四十圖甲の如く尖頭より勾曲の處迄凡そ二寸其下四寸許之を竹棹の頭に附け棹の釣元より三尺許距りたる處に鉛の重量百匁許を竹に孔を明

けて注ぎ込み若くは棒となしたるを括り附け鍾となし以て深處に下すに便にす竹の長さ深處にありては九尋以上に及ぶ竹を継ぎ合せて用ふ其竹は反りあるものにして是れ使用し易きに由ると云ふ釣の括り元には鯨或は河豚の皮を附けて

海鼠懸 第四十四圖

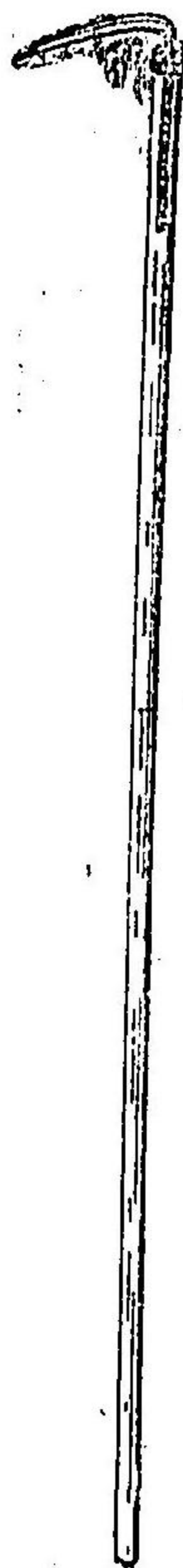


目標とす但た白色を要するのみなれば金巾にても足れり又一種第四十圖乙の如く四釣となしたるものを用ゐるものあり

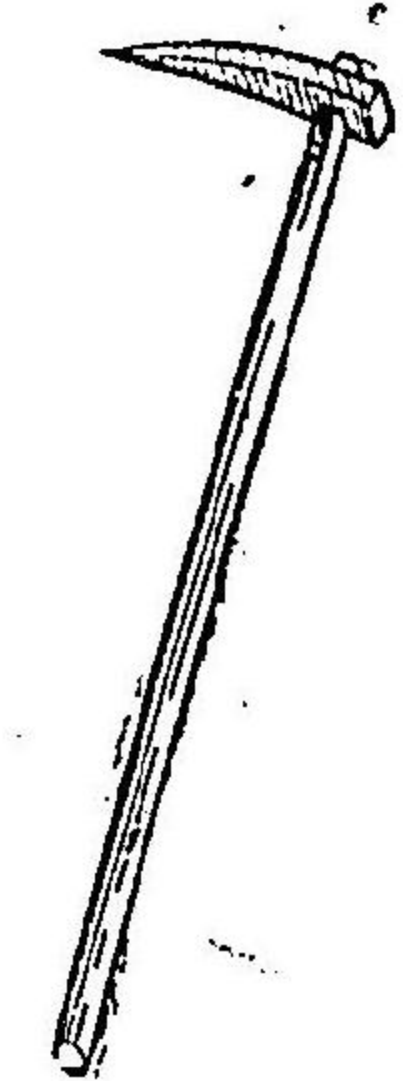
第九 玉珧鈎

筑後國に於ける玉珧漁は深處に在るものは鉞を以て突き捕ると雖も淺處に於ては打鈎を用ふ其漁法は一艘の船に漁者五人乃至七人位乗組み各自打鈎一個海桶一個を携へ潮の干方を計り筑紫瀉の沖合或は濱渚に至り深さ四五尺までの所を相し船を捨て水中に踏み込み海桶を後へ引き足にて貝の所在を搜り打鈎を下

第四十圖



玉珧鈎一



右 筑後國にて使用するもの  
鈎巾四分厚二分柄付二寸八分  
左 肥後國にて使用するもの

し懸け捕るなり此の漁は敢て漁季を定めされども元來玉珧は夏泥中

五六寸の所にあり春秋は稍や上に出て冬に至り泥上に浮び常に潮流に向ふものなるを以て冬季を捕り易しとす故に専ら此時に於て漁す大抵夜業にして左手に篝火を照らし貝の所在を知り右手に鈎を携へ捕獲するなり

又東京内灣に面する上總國市原君津の兩郡の沿海に於ける玉珧漁業の季節は十

月より二月頃までの間にして漁法は漁船一艘に漁夫三四人乗組み海岸より二十丁内外深さ十尋内外の處に出て漁す其器は鐵製の熊手形にして之に長さ十尋許の檜の柄を附けたるものにして此の器を下し玉珧を穂先に引懸け柄を手繰りて引揚げ捕獲するなり猶水の深き處に於ては柄を繼ぎ足して使用する

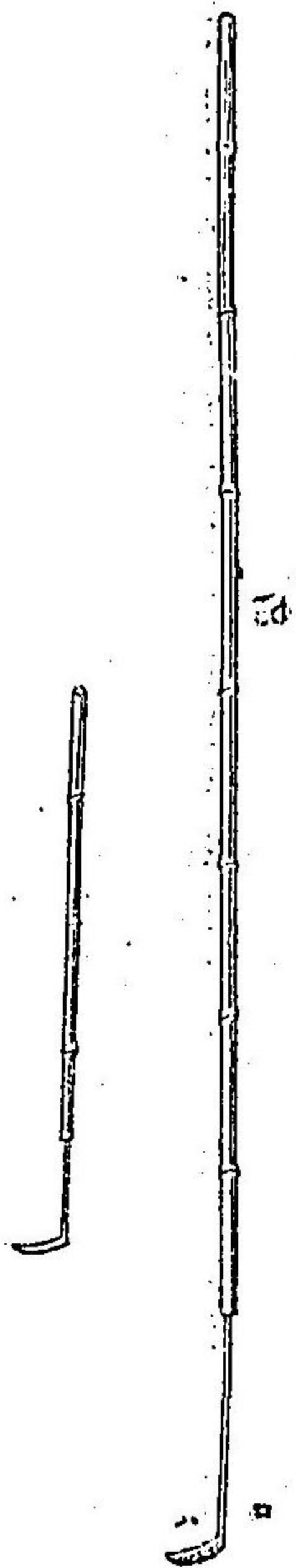
圖二十四第 玉珧二鈎



第十 煙捕

煙は筑後國沿海筑紫瀉に産すること甚だ多く該地方の特産とも謂ふべし之を漁するの季節は立冬の頃に始まり大寒の頃に終る其漁法は不熟練者は板に乗り鉄にて掘り採るもの多しと雖も老漁者は第四十三圖に示す如き鈎を用ふ之を使用するには一艘の船に數人乗組み洲脇或は川口等の干瀉に至り船を停む元來此の具は泥中一尺内外の深さの處に棲み泥上に呼吸の小孔を設み居るものなるを以

圖三十四第 煙捕



イ 柄竹長二尺 三寸  
ロ 長四寸巾二分厚一分

て先づ其孔へ指を突き入れ孔を大にし而して鈎を突き入れ稍や抵觸するものは即ち煙なるを以て此の時鈎をば或は右或は左へ捻りて一たび之を避け更に三四

第十一 石勃卒搔

陸前地方に於ける「ホカヤキ」は所謂熊手に似て二又又は三又のものあり鐵製にし

圖四十四第 搔



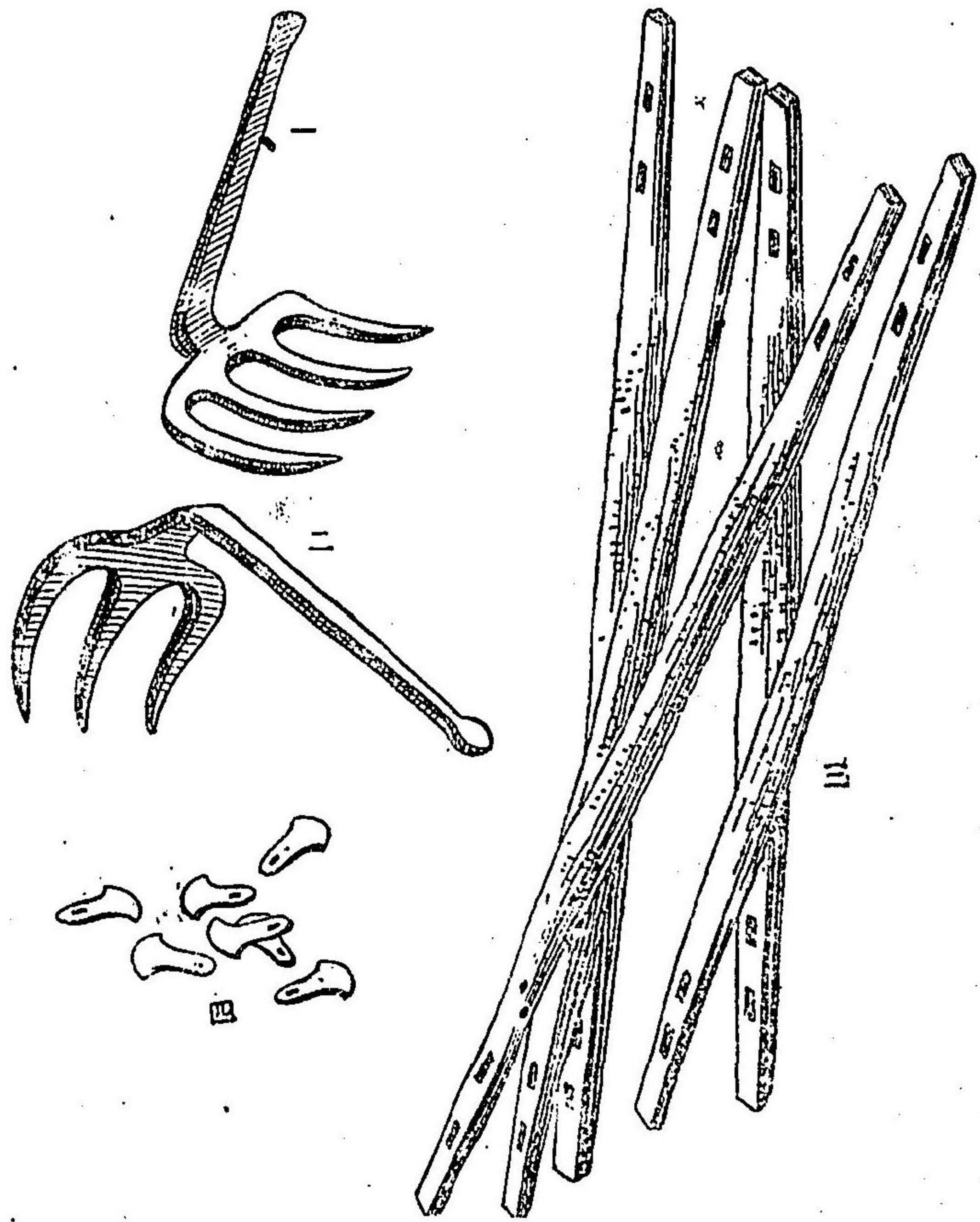
て全身の長さ六寸五分乃至七寸五分とす之に長さ一丈より一丈二三尺に至る竹の柄を付け水底を探り石勃卒を引懸け竿を手繰り揚げて之を採るなり

### 第十二 淡菜鉤

安藝國上浦豊浦の兩漁場に於て淡菜を捕る器を瀬戸貝鉤と稱す是れ該地方にては淡菜を瀬戸貝と稱するを以てなり其器二様あり一は鐵製にして頭の幅一寸六分其下幅一寸二分厚さ三分根の幅二寸三分厚さ五分之に四本の爪を附く爪の肩三寸長さ八寸根際方五分先きは方一分其重量一貫匁許のもの之を四ツ子熊手と云ふ一は頭の幅一寸八分其下幅一寸三分厚さ三分之に三本の爪を附け其根際方一寸先きは方二分其重量二貫匁許のもの之を三ツ子熊手と云ふ共に之に附するに長さ五尺幅二寸五分厚さ二寸の樫材を以て作りたる角棒を以てす其棒に長さ一寸幅二分の孔二ツを穿ち數多連接するの用に便す而して熊手は麻絲を以て棒に括り附け其上に又樫棒を連接すること通例十七本末に凡そ六寸五分廻りの竹竿を接續して以て全體を爲す

### 淡菜鉤 一

第四十五圖

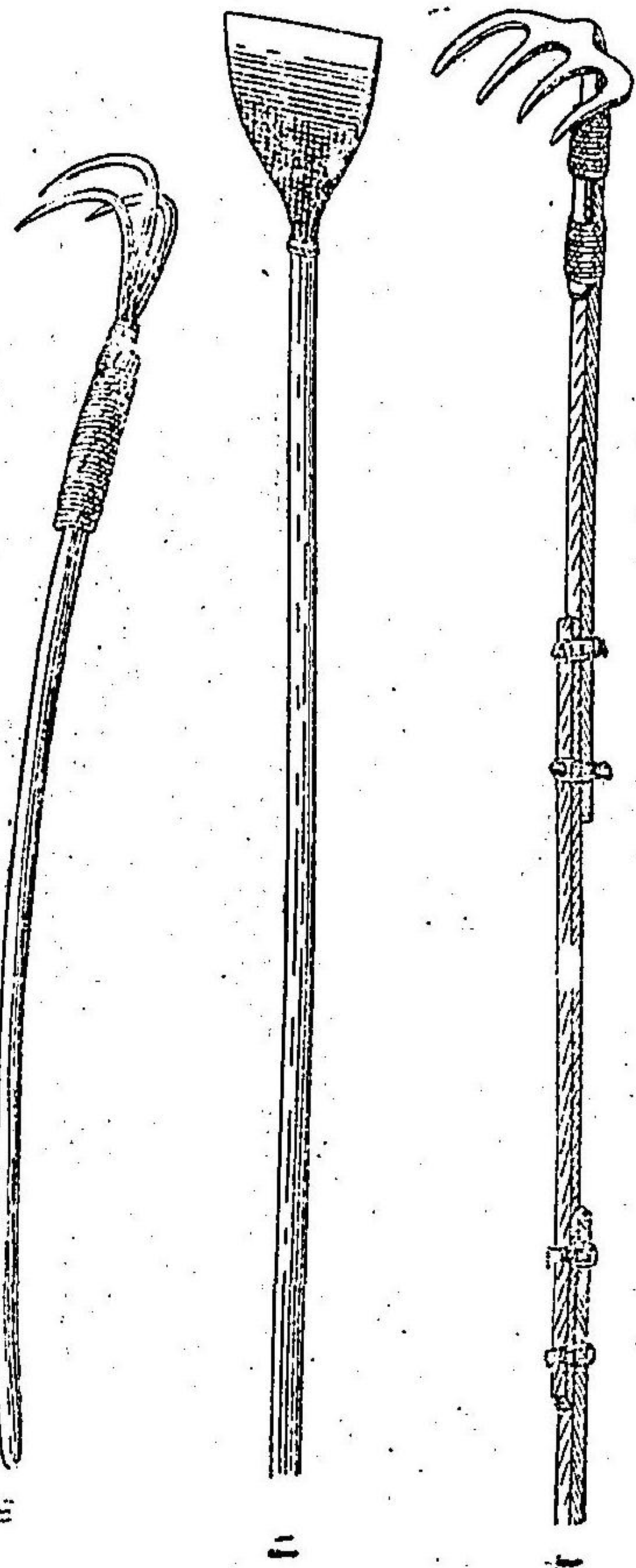


- 一 四ツ熊手
- 二 三ツ熊手
- 三 樫 柄
- 四 留 金



又別に「ツキモギ」と云ふものあり鐵製にして長さ四寸幅三寸の三角状を爲し其下部に長さ二尺の木柄を附く之を接續する所は銅金にて巻くあり或は筒状を爲して之れを嵌むるあり此の具は石に附着せる貝を突き離すの用に供するものなり

淡菜釣 圖七十四



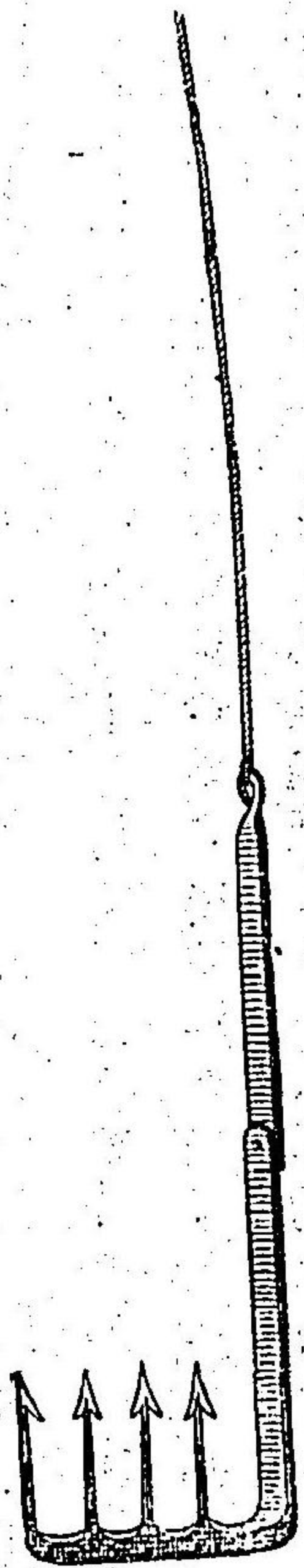
漁法は一船に一具を備へ漁者二人乗にして船を上流に向はしめ錨三個を投じて

之を駐め満潮の時は暫く休止し其前後に於て先づ熊手の柄に檜棒を繼ぎ又竹竿を連續し之を下して海底を搔き石に附着せる所の貝に當らば其石と共に船に引揚げ「ツキモギ」を以て脱離し石は復た海に投ず其石の大なるは重量八十貫目乃至九十貫目小なるも二三貫目に下らず然も二人にて能く引揚ぐることを得べし而して貝の附着せること一石に三百個の多きに及ぶものあり少なきも十四五個を下らず此の漁は十月より翌年三月までの間を季節とし概ね晝間の業なれども寒中に限り夜間之を行ふ

第十三 摩スリ 鈎カギ

摩鈎は河川にて鮭鱒を捕ふる器にして東北地方往々之を用ゐるものあり其器は第四十七圖の如く鐵製にして上部は幅五寸許下部は長さ三尺許中間にて繼ぎ合せ釘にて止め自由に屈伸すべからしむ鈎曲部長さ四寸内外とす之に曳繩十尋許を附け河中小石ありて鮭鱒の産卵の爲め來るべき處を考へ之を伏せ小石にて曳繩を壓へ置き魚其處に來るとき急に曳繩を引けば摩鈎は翻轉して其鋒尖魚體を

藻採釣鎌



刺す此時漁者曳繩を取り疾走し陸に引揚げて捕獲するなり

### 第十四 藻採釣

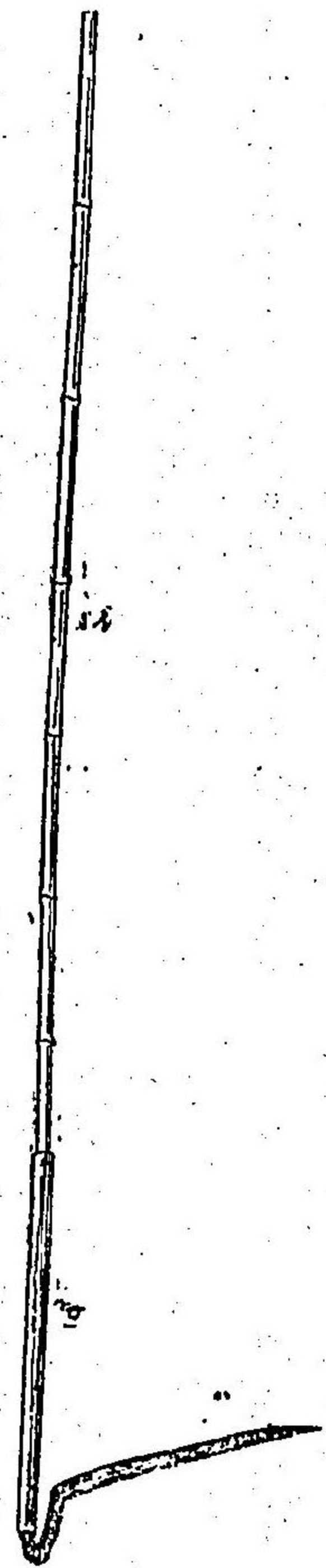
豊後國南海部郡に於て藻採釣と稱ふるは専ら馬尾藻の類を採るものにして之を

藻採

十採

四採

收むるの目的は耕地の肥料に供するに在り其季節は一月より二月に至る釣の形



は第四十八圖の如く鐵にて製し其横に斗出せるは長さ一尺餘あり之に長さ一尺四五寸の木柄を嵌め尙其末に周四五寸長さ二丈五尺許の竹を繼ぐ漁者は長さ三間許の小舟にて二三人乗組み磯邊に至り錨を下し而して此の具を以て藻を引懸け舟中に採り入るゝなり

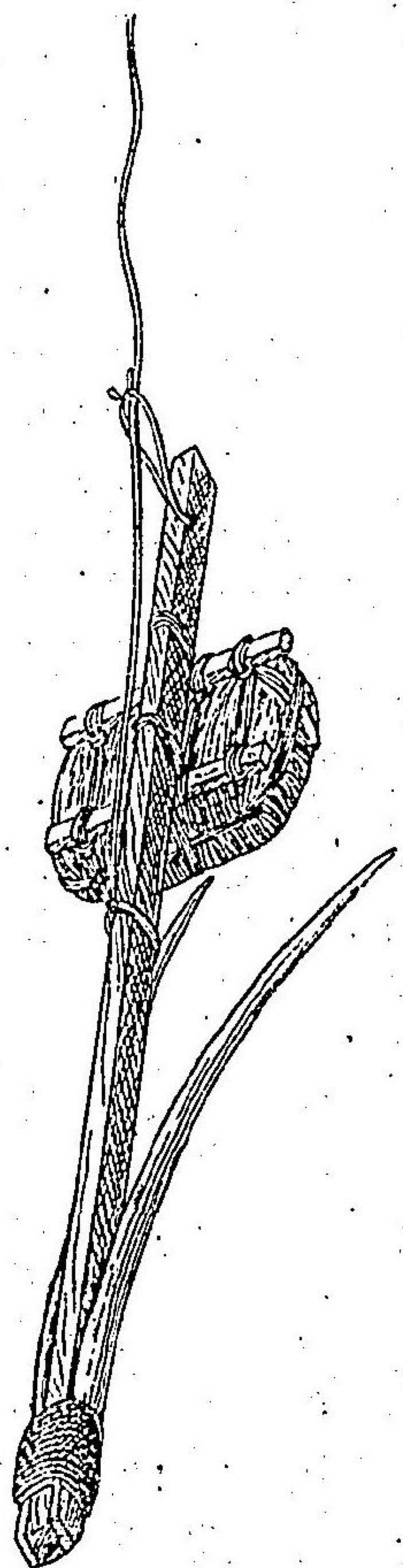
### 第十五 鎌

鎌は概ね海藻類を刈取るに用ふ其刈取る所のもの敢て定まりあるにあらず和布荒布の類より馬尾藻其他雜藻に至るまで場處に應じて之を使用す就中北海道に於ける昆布採の如き其根磐石に固着するものに至ては他具を用ふべからざるを以て必ず鎌を以てす乃ち鎌も亦場合依ては實に重要な漁具なり其狀尋常農家に使用するものと敢て異なる所なし中には刃を鋭くせず鋸の如き齒を設けたるを用ゐる地あり但だ形に差なきが故に別に圖を掲げず

### 第十六 昆布採底引

此具は深き海底に生ずる昆布を掻き探るの用に供す其の爪の部は適宜に反張せる堅材二本を括り合せて雙角状を作る其の長さ二尺許とす幹は檜の角材を用ゐ

第九十四圖 昆布採底引具



長さ三尺許に作り中央の錘石は重量凡そ一貫五百目位のを以てするを普通とす之を以て海底を引曳し繁茂せる昆布を掻き取るなり

### 第三節 扱振具

扱振具とは其字の如く物を扱み取り又は振ち取るものを謂ふ固より二物にして一物兩用を兼ねるに非ず然るに此に收めて一類と爲すは蓋し類を分つこと多き

に過ぎて却て煩穢ならんことを恐るゝを以ての故のみ而して此の種の漁具は之を概稱するに如何なる名を以てすへきか正字未だ考ふる能はず因て今其使用の方法に依り直ちに扱振具と命けたり讀者宜しく此の意を諒し若し其正名あらば幸に垂教を賜へ

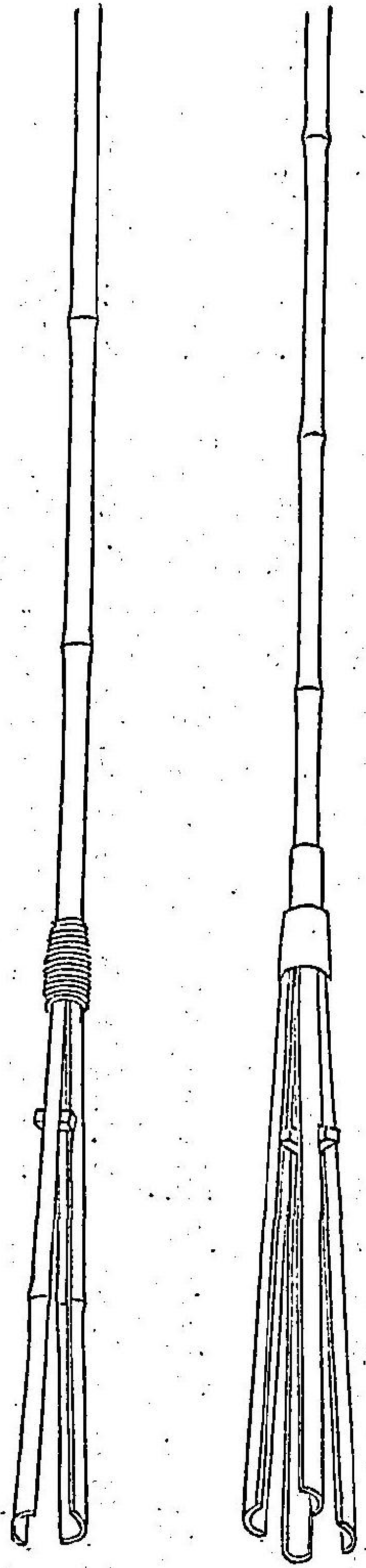
扱類は概ね貝類を扱み取るものにして其魚類に向て使用するは止た鰻扱みの一種あるのみ而して此の種の漁具は其數多からず且一の原形より次第に進化せるか如き状あるものを見ず故に之を概括して其形狀若くは用法を論せんこと難し讀者宜しく各條下に就きて知悉すへし

扱類は専ら海藻に向てのみ使用するものなり海藻中に於ても此種の具を用ゐるに堪ゆるものは昆布若布の如き其莖勁硬其葉長大なるものに止まり他の細小若くは軟弱なるものを採るに適せず故に是等に向ては鈎具若くは爬具を使用するものとす故に此の種類も亦た甚た少し但昆布は本邦水産物中最重要のものにして北海道人民中の大部分か生計に資する所のものたり故に其具は一見ム麼のものゝ如きも然も漸く進化の跡あるを見る即ち該條下に記す所の如し

### 第一 榮螺捕

榮螺は突て之を捕るものあり前に記したりと雖ども突て捕るときは貝を傷つけて斃れしむることあるを以て挟み取るの優れるに如かず今安藝國佐伯郡深江村に於て爲す所を記さん其器は二様ありて一は長さ三間徑一寸位の竹竿に長さ

第五十圖 榮螺採



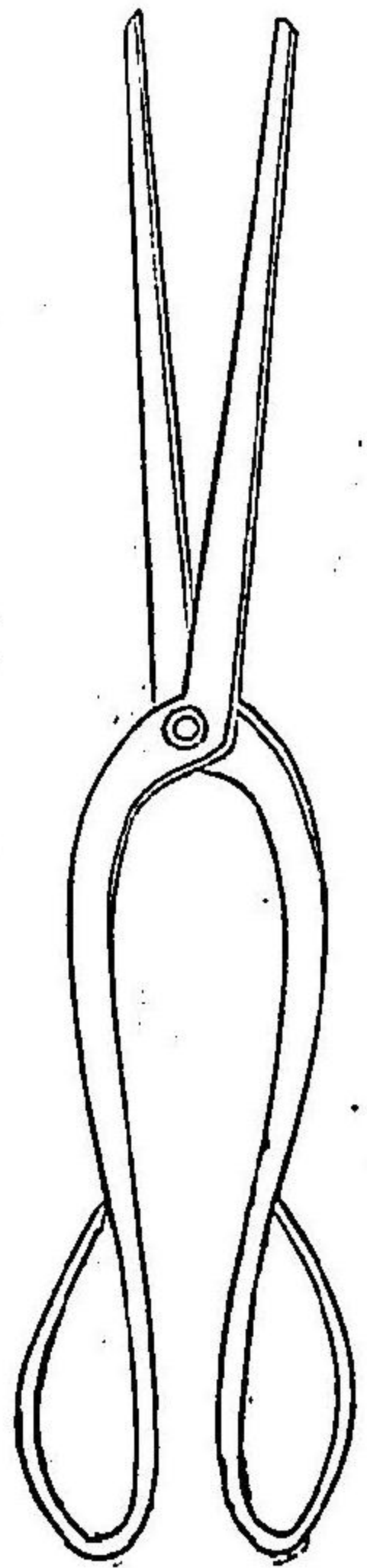
一尺餘の檜材を嵌め其先端八寸許を四裂して其裂止り一寸許の間胴金を以て堅く締め其裂目に長さ四分幅三分の方形なる木片を挿入し以て裂目をして四方に分張せしむるものとす他の一は竹の長さ太さ共前者に同じと雖も先端は一尺許を二裂し其根を麻絲にて堅く巻き固めたるものにして裂目に挿む所は木片の方

三分のものを用ふ之を使用する期節は冬春の間にして船上より海底の岩礁を覗ひ榮螺の在るを認むれば此の器を下し榮螺を其裂目に挟み竿を手繰り揚げて以て捕獲するものとす

### 第二 鰻挟

鰻挟は肥前國東北彼杵南北高來の四郡に於て使用する者多し器の形は第五十二

第五十一圖 鰻挟



圖に示すか如く尋常の木挟に似て鉄の部分長さ凡八九寸柄の部分六七寸あり及無

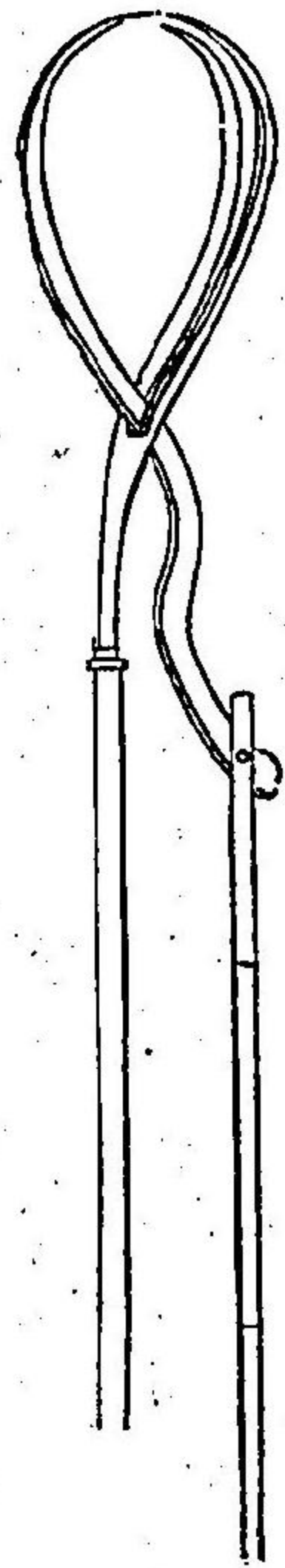
くして刻針を設く此の器を使用するには豫め河川の流末最も浅く凡五寸乃至一尺四五寸の處の石を取除き濶さ一坪程を深さ二尺位に掘り此に重量十斤乃至二十斤程の石を若干となく頭を水面に露出するまで積立て塚状を爲さしむ斯の如きものは數ヶ所を設け置くときは日を経るに従ひ鰻來りて石の空隙中に潜む之

を鰻塚と云ふ因て時を計りて鰻塚の上部より石を取除けば鰻は驚き出て石の下部に潜入せんとするを此器を以て挾み捕るなり之を爲すの期節は陰曆五月より十月に至る

### 第三 鷺摺

鷺摺は土佐地方に於て多く用ゆる所にして水眼鏡を以て水底を覗ひ岩石に附着せる貝類を挾み捕るの器なり形状第五十二圖の如くにして其の鐵の部分長さ一尺六寸許柄の長さ二間半許とす多く牡蠣を捕るに用ゆるものなれとも他の各種の貝類を捕るにも用ゐて便なり

第五十二圖 鷺摺



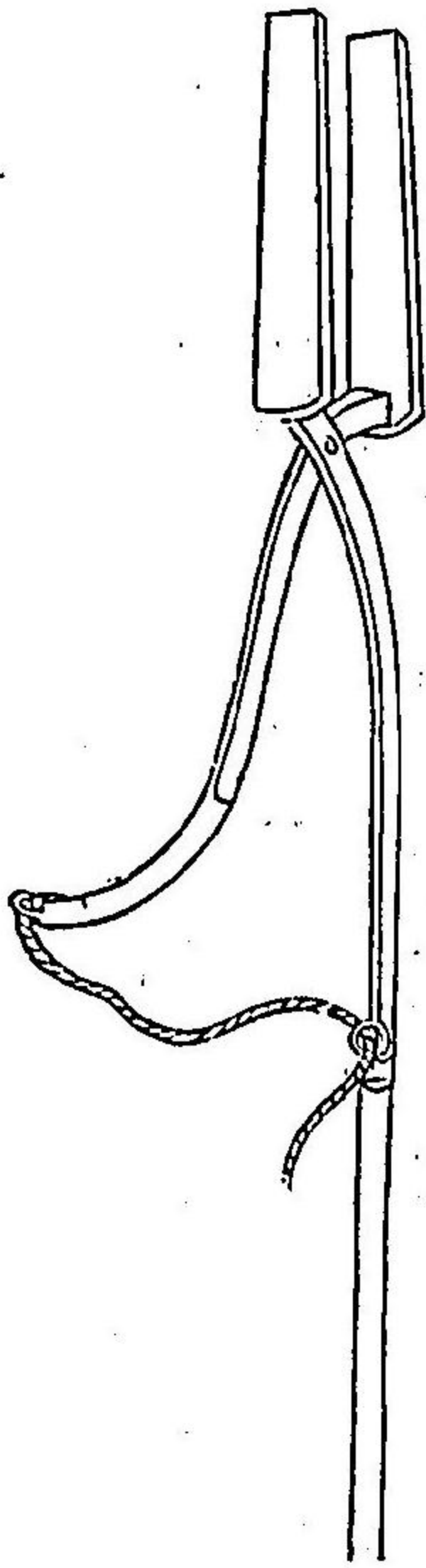
せる貝類を挾み捕るの器なり形状第五十二圖の如くにして

### 第四 眞珠貝挾

此の具も亦土佐地方に行はるゝものにして専ら眞珠貝を捕るに用ゆる器にして

該地にては眞珠貝を玉貝と稱するを以て玉貝挾の名あるなり器の形は第五十三圖に示すか如くにして先きの鉄の長さ四寸許鐵柄の長さ二尺許木柄の長さ二間半

第五十三圖 眞珠貝挾



許とす此の器は鐵柄の頭の繩を結ふへき部分に重量あるを要す然されは鉄口を開かざるを

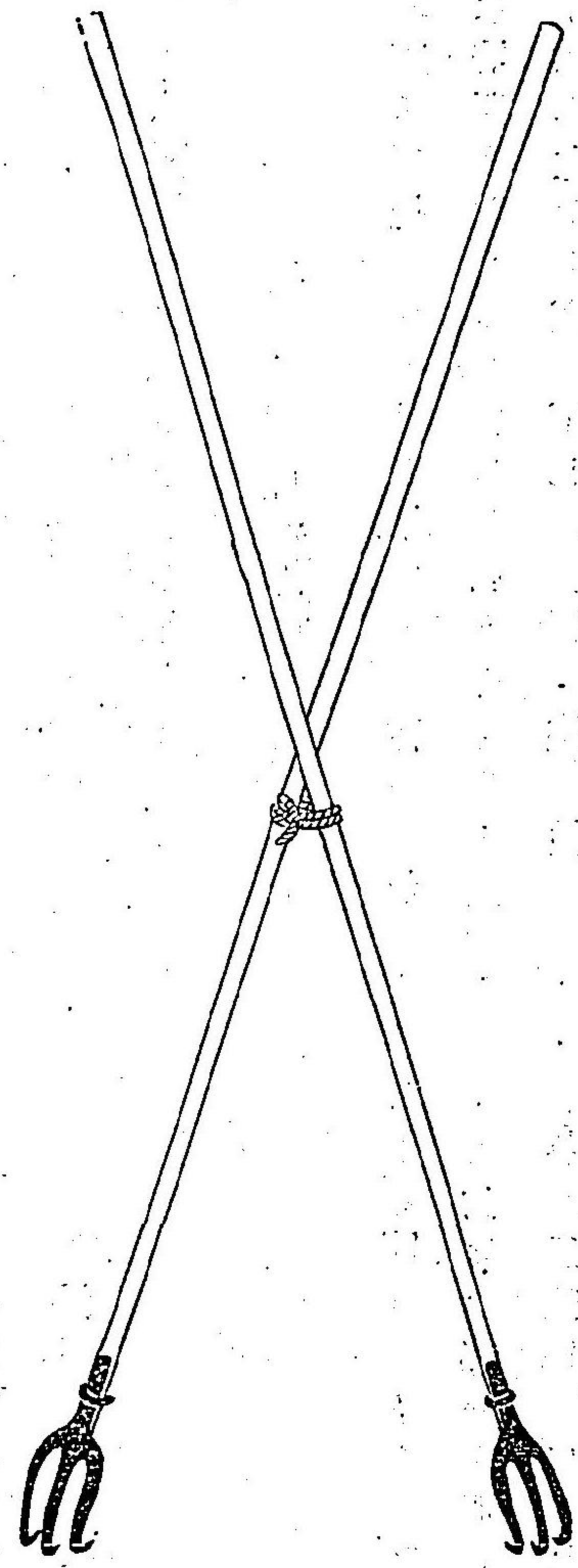
以てなり水底深ければ柄を継ぎ足して用ふ

### 第五 牡蠣挾

陸前地方にて使用する牡蠣挾は所謂熊手の如きもの二本を腹合せとなし下端より二尺許距りたる處を繩にて括り合せ以て其柄を把りて鈎爬の部分を開合せしむへく爲し之を海底に下して牡蠣を挾み捕るものなり蓋し三陸地方に産する牡蠣は多くは所謂長牡蠣にして多数累着することなく概ね獨立す是れ此の具の用

特殊漁業 採鉤具類 挾振具 昆布採  
を爲す所以なり

第 四 十 五 圖 牡 蠣 挾

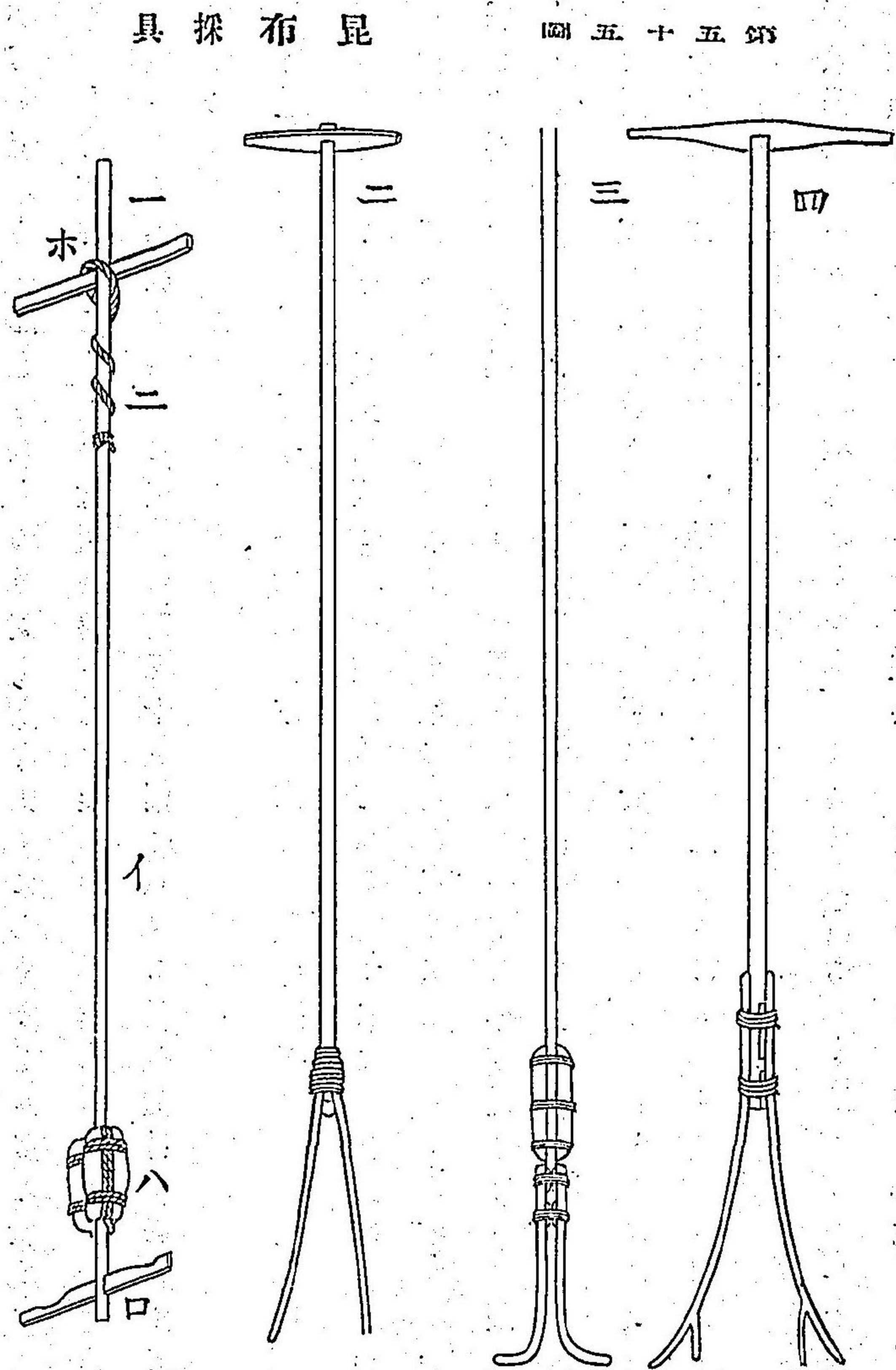


### 第六 昆布採

昆布は年々海外に輸出する價格凡そ一百万圓にして鰯と相伯仲するのみならず内地に費消するものも亦巨額にして本邦水産物中の重要なるものなり而して之を産するは北海道最も多く他は三陸地方にもあれとも出す所僅微にして品質も

亦劣る而して北海道と雖も全道盡く之を出すにあらず其重なる産地は東南兩海岸にして西海岸に至ては唯天鹽地方之を出すのみ且地方に由て種類品質を異にす然れとも採收の器具に至ては第五十五圖に示せる所の數種に過ぎず又採收の方法に於ても大差あることなし  
北海道に於ける昆布採收の季節は地方に依り又歲に依て多少の遲速長短ありと雖も之を概すれば夏土用入より秋彼岸まで凡そ七十日間とす其採收に着手の日を鈎卸しと稱へ是より數日若くは十數日間を以て最も多額を採收するの時とす採收の場所は海の模様と昆布の種類とに依り一定ならず近きは岸を距ること咫尺の所より遠きは千間の外に及ふものありと雖も之を概すれば岸より百間乃至三百間の間深さ二三尋より五六尋の所に於てするもの多しとす稀には七八尋より十六七尋に及ふものあり昆布は猶是より深き處にも生すれとも器具を下すに便ならざるを以て之を採るもの殆んど之なし  
採收器具は種々ありと雖も之を要するに「さほ又「ねちり」と云ふ」まつか鈎底引鈎鎌の數種なりとす今此の各種中にて挾振具に屬するものを左に解説す

第五十五圖



昆布採具

圖中一は「サホ」又「ネダリ」にして(イ)の木柄は楢或は樫等を削り成したるものにして長さは場處に依て異なれども三丈許を通例とす(ロ)は木柄に孔を穿ち木片を横貫せるものにして其木片の長さ二尺五寸厚さ五分許とす是より凡そ四五寸を距りたる處に(ハ)の石を括り付け水中に沈下せしむるの力を添ふ其石の重量は三貫五百匁位を通例とす又柄の一端より二尺許距りたる處に菩提樹皮にて製したる繩(ニ)を括り之を柄に巻き付け其一端に(ホ)の把手を添ふ其長さ三尺許とす此の器は柄を執て昆布の在る所に下し(ホ)の把手を持って振廻し(ロ)の部に昆布を巻き絡ませて採り揚ぐるものなり

圖中二は「柴マツカ」と云ふ下部の二又は「ヒラカ」或は黄棟樹を以て作る長さ五尺許二端の把手は長さ一尺三四寸なるを普通とす二又を以て昆布を挟み把手を取て昆布を二又に巻き附かしめ振採るものにして是れ舊來慣用する所のものなり  
圖中三は「テンジンマツカ」と云ふ此具は第二のものより一變せし所にして近世の創製に係る二又の頭の反勾せるを以て昆布を引懸くるの便あり前者と相較べて優劣如何を察すべし

圖中四も亦「マツカ」の一種なり全體一形狀第二のものに異ならざれども唯其又尖に於て更に二個の小叉あるの差あり此の具は一般に行はるゝにあらず圖する所は渡島國龜田郡湯川村に用ゐるものなり  
以上各具の用途を概別すれば「サホ」は海底稍や深くして平坦なる處に用ゐる「マツカ」は淺くして且岩石多き處に用ゐるものとす  
昆布を採收するに用ゐる船及び乗組人員は地方に依て同じからず根室釧路地方に於ては此の業の規模大にして重に胴船海四五人乗及び持符船二人乗を用ゐる稀に圓合船八九人乗にて採收するものあり日高以南渡島各郡に於ては多くは持符船及び中船二人乗を以てし規模の極めて小なるものに至ては磯舟一人乗にて之を爲す

開拓使函館支廳は去明治十三年十一月を以て左の如く管内沿海昆布採收營業者へ告示せられたり事頗る收利上に關係あるを以て因みに此に附記す

昆布成育の年一年より減耗する趣を見聞し曾て其原因を尋ぬるに諸説區區に涉ると雖も中に就き海藻の一種にして方言「ゴモ」と唱ふるもの發生して昆

布の生暢を妨げ或は粘土汚泥等の若石を覆ふて著しく其發生を害すと暫く此の説に信を措き試みに明治十一年茅部郡尾札部村宇稻荷濱に於て兼て昆布發生の稀少なる海底を掘り凡そ三百坪を區劃し人工を用ゐて彼の粘土汚泥を掃除し「ゴモ」其他の雜藻を採取り置きたるに發生生暢大に宜く即ち本年採取は期に臨み其優劣を驗せん爲め他の人工を用ゐざる海底へ三百坪を區劃し同時に採收せしめたるに人工を用ゐたる方は三十貫匁の收獲にして人工を用ゐざる方は一貫匁の收獲なり之を比較すれば人工を用ゐたる方二倍九割の増加に當り實に驚くに堪へたり今や物産振興の時に方り本道著名の昆布年々減耗するは痛歎の至りに堪へず沿海營業の者篤く注意を加へ之が挽回を圖るべし

### 第七 和布採

此種の器具は各地方大抵相同じけれども詳に檢すれば悉く小異あり之を列舉せんには頗に堪へざれば唯其一二を記す



一 因幡國に於ける和布採

因幡國高草郡伏野村赤島平島等に於ける和布採收の季節は六月七月の間にして其器は一本の丸竹に二本の細竹を緊縛し之に繩を巻きたるものなり形状は圖中一に示すが如し漁夫一人一舟を泛へ此の器を携へ陸地を距ること凡そ四五十町深さ二十五尋許にして海底岩礁ある處に至り若し風波ありて海底洞見し難ければ鐵波油を滴らし而して竿を下し和布を之に絡ませて以て引揚ぐるなり多きときは日に五十束を得ると云ふ

二 志摩國及伊勢國に於ける和布採

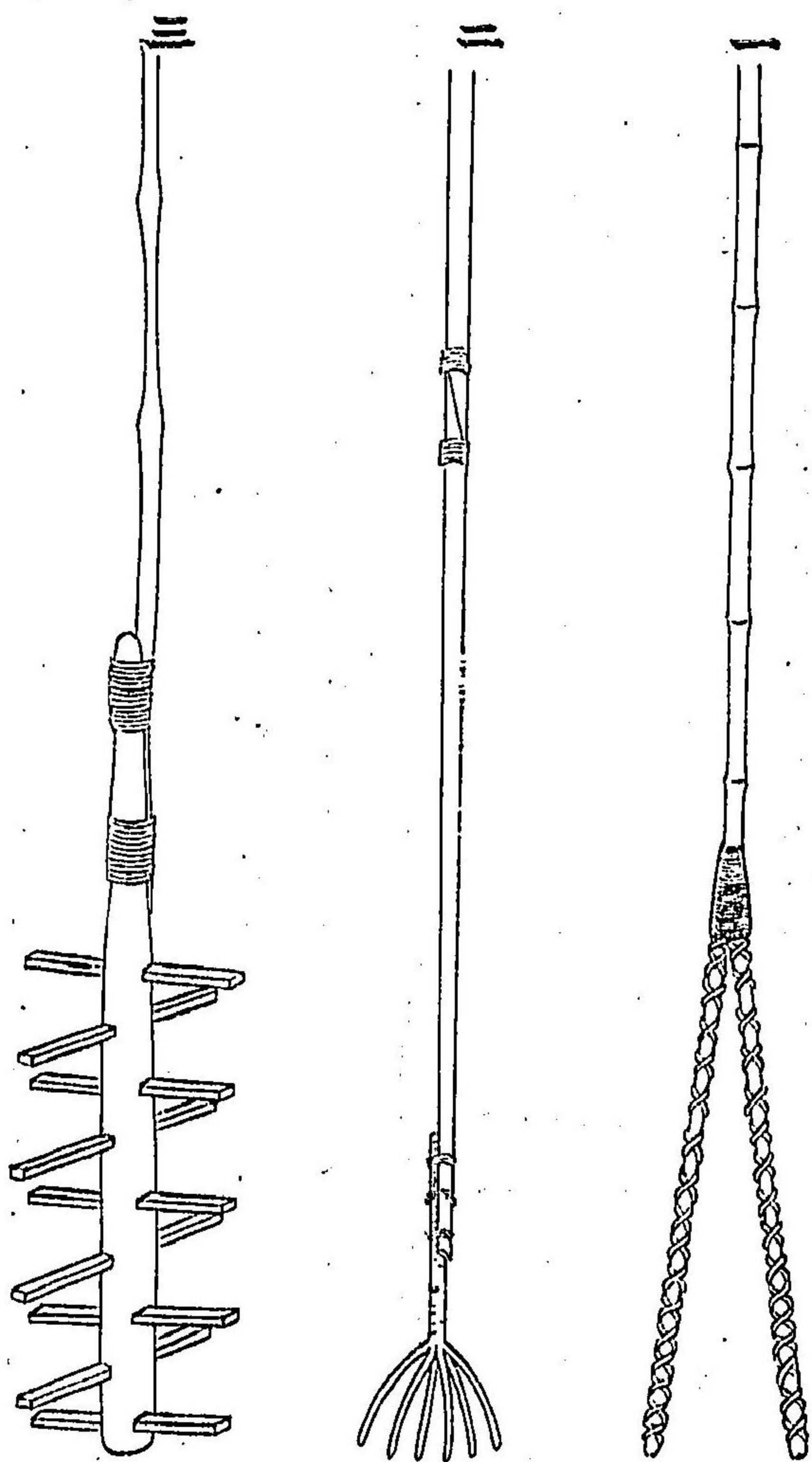
志摩國及伊勢國度會郡紀伊國北牟婁郡に於ける和布採收の季節は二月より五月までにして海婦の潜没して採るも之ありと雖も多くは圖中二に示すが如き具を用ふ其具は松の枝を椎又は櫂にて作りたる棹頭に附けたるものなり採收の方法は前者に同じ此の具は荒布採にも用ゆ但だ荒布採の季節は六月とす

三 安藝備後地方に於ける和布採

安藝備後地方に於ける和布採收の季節は四五月の交にして音戸の瀬戸布刈の瀬

戸等潮流最も急なる處に在り其具は圖中三に示すが如く櫂材を周圍四五寸長さ

和布採 圖六十五



一尺乃至二尺に作り此に櫂の三分角長さ四五寸のものを二寸位の距離に五本乃

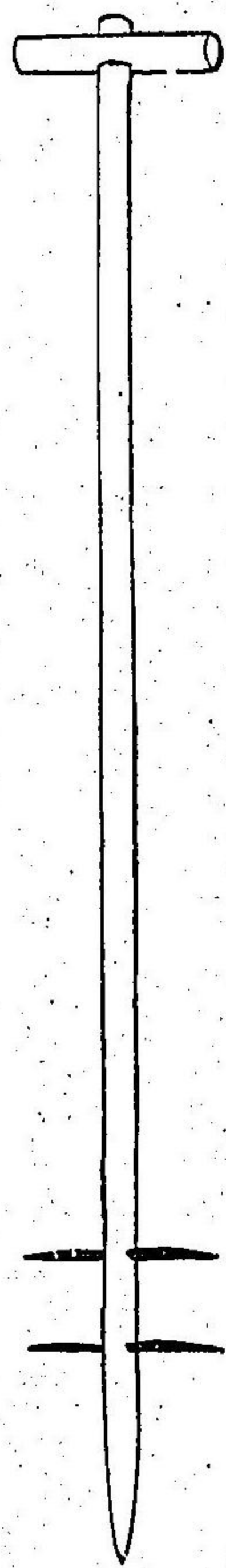
至十本を横さまに貫き其幹の一端に長さ四五尋の竹を括り附けて柄となしたるものにして湖勢の稍や緩なる時刻を候ひ之を使用す使用法は前者に同じ

### 第八 荒布採

#### 一 陸奥地方に於ける荒布採

陸奥地方の荒布採具は第五十七圖に示すが如く木造にして長四尋乃至九尋とす下部に横貫せるは鐵にして長さ八寸より一尺二三寸に至る此の具は荒布に限ら

第五十七圖 荒布採



す之に類する海藻を採るには凡て使用す

#### 二 志摩國に於ける荒布採

志摩國にて用ゐるものは若松の枝の岐れたる處を以てす方言「アッデ」と云ふ枝の長さ六七寸柄は椶にて作る長さ三間より七間に至る

## 第四節 爬具

爬具とは水底若くは沙洲を爬搔し貝蟲藻を採る所の具を概稱す此の種は其簡單なるは陸上に用ゐる鍬と同様のものあり鐵篋を横たへ柄を付けたるが如きものあり櫛狀を爲し是にて搔くものあり漸く進んで其櫛狀に籠を添へ竟に綱を附するに至る其使用に於ても淺水若くは斤齒を徒歩して用ゐるあり船上より下すあり其器に綱を付け船を進めて引曳するあり竟に船中に轆轤を備へ之を廻轉して其器を運用するに至る今若し順次を逐ふて羅列するを見れば其進化の跡歴々徴すべきものあり而して其極めて簡單にして殆んど上古の漁具の觀あるものと雖も今日猶未だ廢せずして用ゐる所以のものは其土地の形勢と採らんと欲する物とに適當したると一には細民無資の輩と雖も容易に爲すことを得以て生計を資すべきを以てならん

此類に收めたるもの、中一種籠狀を爲し一見以て爬具視すべからざるに似たるものあり是等は其純然たる爬具たらざるは勿論なれども他に之を收むべき類門

なきのみならず用法上多少爬搔に幾き所あるを以て此に收めたるなり  
此の種の中最も重要なものは海鼠を探るに用ゐる「コケタ」に「ハツサク」と稱ふる類  
のものなり是等は皆網を附けたるのみならず其使用法全く線網に異ならず然る  
に之を線網の中に加へずして爬貝中に收めたるは其使用上の効力重きを置く部  
分は鐵爬に在りて網は其物を承くる客具たるを以てなり故に之を形を同じくす  
るも網口に附くる所の木竹類は其口を開張せしむるに在りて別に爬爪を備へざ  
るものを以て線網とす

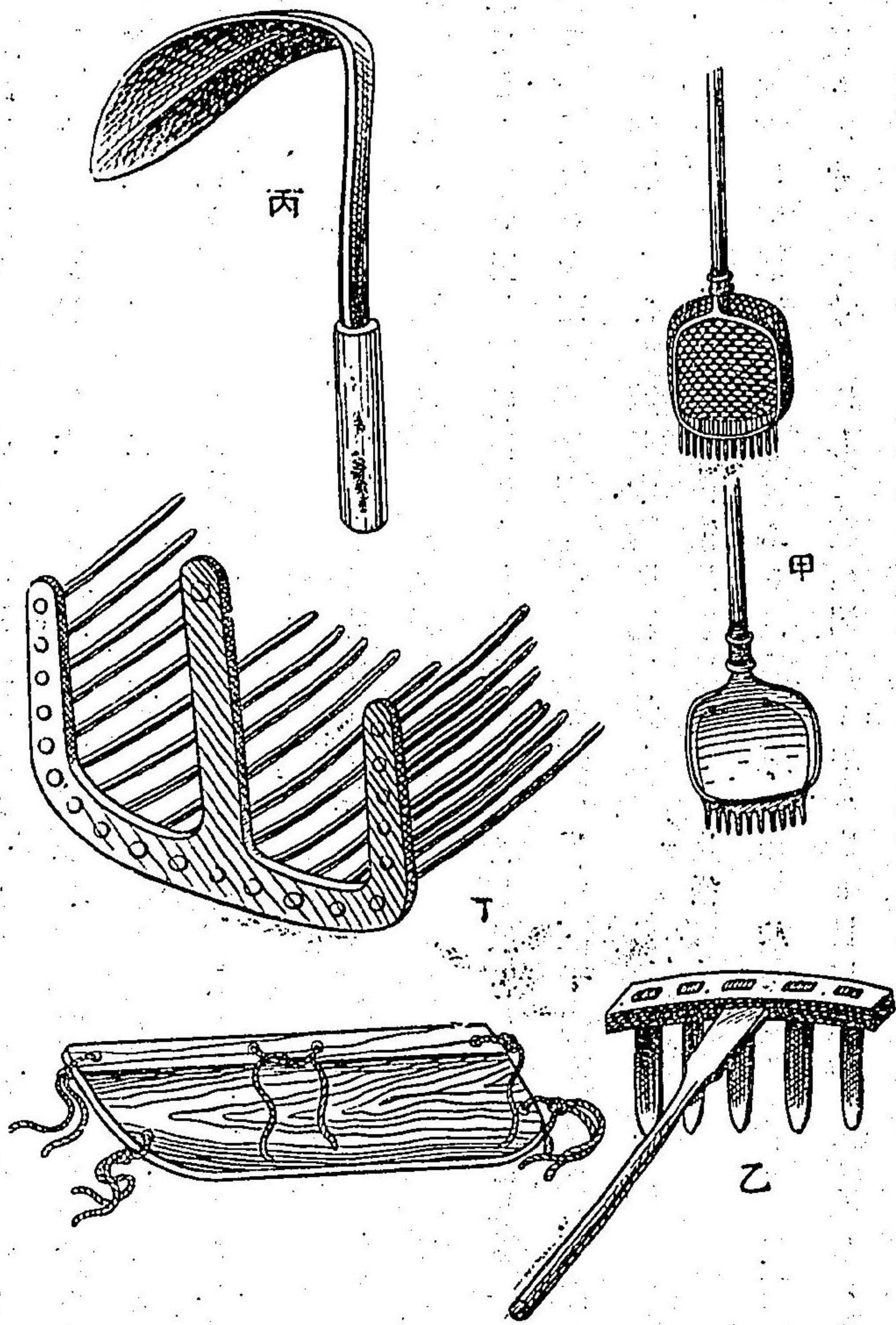
### 第一 貝 搔

貝類を搔き捕るの具は其専ら目的とする所の物に因り蛤搔蛎搔等の名を附する  
もの多しと雖も又單に貝搔と汎稱するものも所在之あり而して其形状は地方に  
依りて頗る差あり今其一二を記す

#### 一 陸前地方に於ける貝搔

陸前地方に於て貝搔と稱するは主として蛎又は鯛を採收するものにして其具は

第五十八圖 貝 搔



團扇形の鐵製の籠を作り其周囲一尺乃至一尺二寸とし一方に長さ三寸より四寸までの鐵爪十五本又は十七本を附け之に鐵製の籠を結び附け長さ一丈六七尺の木柄を鐵環に嵌めたるものにして形狀第五十八圖甲の如し之を使用するには籠底を上面にし柄を肩にして海底を搔き廻し蜆又は蛸の籠に入るものを抄ひ揚ぐるなり

### 二 筑後地方に於ける貝搔

筑後地方の貝搔は蛸又は「メクハシヤ」等を漁するものにして其具は總て木製なり櫂を以て長さ九寸三分許の桁を作り之に爪を駢植し爪と爪との間凡そ一寸とす柄は長さ一尺四寸周三寸五分許に作る之を携へて海濱干潟の時を候ひ泥中を搔き以て貝を捕收するなり第五十八圖乙の如し

### 三 安藝備後地方に於ける貝搔

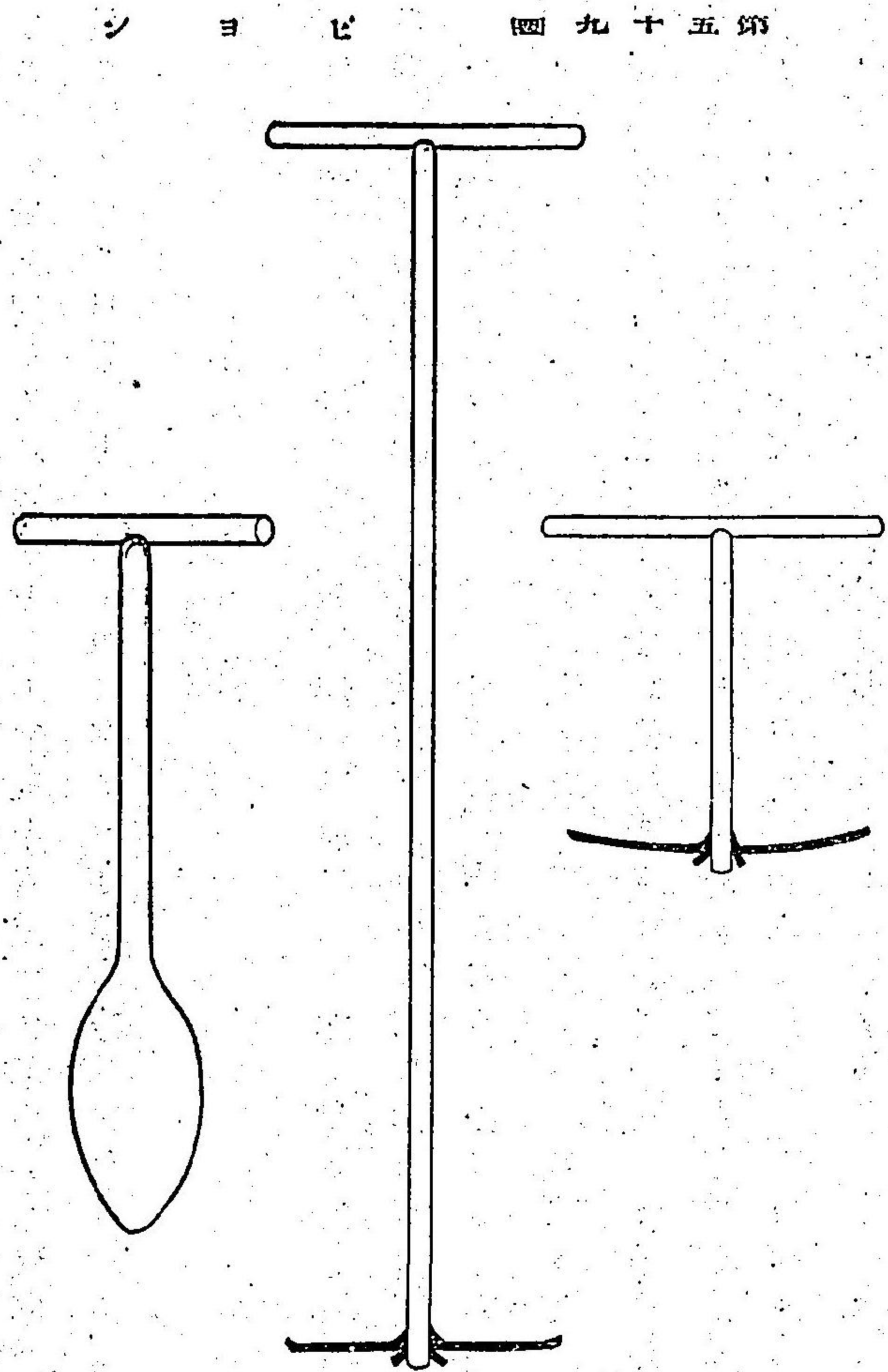
安藝備後地方にて單に貝搔と稱ふるは蛤及蛸を搔き捕るの具にして其製鐵を以て作り長さ四寸幅二寸許にして其兩端狭く形狀恰も批把の葉を反撓したるか如く而して四寸許の鐵軸あり其軸の末端に長さ三寸の木柄を嵌めたるものなり

漁者此具を携へ干潮の時を候ひ沙洲に至り柄を把りて沙を左右に搔き搜し露出する所の蛤及蛸を拾ひ收むるなり第五十八圖丙に示す如し又同圖丁は土佐國に於て使用する貝搔にして其下方に在るは丁の側方に結付すべき附屬具なり

## 第一 海茸採

海茸は筑後の國の沿岸所謂筑紫潟の特産にして之を捕る器を方言「ビヨシ」と云ふ其器に數様あり一は木製の短き撞木狀のもの、末に細き鐵を横に貫きたるものにて其撞木狀柄の長さは一尺二寸許頭に横たはる木の長さも亦一尺二寸許横に貫く鐵も同じ長さにして此器は淺き處にて使用す一は形は前者に似たるも撞木狀の柄は周六寸長さ二間半許頭に横はる木の長さ一尺五寸横に貫く鐵は一尺二寸許とす此の器は深き處にて使用するものなれども近年之を用ゐるもの殆んど希なり又一は總て木製にして其狀兒童の體操に用ゐる「ダンベル」の頭に木を横たへたるが如し又一種全く撞木と同じき狀のものあり

漁業の季節は一定せずと雖も概ね立冬の頃より大寒の頃まで専ら之を爲す漁法



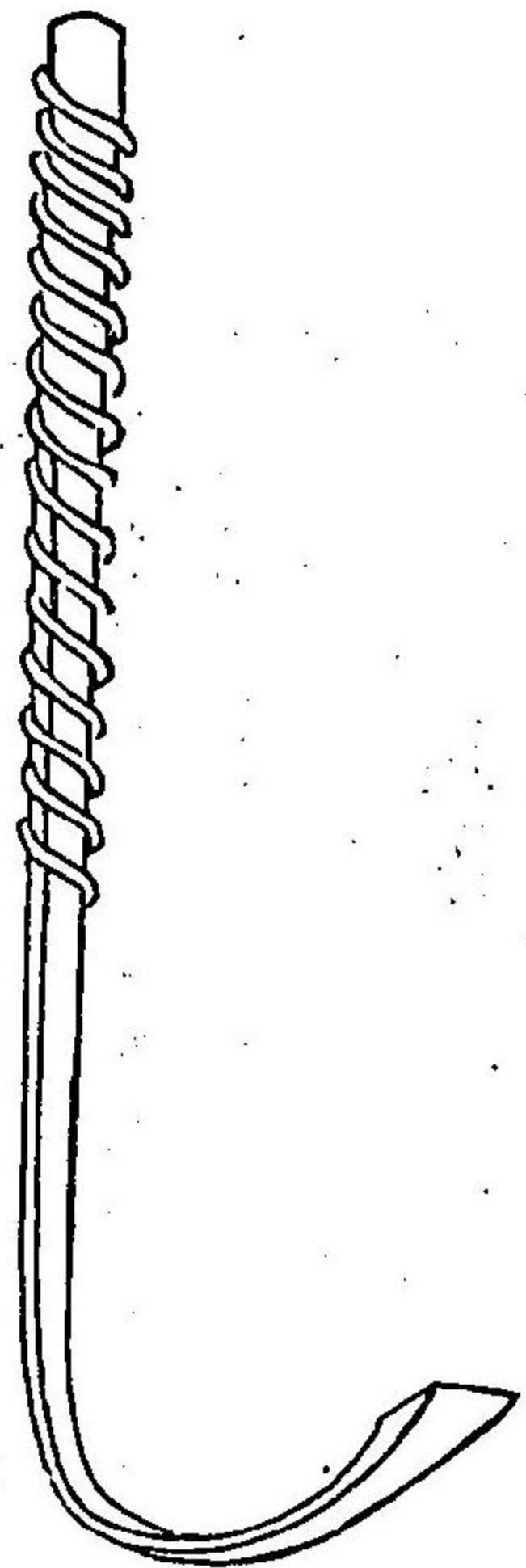
は元來海  
 茸は常に  
 泥中一尺  
 内外の所  
 に棲み其  
 呼吸する  
 爲め泥上  
 に小穴を  
 設けて潜  
 むるもの  
 なるが故  
 に漁者は  
 一小舟に  
 一人又は

第九十五圖

數人乗合ひ潮の干時を側りて出漁し水の深さ僅に一二尺位の所なれば漁者水中に入り手足にて小穴を探り之を認むれば第一の器を刺し入れ數回振廻はしたる後引揚ぐれば海茸は横はれる鐵に懸りて捕獲す稍や深き處なれば彼の「ダンベル」状のもの或は撞木状のものを小穴の側より深く刺し入れ其穴を大にし而して右手を伸へ貝の下に廻し攪みて以て捕獲するなり但第一の器を用ゐて捕りたるものは多くは貝殻毀傷するを以て肉のみを探る其體を傷はざらんと欲せば後者を用ゐるを良とす

第三 牡蠣採

第十六圖 牡蠣採



日本水産捕採誌

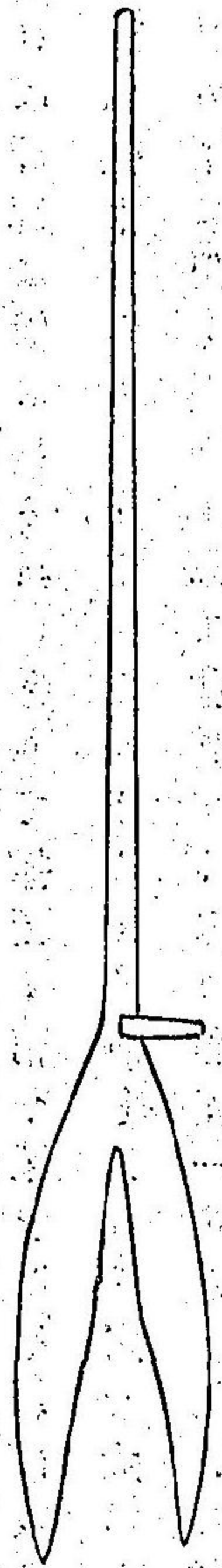
伯耆國の各地方にて使  
 用する牡蠣採は第六十  
 圖に示す如く鐵にて作  
 り手元を藥繩にて巻き  
 たるもの長さ敢て一定

せずと雖も大抵大工の用ゐる手斧位のものなり此の器を把り漁夫海に入り岩石に附着する牡蛎を起し採る其使用の状恰も陸上にて農夫が耜を用ゐるに似たり時としては鮑をも起し採ることあり

#### 第四 蝦蛄掘

蝦蛄を採るの方法一ならず多くは鍬を以て土を掘起し或は爬具を用ふれども元來此の物賤民の食に供するに過ぎざるものなるが故に特に之が爲め専用の漁具ある地は少し但だ左に記する者は肥後國にて使用する所にして其器は總て木に

第六 蝦蛄掘



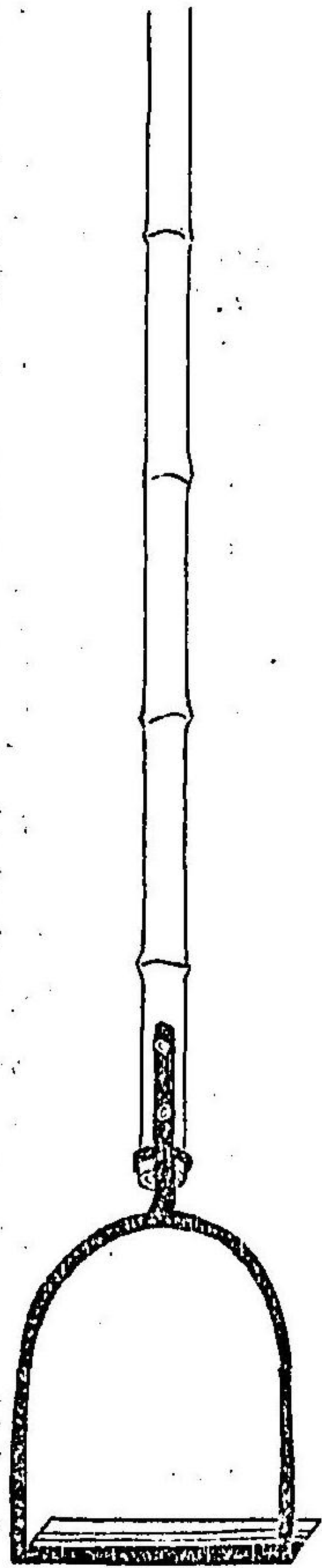
て製し頭は二又を爲し其長さ二尺許とし其の二又の盡きて一本となる處に横に

踏木を嵌め以て足を掛くる處となし夫より末は柄とす其長さ一丈許漁者は干潮の斥鹵に蝦蛄の潜蟄する穴の多き處を擇び二人或は三四人聯合して此の器を突き込み踏木に足を掛け深く泥沙中に下し而して泥沙を起し蝦蛄の顯はるゝものを捕ふるなり

#### 第五 蛤搔

單に蛤搔と稱するものも亦種々の形状のものあり第六十二圖に示すは伊豫國新居郡西條邊に於て使用する所にして其形状は西洋式の馬鐙の如し鐵製にして先

第六十二 蛤搔

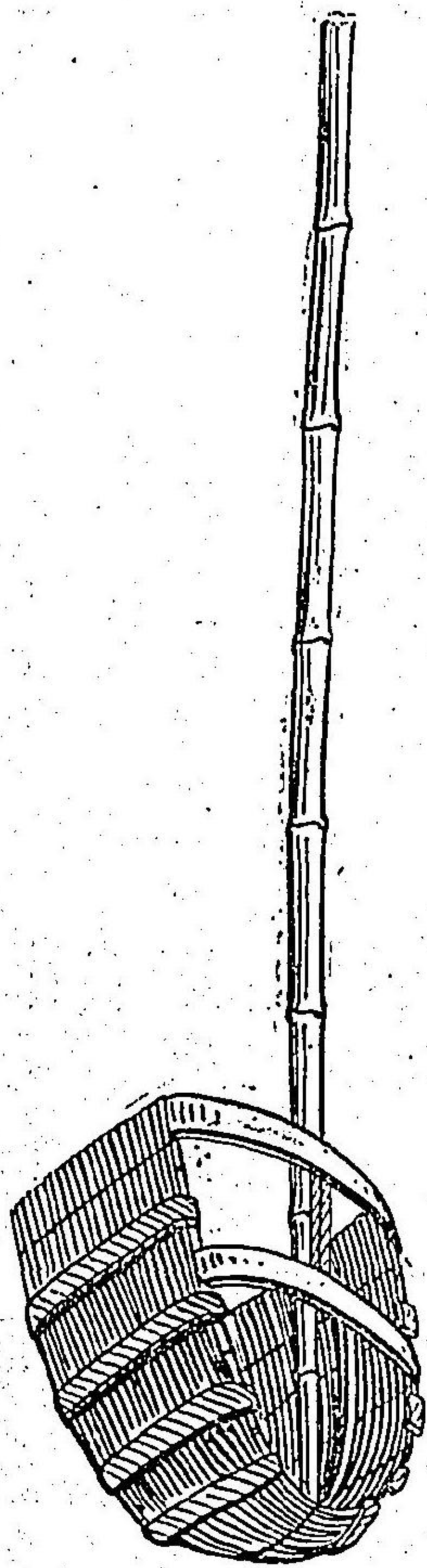


きの廣さ一尺二寸許幅は一寸許とし其左右より下に連接する部分の長さ之に愜

ふ幅は方三分許とす下に附きたる柄は幅五分許扁平に作り是に竹の柄を繼ぐ此の具を以て干潮の斥鹵を爬搔し蛤の露はれ出づるものは直ちに手を以て拾ひ收むるなり

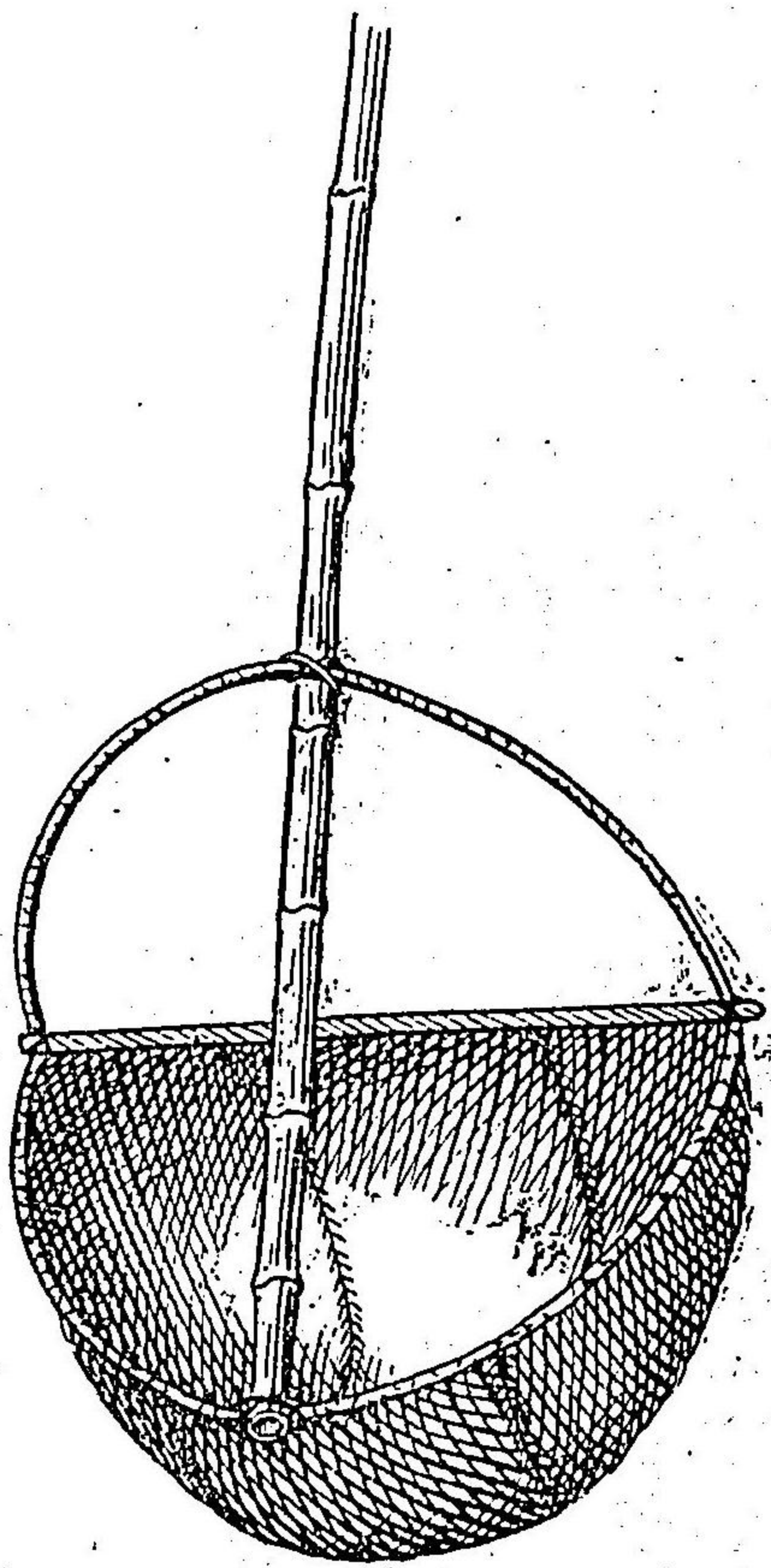
第六 ヒツチキ

下總國下埴生郡長沼に於ける方言「ヒツチキ」と稱ふるものは主として鮒を捕るの具にして材は篠竹を用ゐ藤蔓或は繩を以て編みて第六十三圖及六十四圖に示すが如くに作る柄は竹を以てし長さ二間餘とす又網を用ひて作れるものあり之を



第三十六圖 一、キチツヒ

第三十六圖 二、キチツヒ

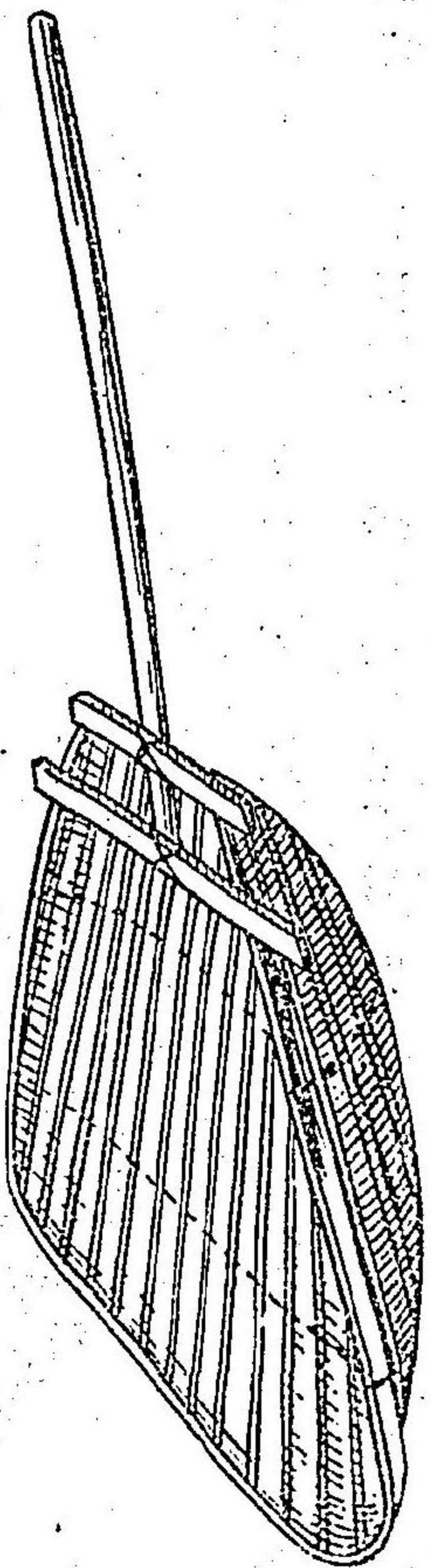


使用するは十二月初旬より一月末に至るまで凡そ六十日間を季節とす此の季節には鮒は深く沼底に潜伏し舉止極めて不活潑なるを以て此の具を下し水底を搔き浚へて以て捕獲するなり

第七 鮒網

此の具も亦下總地方の河沼に於て鮒を漁するに使用するものなり鮒アミと稱ふれども實は網にあらす劈竹を以て第六十五圖の如く箕狀に編み成し之に長さ四

第五十六圖 鮒網

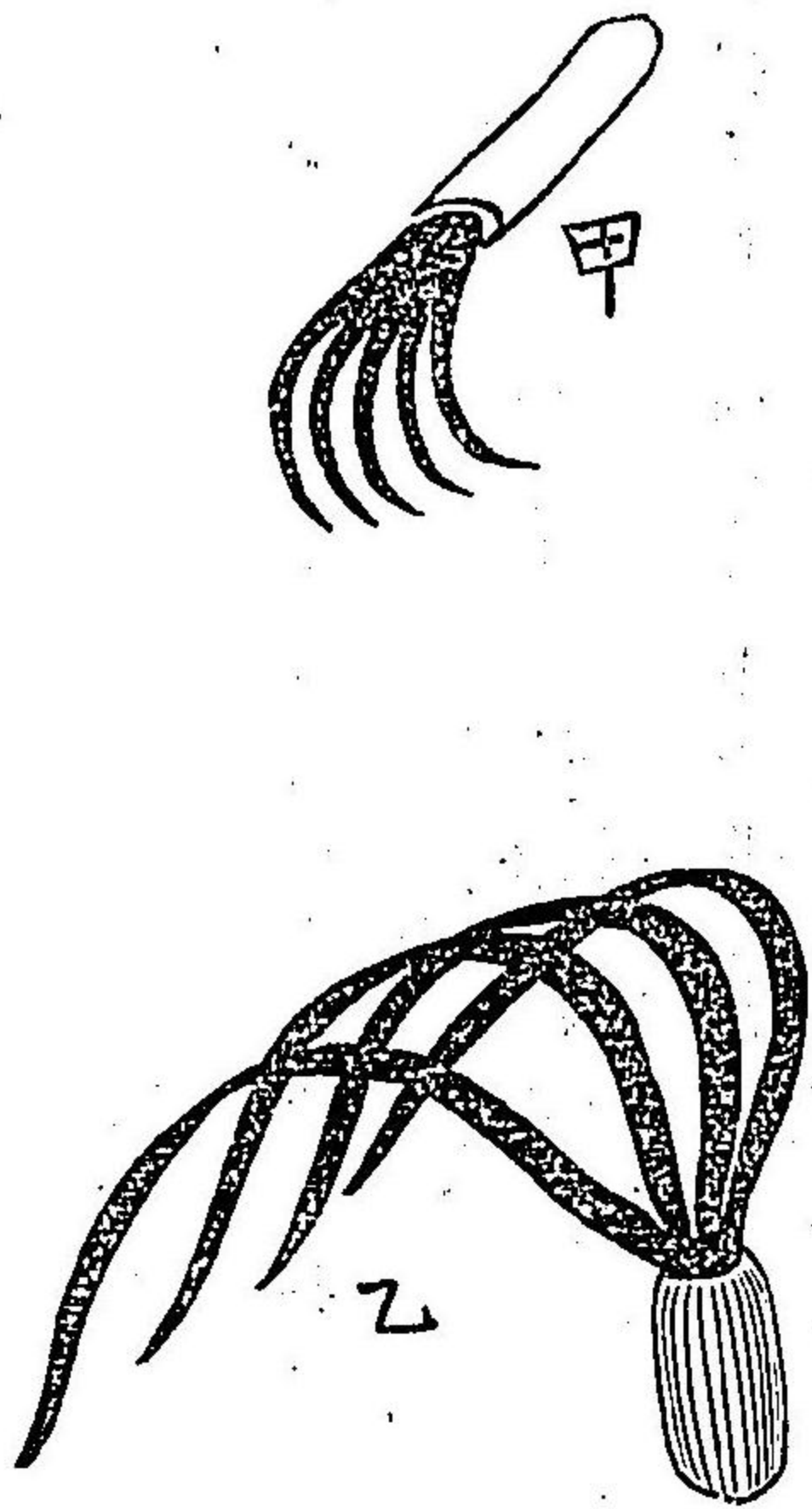


五尺許の竹柄を附けたるものなり此の具は手前より向ふへ向け水底を搔き浚へ鮒を抄ひ捕るものにして漁業の季節は春分より秋分までとす

### 第八 網搔

東京灣内各地に於て網搔と稱ふるは第六十六圖の如き熊手形の器にして網の外蛤其他各種の小貝をも採るを得べし初冬より晩春までの間干潮を候し漁者此の

第六十六圖 蛤 網搔



器を雁爪と稱ふ第六十六圖中乙に示すが如し

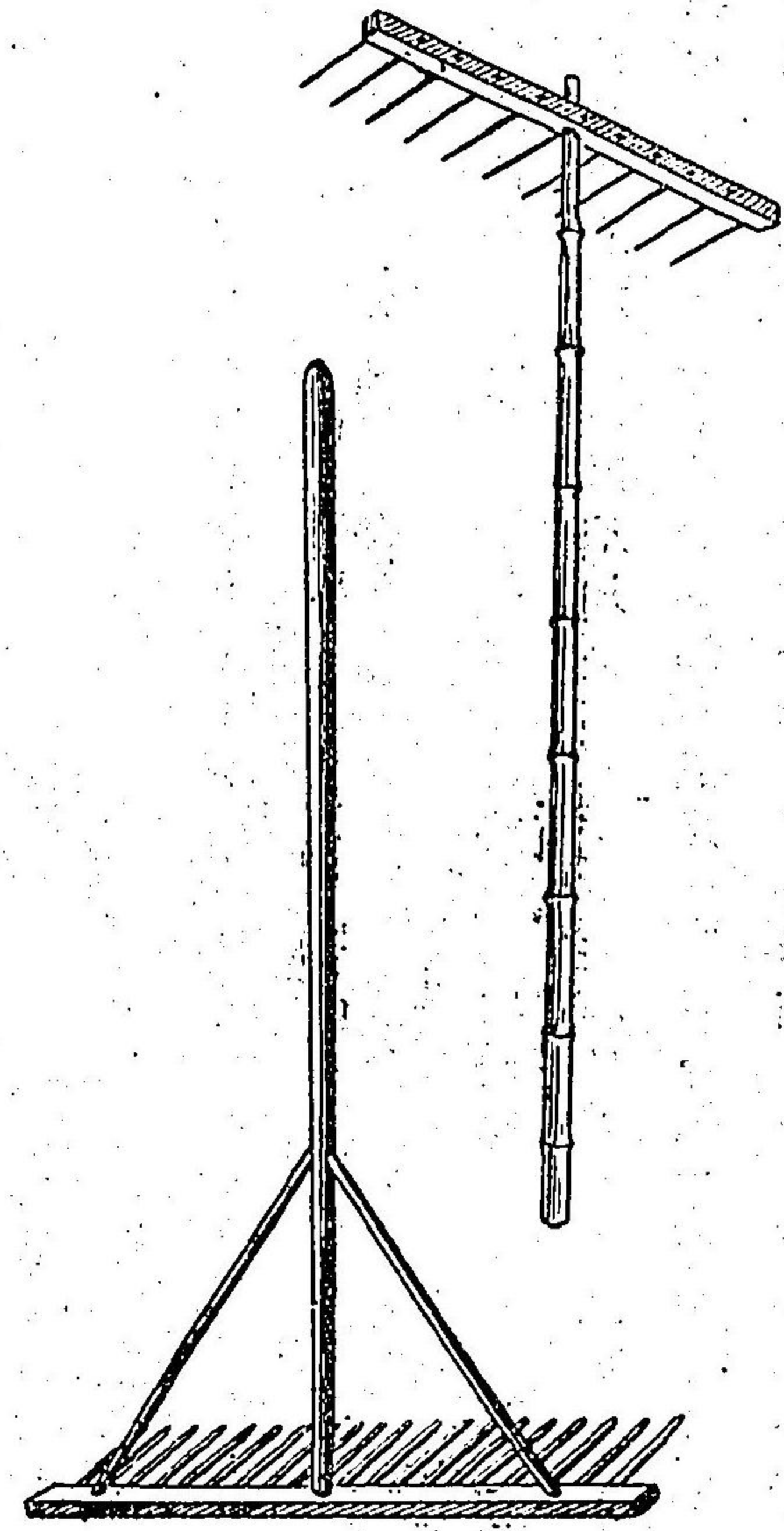
具を携へ斥鹵を徒歩し沙中を搔きて其露はるゝ所の貝を拾ひ收む老幼若くは婦女の業とす第六十六圖中甲に示すが如し  
肥後地方にては蛤を採るに略ほ之と同じき器を用ゐる其

### 第九 蝦搔

備後及安藝地方に於て専ら行はるゝ所の蝦搔は鐵製長さ三尺乃至四尺二寸の桁に方五分長さ五六寸の鐵爪凡そ二十本位を駢植し長さ二尺五寸許の松又は杉材の割柄を以て挟み繼ぐに長さ凡そ五尺の同材を長柄を以てす春の彼岸より秋の彼岸に至る間を季節とし一人一具を携へ斥鹵に出て其柄の中央に雙手を掛けて



第六十七号 鐵搔



鐵爪を打込み水中を搔き廻せば沙中に潜伏する所の鰈其他の小魚沙上に露はれ出

るを別に小さき叉を把りて刺して之を捕獲するなり

第十 玉珧搔

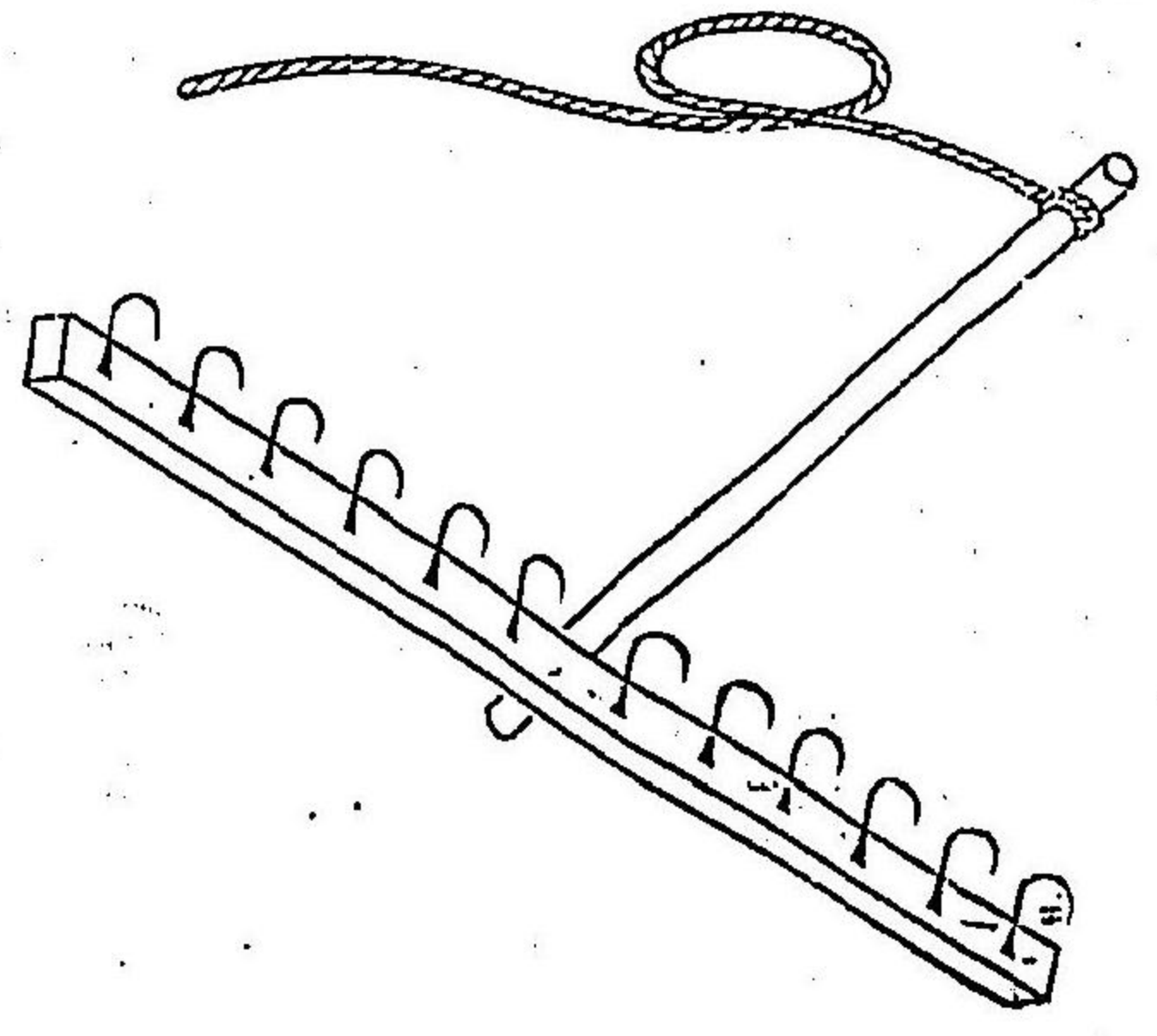
玉珧を採るには鈎狀の具を以て打懸くるものを多しとす其形状は既に鈎類中に載せたりと雖も猶爬具を以て搔き採るものも之あり此に示す所は肥後地方にて

使用するものにして其形状略は前者蝦搔に類し材は木を以てし鐵釘を排列し其頭を句曲したるなり

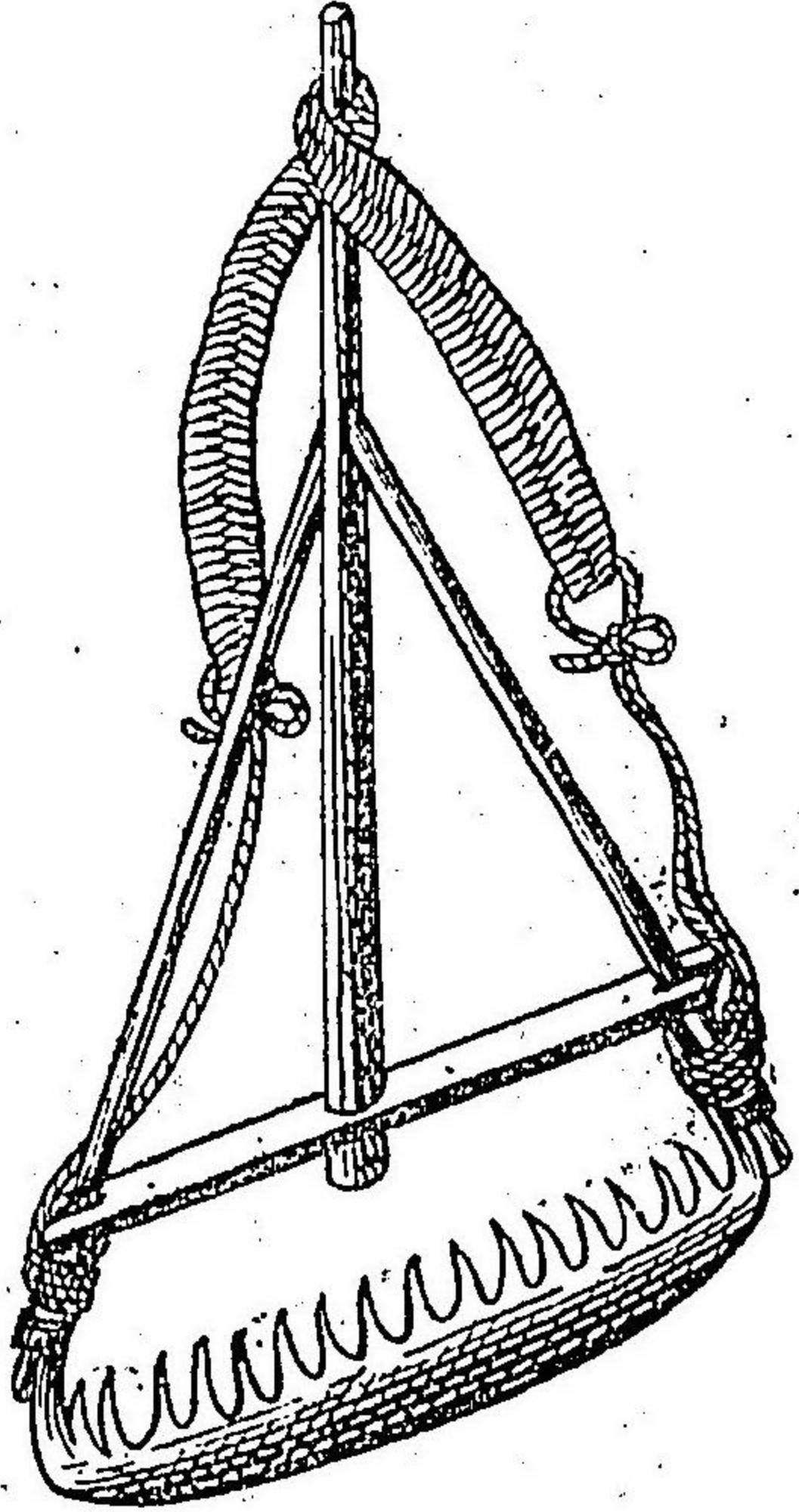
第十一 カナドゥ

東京内灣各地に於て「カナドゥ」と稱ふるは蜆を最とし其他各種の小貝を採るものにして

第六十八号 玉珧搔



第六十九号 カナドゥ



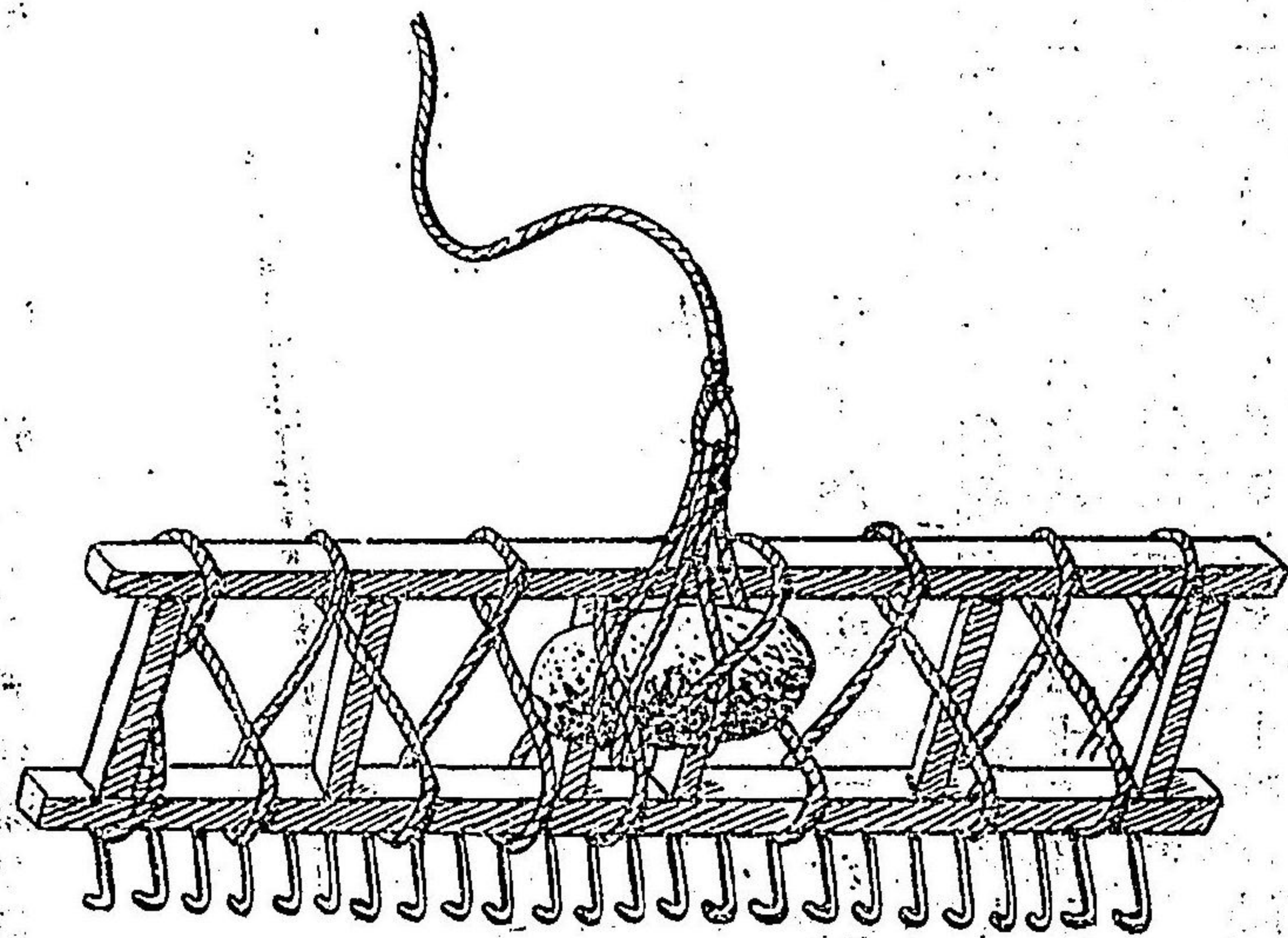
其具は鐵の長さ二尺三寸許幅五寸許のものに長さ五寸許の爪無數を出し恰も櫛の齒形をなし之に杉

の柄と腕木を附くること第六十九圖の如し柄は丸くして末口一寸五分長さ五尺許とし左右の腕木に各一筋づゝの繩を結び其末に藻或は蕤にて作りたる方言ハ「ヒヲ」と稱へ帶の短きか如き状のものを附け之を腰に纏ひ干潮の時徒歩して海水膝に達する處に入り肩と腰とを動搖させ後面へ退却しながら鐵爬を沙中に曳けば沙中に在る貝は其齒に懸りて沙上に露はるゝを以て鐵網を以て抄ひ取り之を方言濱策（ハマサシ）と稱ふる籃の中へ收むるなり此の漁業は三月より八月までを季節をよしとす

### 第十二 藻 桁

因幡國地方に於て使用する藻桁と稱するは各種の藻類を採るの具にして第七十圖に示すが如く桁の幅四尺五寸許堅八寸許鐵爬の數四十本餘長さ七寸餘とす曳網は藻繩にて製す之を使用するには小船に漁夫一人乘にて海藻の緊茂せる所に之を下し鰯を漕ぎ船を進め時々桁を引揚げ懸れる海藻を採收するなり

藻 桁 圖 十 七 第

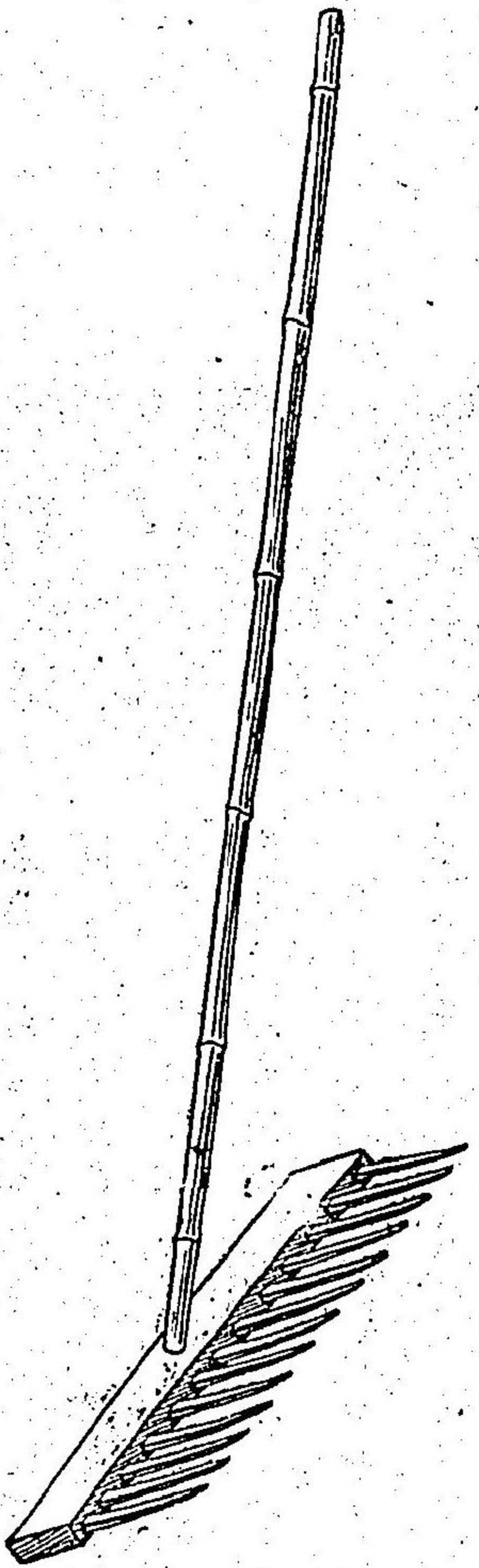


### 第十三 藻 搔

藻搔とは流れ藻と稱し藻類の波浪の爲め切斷せられて潮流に隨て漂流し又は磯邊に寄り集りたるを搔き取るの具にして之を採るの目的は専ら田畝の肥料に供するにあり採收の季節に定まりなしと雖も晩春より夏土用の頃までの間之を爲すもの多し其器は杉材を長さ一尺七八寸乃至三尺幅四寸厚さ二寸許に造り是に竹若くは櫂を以て方五寸長さ七寸許に作りたるもの十本乃至十五本を駢植し中央に長さ一

尺内外の竹柄を附し船上より流れ藻を追つて掻き揚ぐるものにして右記する所

第七十一圖 藻搔

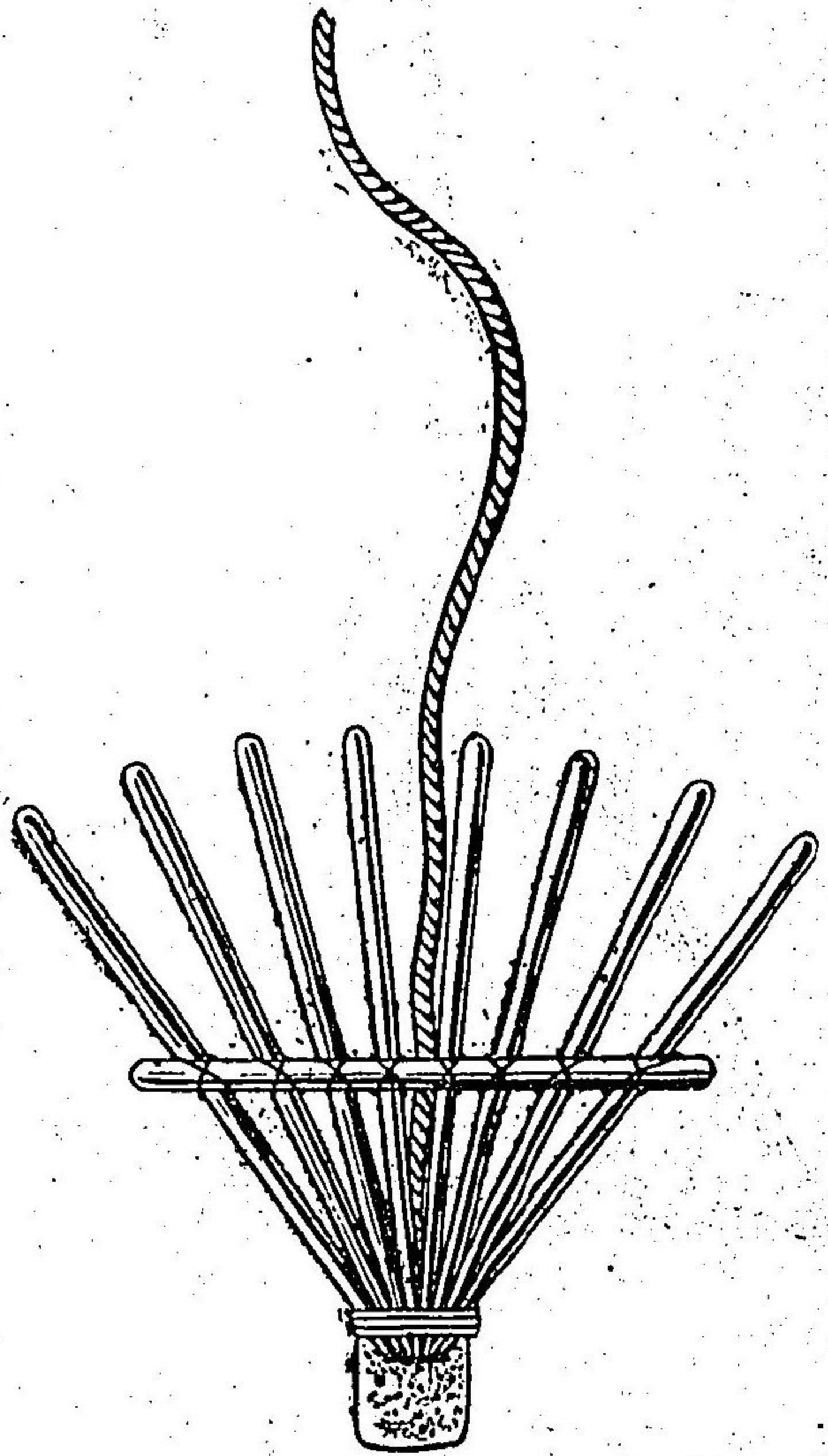


は備後地方にて多く使用するものなり

### 第十四 安德和布採

豊後國南海部郡にて安德和布を採るの季節は二月より三月の間とす其具は長さ五尺餘周四寸許の木七八本乃至十本許を排列し其元を緊縛し中央には長さ四尺許の木を横たへ之に編み附け先を開かしむ其狀扇の骨の如し其元には重量三貫匁位の石を括り之に長さ凡そ五十尋の綱を附けて海底に投し舫を以て船を磯邊

第七十二圖 安德和布採



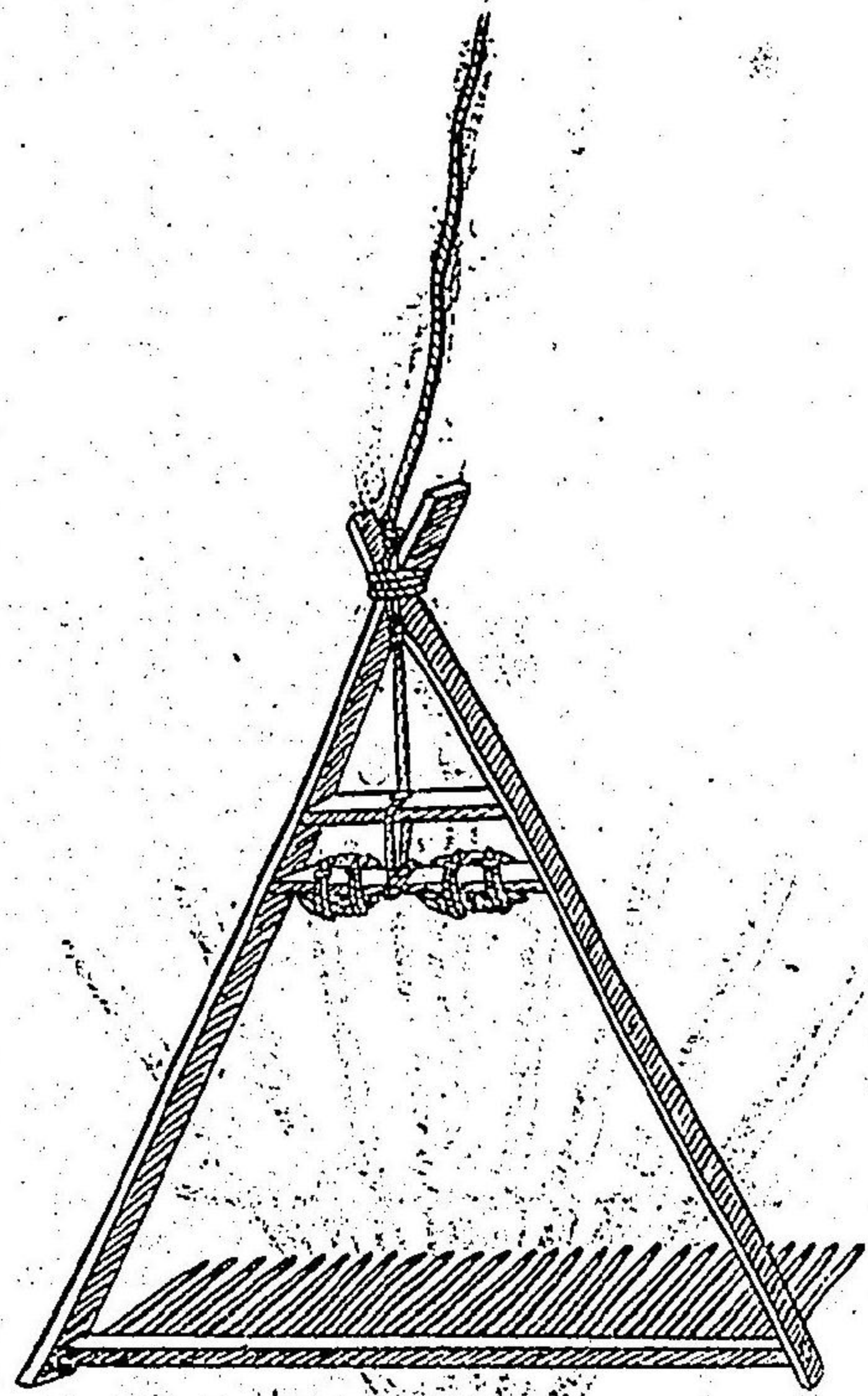
に漕ぎ廻し藻の懸りたるときは船甚た重きを覺ゆるを以て之を引揚げ其藻を採り收むるな

り而して該地にては安德和布を俗に「アントク」藻と稱するにより此の具を「アントク」藻採の名あり

### 第十五 石花菜採

石花菜の産地多しと雖も其餘産にして且優品を出すは志摩國及伊勢國度會郡の南部を以て最とす採收の季節は地位に依り些の異同ありと雖も概ね五月より八月迄の間とす採收法は桁網を用ゐるあり又潜水して採るありと雖も猶其他に爬具をも用ゐる地あり爬具に二様あり一を「ガンガリ」と稱べ一を「カギ」と云ふ

一 志摩國に於ける石花菜採

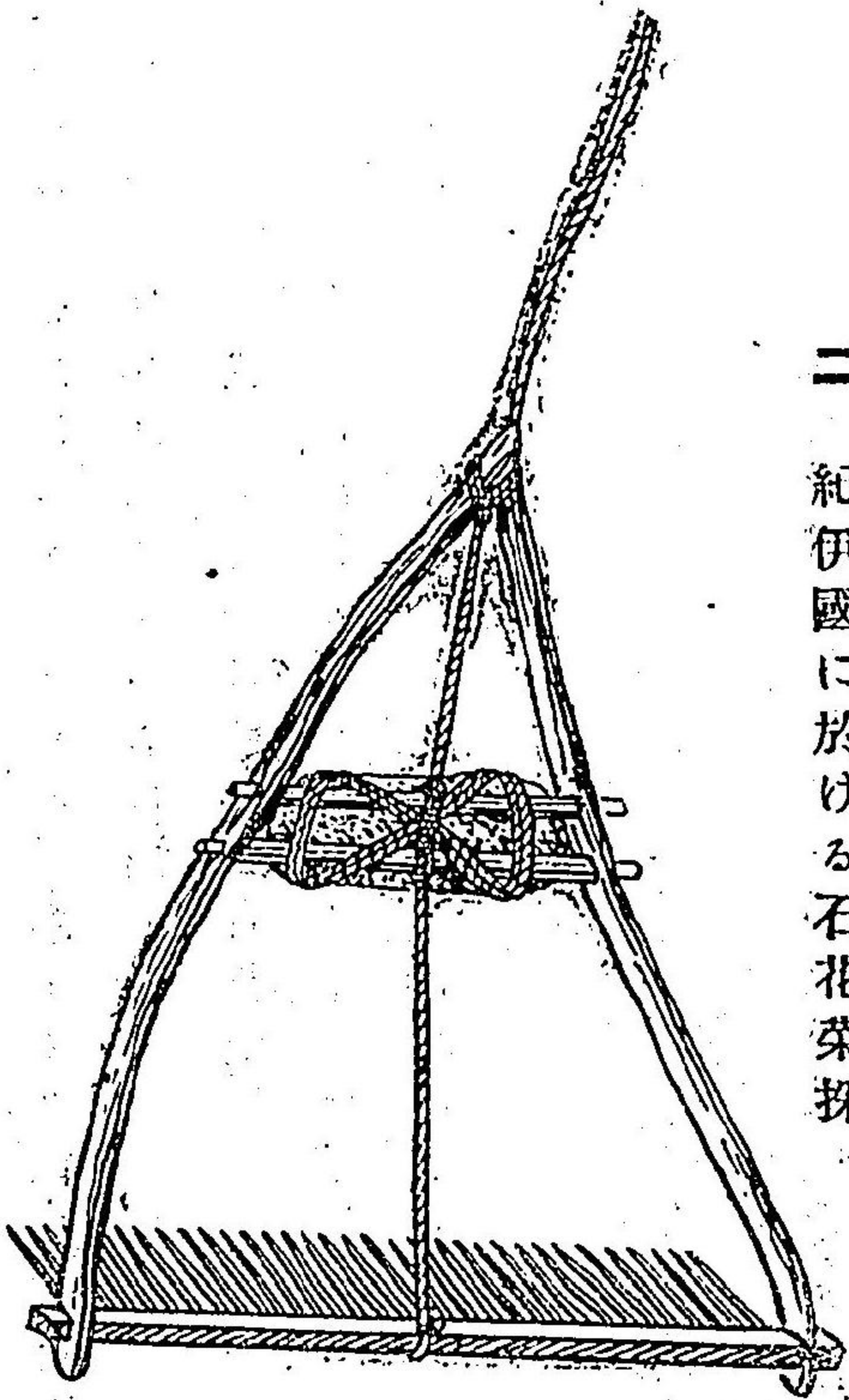


「ガンガリ」は志摩國志摩郡布施田村に於て使用するものに就て記さんに第七十三圖に示す如く木材を以て前面の幅三尺二寸左右の長さ三尺七寸の三角形の枠を作り

リ ガ ン ガ 圖 三 十 七 第

其前面に眞鍮線長さ三寸のもの其數六十本を駢植し恰も櫛の齒の如くす而して桁の一方に二本の横木を貫き之に重量八百匁の石錘を附け又此處より引綱を出し其長さ凡そ五十尋とす此の器を小舟に載せ二人或は三人乗組み陸を距ること二三十町の海至り綱を舟に取り器を海底に下して曳き廻り時々引揚げて其齒に懸れる石花菜を採り收むるなり

二 紀伊國に於ける石花菜採



「カギ」は紀伊國北牟婁郡二郷村に使用するものは大體の形狀は前者「ガンガリ」に異ならずと雖も前面の幅凡そ三尺左右の長さ四尺とす而して前面に

キ カ 圖 四 十 七 第

特殊漁業 採貝具類 爬貝 石花菜採

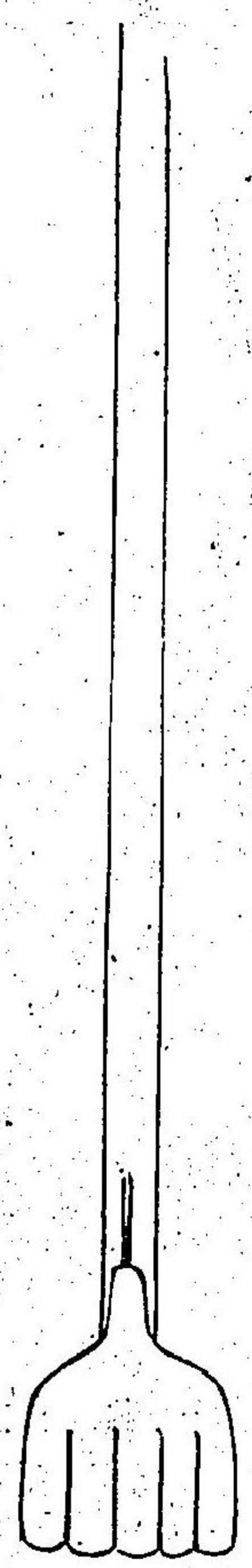
百十

植る所の齒は竹を用ゐるを最も異なる點とす其齒の數は五十本餘あり曳網の長さは凡そ六十尋使用法は凡て前者に同じ

三 出雲國に於ける石花菜採

出雲國島根郡大芦浦に於ける石花菜採は第七十五圖の如く鐵板に五本の爪を出したるものを作り之を竿頭に縛りたるを海底に下して搔き採るなり季節は五月

圖五十七 石花菜採

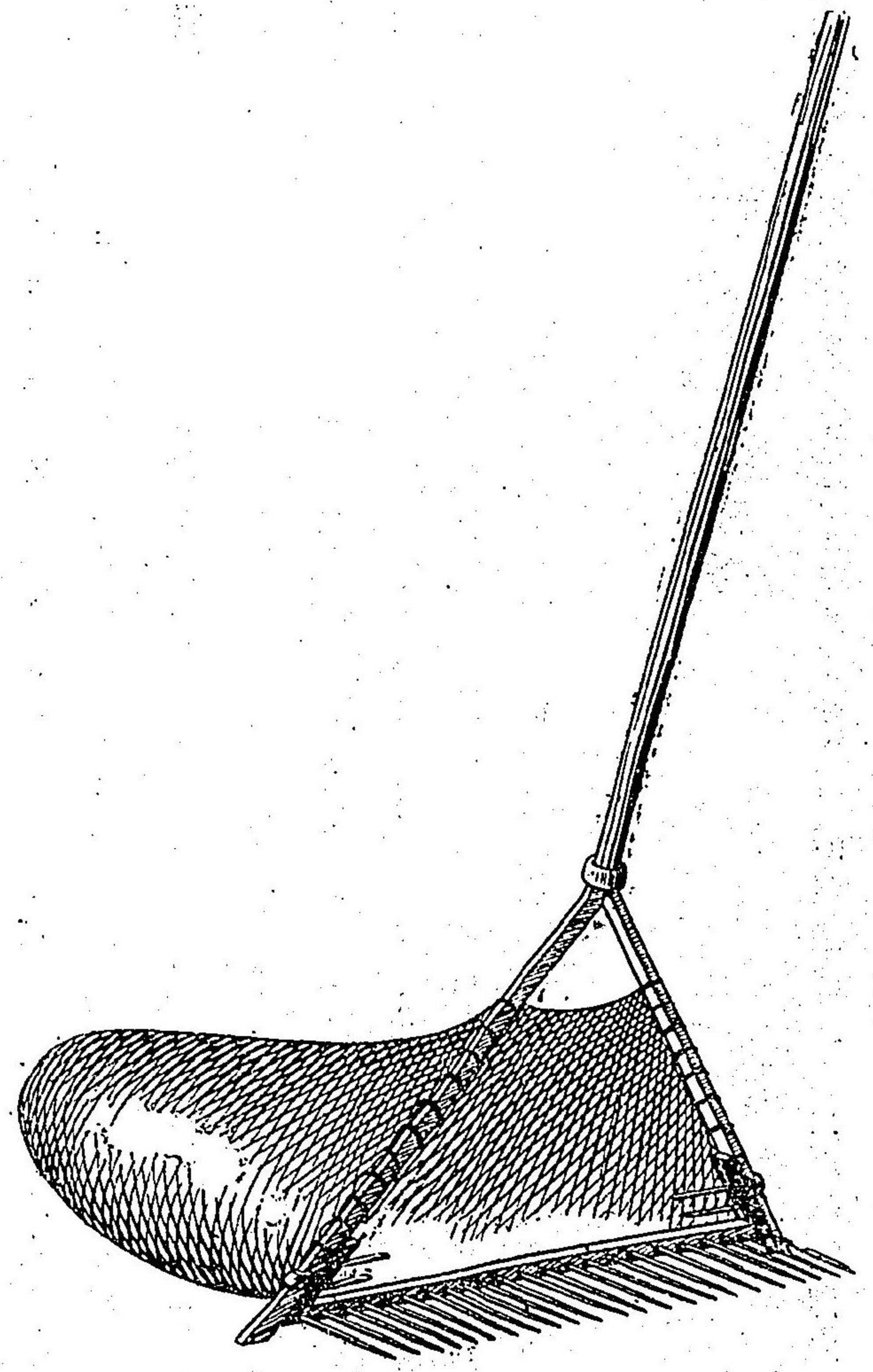


より七月までにして採收する場所は同浦黒島地先十丁許深さ三尋餘に至るの海中なり

第十六 藻貝搔

備後國沼隈郡田尻村に於ては多く藻貝を採收す其器は第七十六圖に示す如く長さ二尺五寸方七分の鐵桁を横たへ之に二十四本の爬爪を駢植す爪の長六寸にし

藻貝搔 圖六十七



て方六分とす桁の兩端を長二尺五寸つゝ杉の角材を以て挟み一端を一所に合せ之に長さ廿三間半周圍六寸の杉の柄を繼ぎ其繼きたる所の上より鐵環を施し之を締括す而して鐵桁に沿ふて五分目の麻網を附す其網は深さ二尺五寸幅も二尺二寸の囊狀にして其左右を鐵桁を挟みたる杉材に結び附け以て其囊口を開張せしむるなり

之を使用するには四五月の交を以て季節とし陸を距ること凡三十間許海の深さ三尋以内にして海底多く藻藻の生したる處を擇ひ一人一具を携へ各其柄を肩に擔ひ中央に雙手を掛けて鐵爬を海底に打込み一人舟に棹して退くに從ひ徐に海底を搔き起せば藻貝は網中に入るを以て時々之を引揚げ入りたる貝を採り收むるなり

### 第十七 海雲採

海雲の採收具は地方に依り差異あれとも今備後國沼隈郡阿武兔の海峽御調郡布刈及び尾道の海峽等潮流最も急激なる場處に使用するものは杉材を方二寸長さ

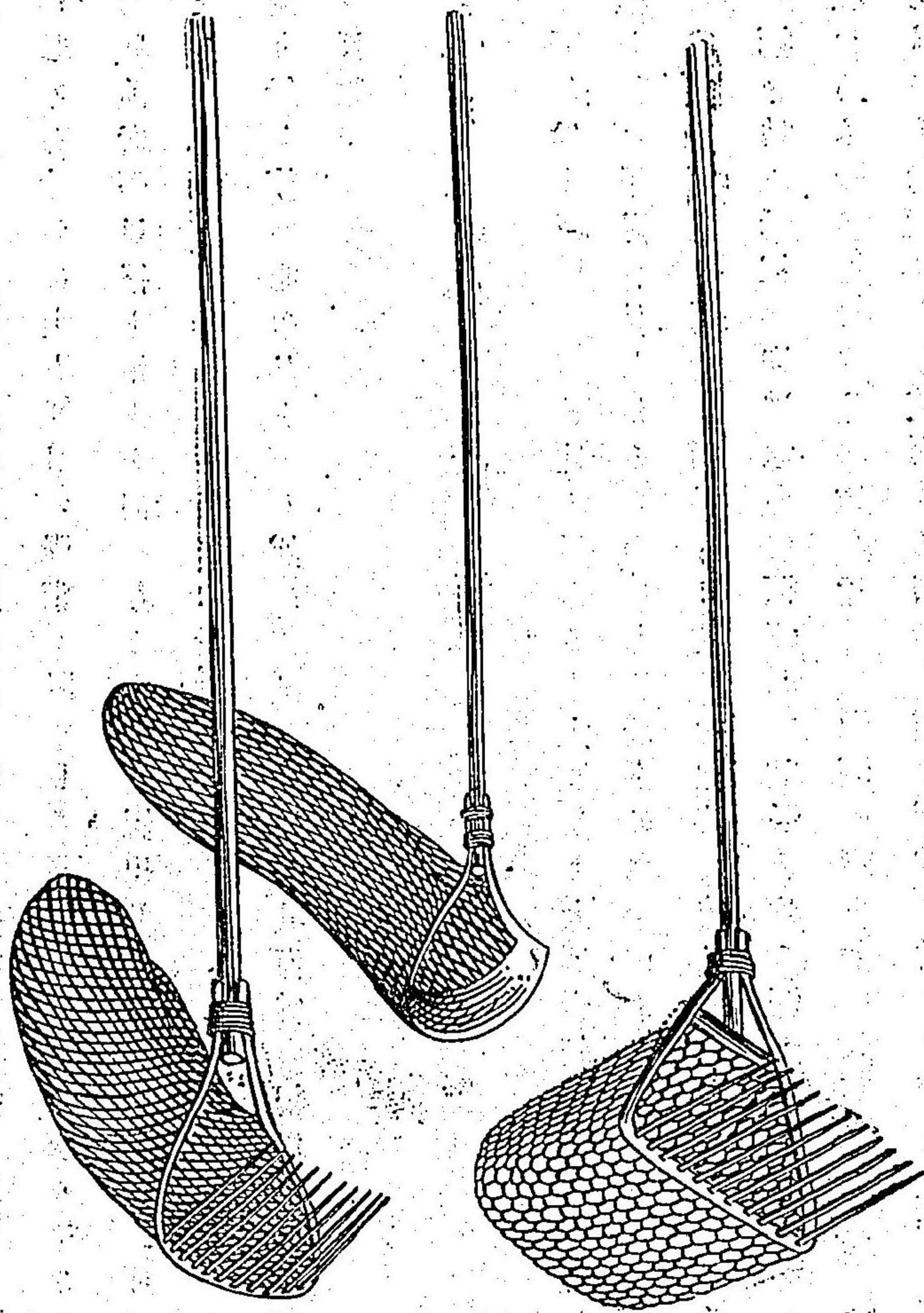
一尺五寸に作り之に長さ五寸の鐵爬十本を駢値し其一方に幅一尺五寸深さ一尺六寸にして五寸間に十五節目の囊網を附け長さ三尋の竹柄を嵌めたるものにして其形狀前者藻貝搔と殆んど同一なるを以て圖出せず採收季節は二月初旬より下旬までとす海雲は海底の「ガラモ」に着生するものなるを以て干潮の時を候ひ其處に至り船を停め此の具を下し靜に「ガラモ」を搔き其海雲の網に遺れるを時々引揚げて採收するなり

### 第十八 蜆搔

蜆搔は所在爲す所にして各地小異あるも大同なり大抵囊網の口に鐵爬を鋸齒狀に駢植し又は平刃を付したるものにして淺瀬の水中に入り其器の柄に紐を附け之を腰に結び柄先を肩にし兩手にて其下を把持し後方へ却歩しなから水底を搔き時々柄を執て囊網を仰け水中に振蕩して其混入せる泥土を淘汰し去り残れる蜆を收むるもの多しとす此の業を爲すに滿潮の時の如きは潮水殆んど頤下に及ばんとするも猶能く之を使用する者あり更に深處に於ては棹を泥中に立て船を

圖 七 十 七 第

搔 蛎



此に止めて船上より使用するものあり

其器は各種あれども第七十七圖に示す所は大阪府下にて使用する所にして方言「カテ」と云ふ其左傍のものは鐵爬の長さ七寸、鑿網は麻製にして長さ二尺三寸、柄六尺中央のものは鑿口は鐵の平刃にして幅一尺五寸許、鑿網は亦麻製にして長さ三尺柄四尺、右側のものは鐵爬の長さ六寸、鑿口の幅一尺二三寸、鑿は金網にして柄の長さ四尺とす是等の具は主として蛎を採るの外猶小蛤其他雜貝類をも採收するなり

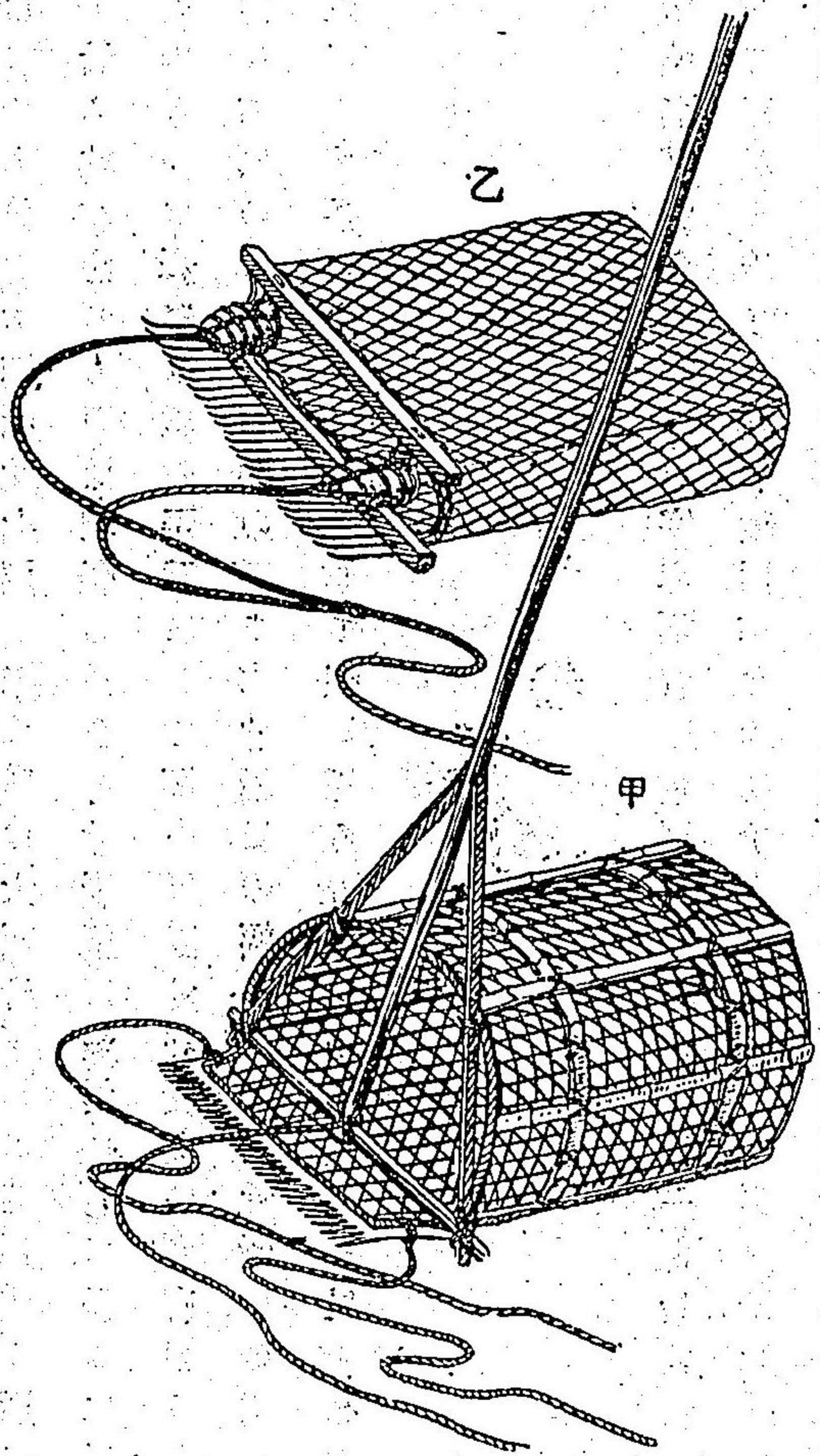
### 第十九 貝 卷

伊勢國桑名郡桑名獵師町(小字赤須賀)三重郡富田村及富田一色村は舊來蛤を産するを以て著名の地なり其漁獲四季を問はずと雖も冬季は肉厚く味殊に美なるが故に此の時を以て爲す者多し其漁を貝卷と稱へ捕獲具を「カヒドリマダハ」と云ふ第七十八圖甲の如し

#### 一 伊勢國桑名郡に於ける貝卷

「マクハ」の構造は第七十八圖及七十九圖に示す如く深さ五尺の竹籠を作り其口の一面に櫛齒狀に駢列したる鐵爬を設け籠の口に枠を括り附く其枠の鐵爬に並行

一 搔 貝 圖 八 十 七 第



して横はれる木を「シユモク」と云ひ長さ四尺「シユモク」の中央より出せる木柄を「振

木又「振棒」とも云ふ長さ三間餘とす「シユモク」の左右より各腕木を出して木柄に接  
着す而して鐵爬の左右端及「シユモク」の中央木柄を括り附けたる處より各長さ  
五間乃至八間の網を出し各之を船梁に括り附け又別に一挺の轆轤及び鐵並に長  
さ五十尋の鐵網を備ふ

漁法は小船一艘に漁夫三四人乗にて漁場に至り先づ錨を投じ鐵網を伸ばして船  
を進め網の長さ盡くるに至りて一人船の表に立ち「マクハ」を海底に下せば他の二  
三人は船の艫に設けある轆轤を廻轉し鐵網を巻き以て船を錨の處に退かしむ此  
の間表に立ちたる一人は「マクハ」の柄を執りて之を壓し沈め以て沙中を爬搔せし  
め其蛤の籠に入ること多きに至り船を止め籠を揺かし沙を排泄せしめて船に引  
揚げ入りたる蛤を捕獲するなり

二 伊勢國三重郡に於ける貝巻

伊勢國四日市より以南の各浦にて用ゐる蛤貝巻漁「マクハ」は前者と少しく形狀を  
異にす先づ木を以て幅四尺高さ八寸の枠を作り桁の下邊に長さ八寸の鐵釘を一  
寸五分距離位に駢植すること凡そ二十七八本此の枠に細き藁繩を以て編みたる

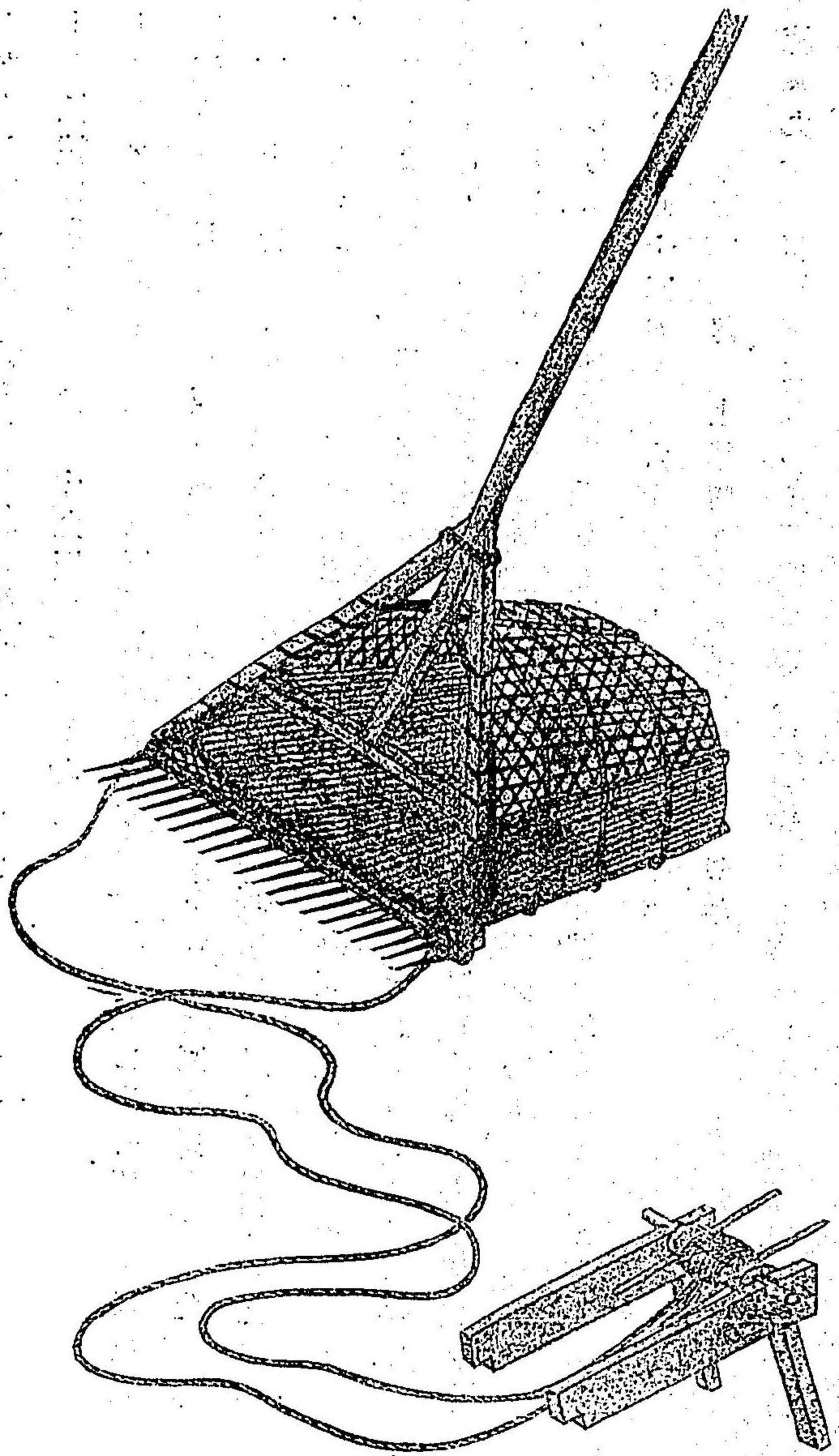


囊網を結び附く網の幅は杵の幅に副ひ深さ五尺位網目は地に接する方を一寸三分上の方を二寸とす又杵口の左右の柱には重量二貫五百匁より三貫匁位の石を括り附け是より各一筋つゝの網を出し其末端を一集に結び合せ而して之を長さ凡そ三十尋の藁製の曳網に繋くなり但し土地に依り囊網の底を稍や細く尖らせるものと丸くせるものとありて一ならず使用法は略ほ前者に同じく第七十八圖乙に示せるが如し

三 武藏上總地方に於ける貝卷

武藏國南葛飾郡及び上總國市原郡下總國千葉郡東葛飾郡等東京内灣各地に於て貝卷漁と稱ふるは主として馬珂貝を捕るものなれども猶其他螂蛸カサゴキサゴ等の類をも漁す其漁法を亦「マングイ」と云ふ季節は十月下旬より始め翌年三月上旬に終るものとすれども「キサゴ」を採るは五月より六月までを良期とす「マングイ」は鐵製の梭を作り長さ三尺許とし之に鐵の爪凡そ二十本許を出し其長さ四寸許とす而して梭の長さと同じ幅にして深さ二尺許の籠を結び附け其梭の際より籠の口を跨ぎ長さ三間許の木柄を附け籠の兩端より更に一本づゝの木を

一 卷貝 圖九十七第



出し其末を交叉して之を柄に結び付け又籠口の兩端より各一本づゝの網を出し其末を轆轤に巻くこと第七十九圖に示すが如し

漁法は「テント」と稱ふる長さ二丈五尺幅四尺五寸許の船一艘に漁夫四人程乗組み海底深さ八九尺の處に至り櫂の木を以て作りたる水棹を海底に振り立て此の棹の水際の處へ方言根網と稱ふる長さ十五間許の葉網を結び付け又根網の先きへ巻網と稱ふる長さ十五間許の麻網を繋ぎ船の艦より其網を曳き船の「ハサミ」の間に轆轤を設け船梁に股繩と稱ふる繩を船の左右に跨かせ之を「マングイ」に結び付けて海中に下し一人の漁夫は「マングイ」の柄(方言桁棒)を堅に持ち一人は轆轤を巻くなりされは海底沙中に在る所の貝類は「マングイ」の穂先に懸りて籠の中に入るべし然る後巻網を轆轤にて巻き揚げ籠に入りたる貝を船に採り入る斯くすること終日三四十回乃至五六十回にして止むものとす

#### 四 上總國九十九里に於ける貝巻

上總國九十九里浦邊に於ける貝巻は専ら蛤を漁するものにして漁業は期節を論せず風波平穩なる日は年中之を爲す

「マングイ」は東京内灣に用ゐるものと形狀略は同一なりと雖も籠に代ふるに麻絲製の葉網を以てするを異なりとす其「マングイ」に二種あり一は「沖マングイ」と稱へ棹の長さは五尺内外爪は長さ一尺三四寸にして二本許あり専ら大蛤を捕るものにて二里内外の沖合に於て使用す一は高巻「マングイ」と稱へ棹の長さ四尺一二寸爪は長さ一尺餘にして三十本許あり是は中蛤を捕るものにて磯際より百間内外深さ一丈許の處に於て使用す漁船一艘に漁夫五人位乗組み之を使用す其方法は前者東京内灣のものと同じ

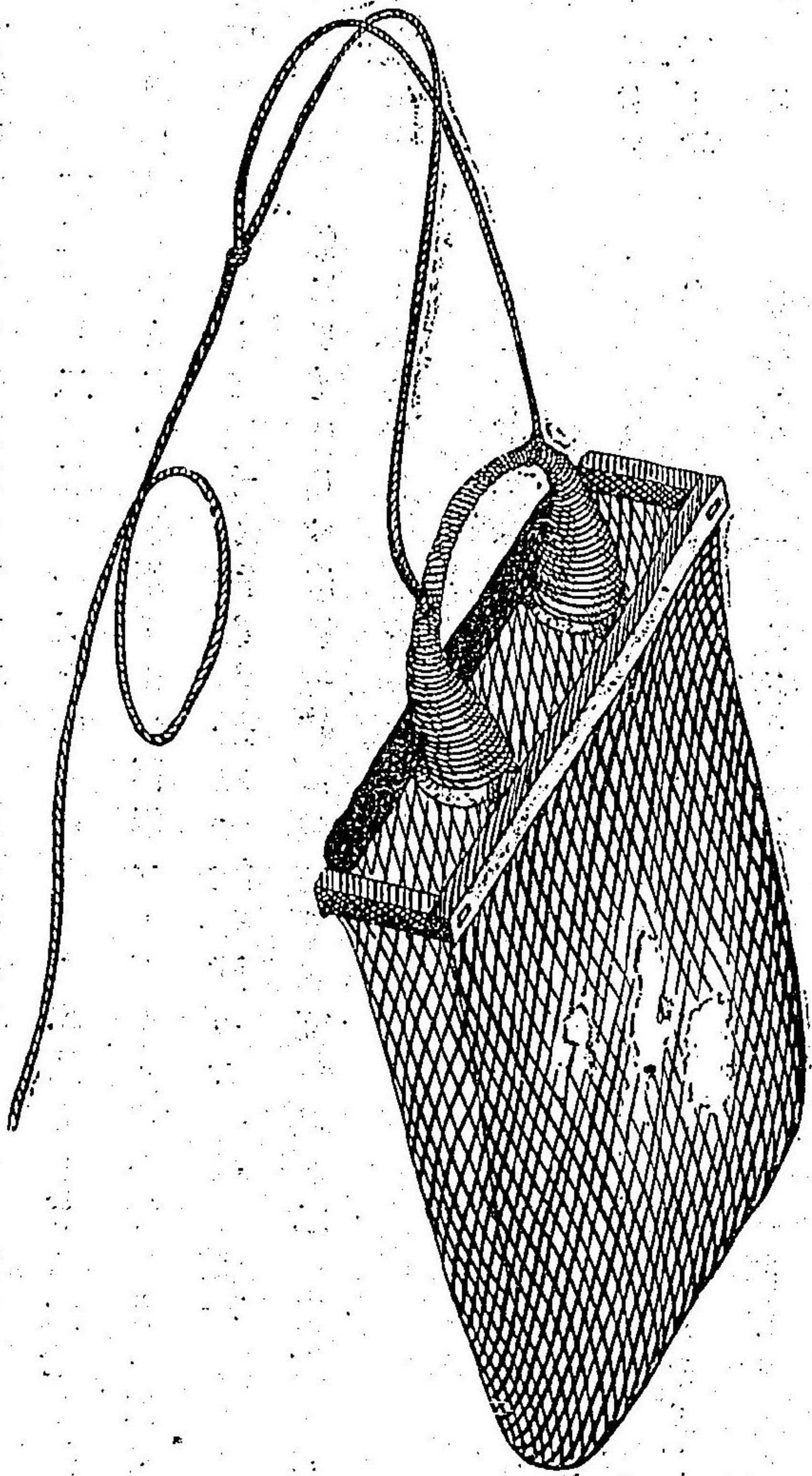
#### 第二十一 眞珠貝網

眞珠貝は岩石に附着して生育するが故に其漁法は蟹を以て起し捕り又は又にて突き捕るを多しとすれども又間々網を用ゆることあり今其網を記す

志摩國に於ける眞珠貝網は一に小桁網と稱し其漁期は四時を問はずと雖も五月より七月までを最良季とす網は麻絲製二寸目凡そ一尋四方のもの二枚を上下にし左右に「ハスワ」を入れて編き合せ蟹狀となし其蟹口を木製の枠に綴り附く枠は

横四尺五寸 縦一尺二寸にして下縁に鐵板を着く尙杵口に二本の柱を立て之に重

網 桁 小 圖 九 十 七 第



量一貫二百匁許の石を括り附け之より釣手を出し其上を藁繩にて巻くこと第八

十圖の如し又其釣手には更に長さ四間餘の手網を附け末を結び合せ之を曳網に繋ぐなり曳網の長さ凡そ二十五尋許とす漁法は前記海鼠網に異ならず

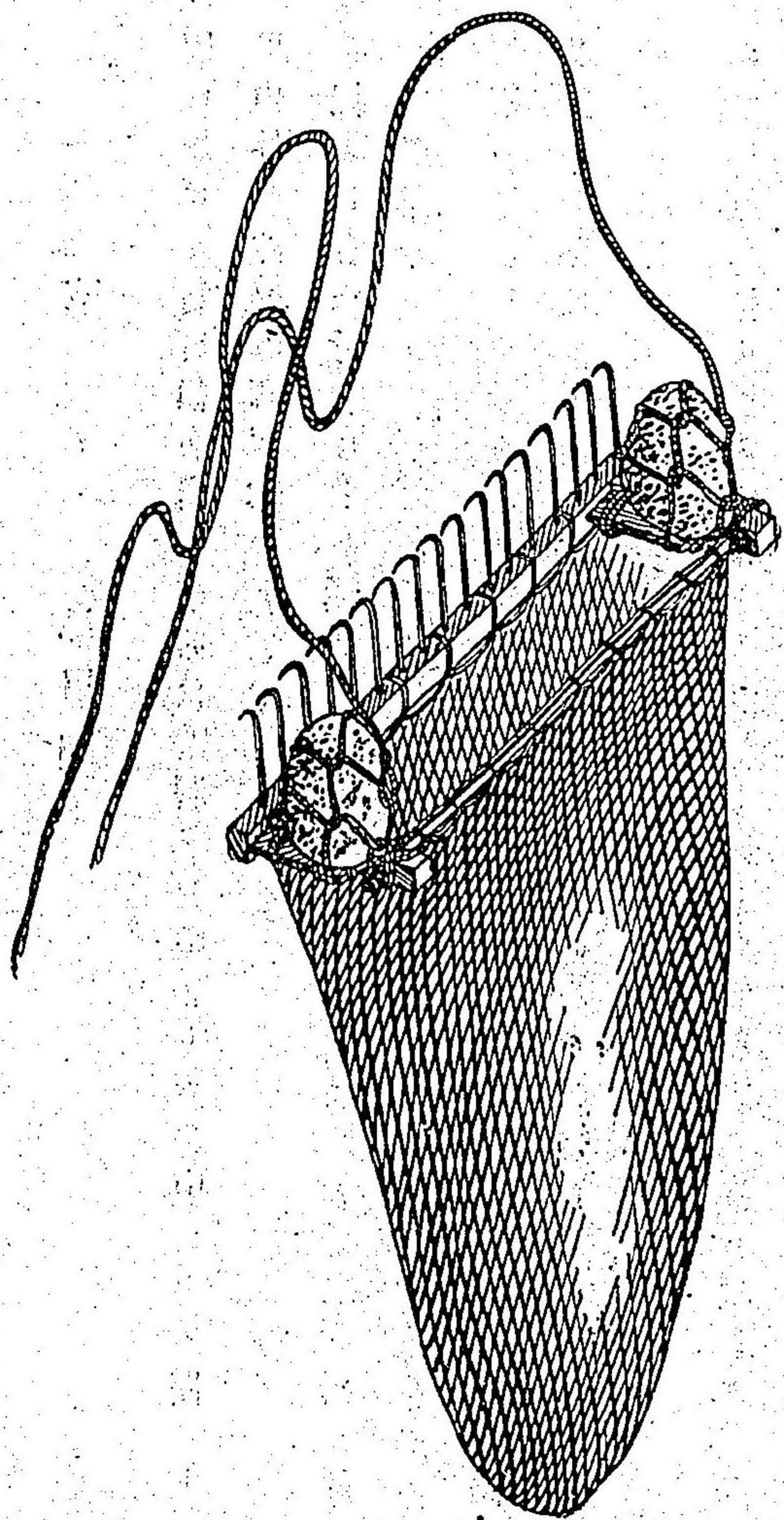
### 第二十一 鳥貝網

安藝國に於ける鳥貝網漁業の季節は陰曆三月頃より六月頃に至る間にして漁場は一里内外の沖合海底泥濘の處とす

網は藁繩製目合一寸位にして囊狀を爲さしめ深さ五尺許とし之を桁に綴り附く桁は横三尺高さ一尺許にして其左右と下縁とは木を用ひ上部は竹を用ひて之を造り又桁の下縁には横さまに鐵爬を並列し其頭を下に曲げて殆んど勾狀をなさしむ其數十七個とす桁の左右に重量五百匁許の石を網狀に編みたる囊に入れて桁の左右に結付す

漁法は船一艘に漁夫二人或は三人乗組み網の曳網を船に括り櫓を以て進行するときは網は一旦順風を得て帆にて進行するときは舳艫及び船腹の三所に網具を装置し船を横進することウタセ網漁法に異ならず網は船に曳れて運動するに隨

網貝鳥 圖一十八第



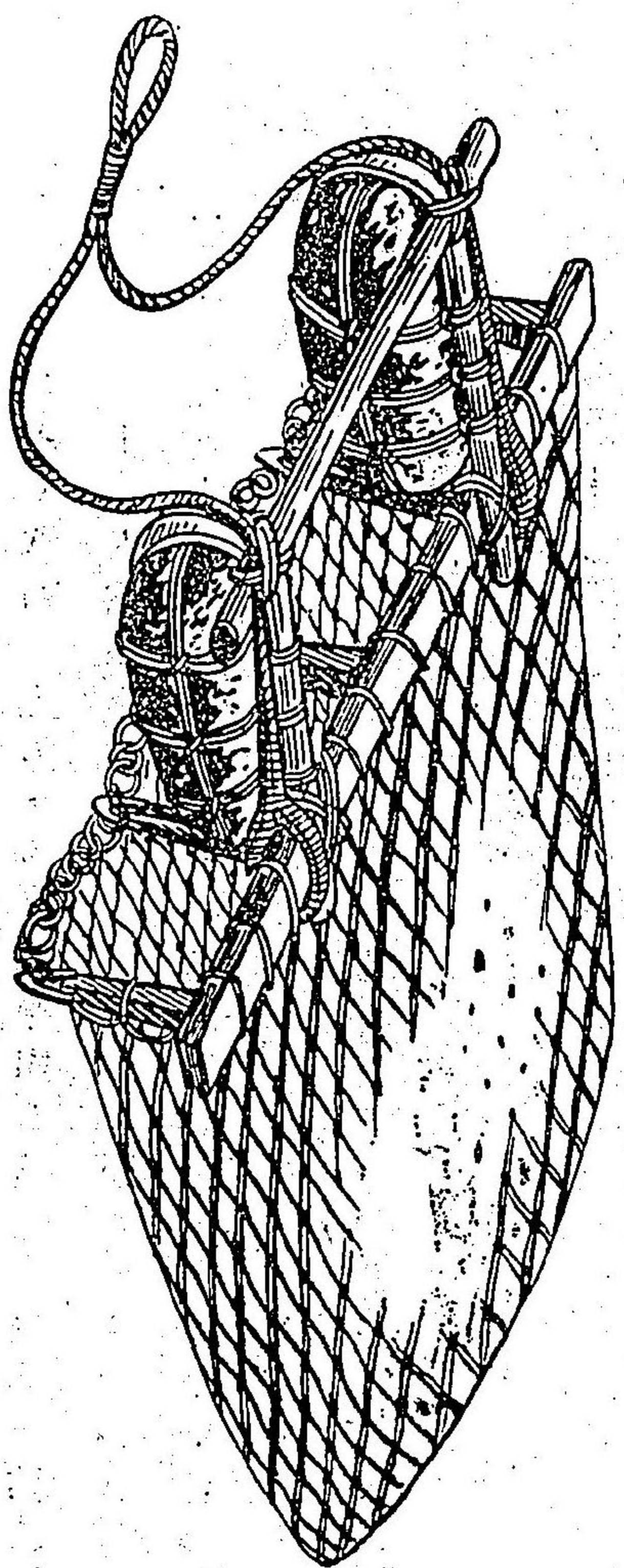
特殊漁業 投網具類 爬具 鳥貝網  
ひ鐵爬にて海底を搔き泥沙中に棲息する鳥貝を搔き起し籠網入りたるを時々引

揚げて捕獲するなり

第二十二 海鼠八尺

海鼠八尺は陸奥國及び北海道にて使用する所の爬網にして網は下側は麻糸を以

尺八鼠海 圖二十八第



て作り網目は三寸目七十五掛長三尺上側は藁三子繩を以て作り網目は三寸七十  
五掛長さ一尺五寸而して上下兩側を縫ひ合せて囊状となし之を桁に附す桁は方

言之を臺木と稱し檜材にて作る長さ凡そ六尺にして四本乃至五本の爬を附す爬の長さ凡そ八寸其狀恰も「コマツライ」の如し而して爬の下端には爬金ツツカネを附し之に鐵鎖を貫き以て網の下縁となす又爬には第八十二圖に示す如く二個の石重量各一貫五百匁許なるを附し沈石の上方より手網を出し其端に曳網を結び附く漁法は小船一艘に漁夫一人乗組み未明に出船し岸を距る數丁の沖合に漕ぎ出し錨を下し其網凡そ百五十尋許を延べ置き次に八尺を下し曳網を海深の約三倍程延し其一端を船梁に結び置き最初延し置きたる錨網を手繰り徐々に船を進め錨の處に復すれば錨網を船梁に結び附け網の曳網を手繰り網を引揚げ入りたる海鼠を捕獲するなり

### 第二十三 海扇八尺

此具も亦同地方に於て使用する所なり構造は都て前者に同じ只た網目の稍大なりと爬の數多きを異なりとす爬は八本位を附す或は木材の爬を用ひずして鐵にて作りたるもあり別に圖を揚げす

明治四十五年七月七日印刷  
明治四十五年七月十日發行

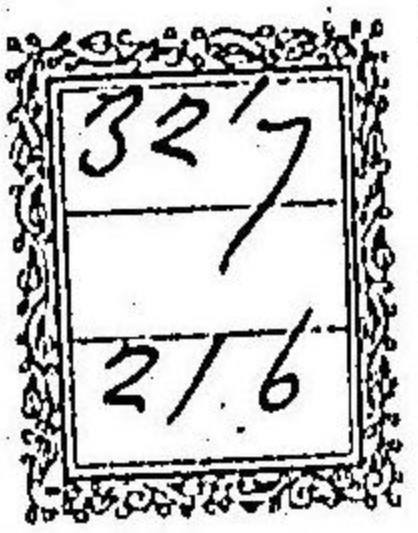
## 農商務省水産局

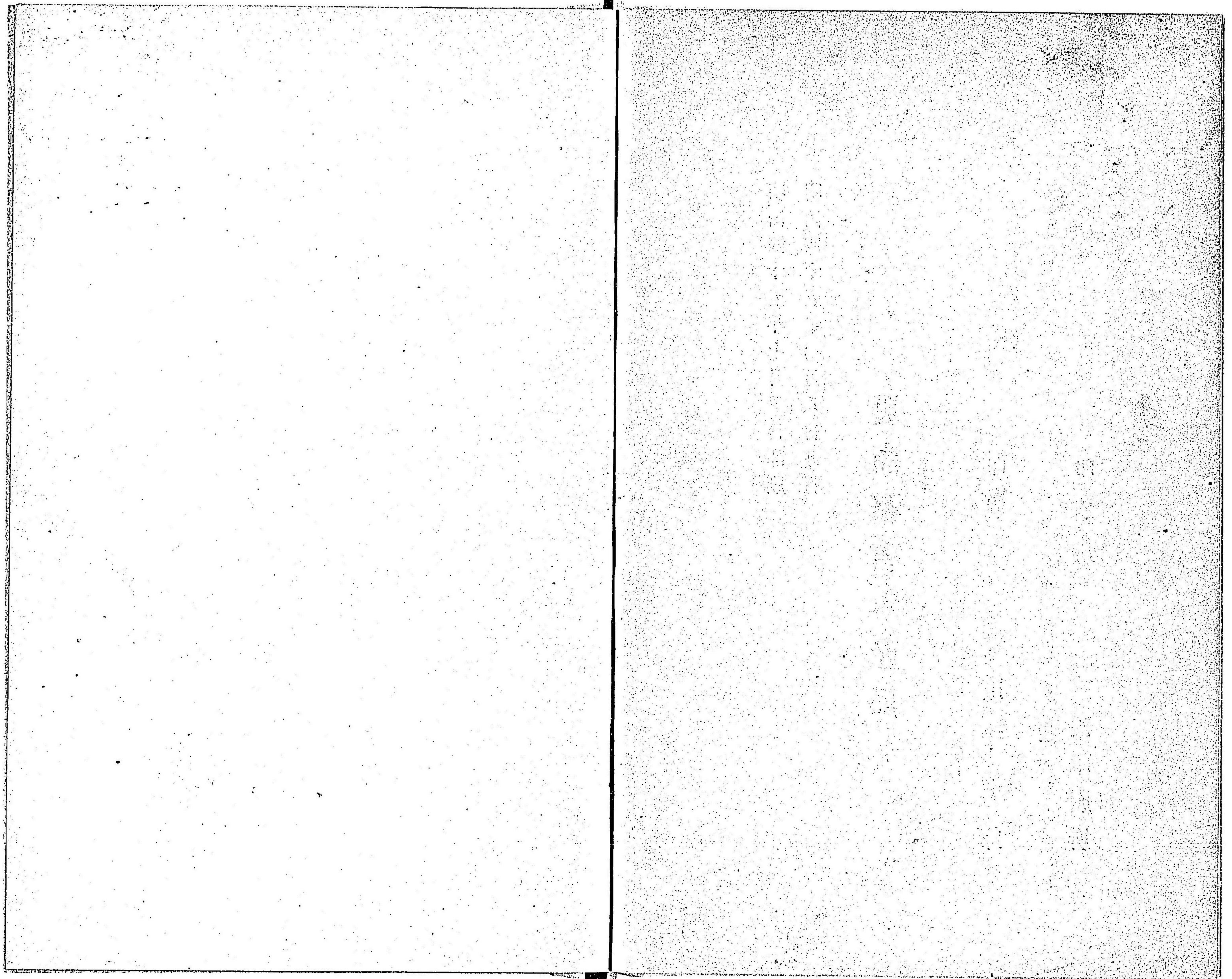
東京市芝區松本町四十四番地

印刷人 野田千太郎

東京市芝區三田四國町二番地

印刷所 會社三田印刷所



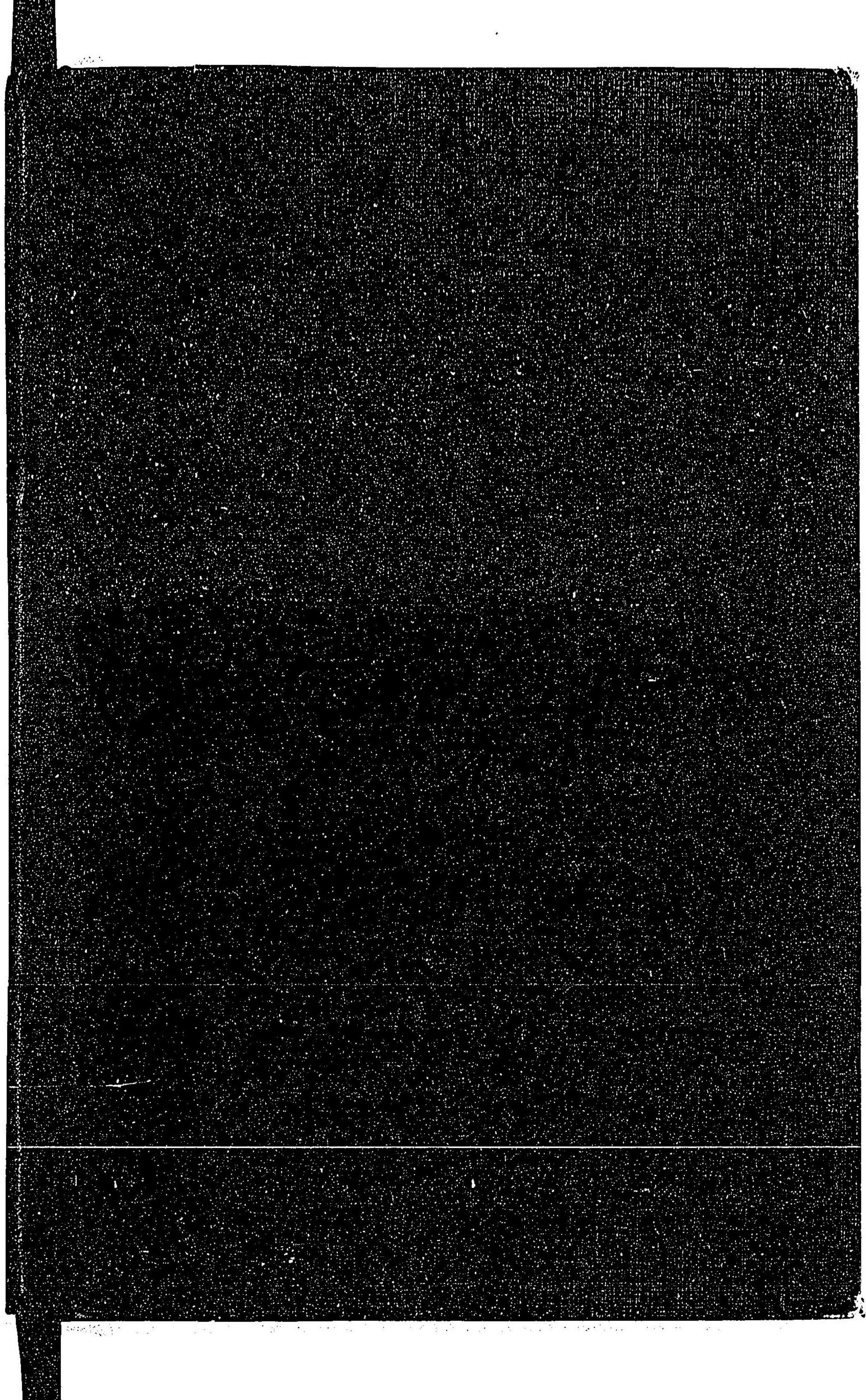


13186

327

216





327  
216

27. 2. 12